

○疑義照会回答（年金給付）

1. 老齡給付年金請求書.....	P 1	整理番号 1～33
2. 障害基礎年金請求書.....	P 17	整理番号 1～17
3. 障害給付年金請求書（障害厚生）	P 25	整理番号 1～7
4. 遺族基礎年金請求書.....	P 28	整理番号 1～4
5. 遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	P 30	整理番号 1～14
6. 老齡年金請求書(旧)（厚生年金）	P 36	整理番号 1～2
7. 通算老齡年金請求書(旧)（厚生年金）	P 37	整理番号 1～7
8. 老齡年金請求書(旧)（国民年金）	P 42	整理番号 1～3
9. 未支給（年金・保険給付）請求書.....	P 44	整理番号 1～8
10. 死亡一時金請求書.....	P 48	整理番号 1～2
11. 脱退手当金請求書.....	P 49	整理番号 1～19

12. 年金受給者現況届	P 60	整理番号 1
13. 進達事務	P 61	整理番号 1
14. 年金受給選択申出書の進達	P 62	整理番号 1
15. 再裁定（様式第 127 号、127 号-2 の処理）の進達	P 63	整理番号 1
16. 再裁定（様式第 127 号-3 の処理）の進達	P 64	整理番号 1
17. 標準報酬改定請求書（合意分割）	P 65	整理番号 1～7
18. 老齢福祉年金諸変更等の処理	P 68	整理番号 1
19. 特別障害給付金請求書	P 69	整理番号 1～2
20. その他	P 70	整理番号 1～9

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢給付年金請求書	1	合算対象期間について	国民年金法第 26 条 国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項	60 歳到達時（平成 13 年 1 月 2 日）厚生年金期間 220 月と共済一時金期間 53 月で受給要件を満たし、特別支給の老齢厚生年金が発生しました。 今回の年金記録問題で、名寄せにより国民年金手帳番号が判明（第 1 号被保険者納付期間 82 月）したことで、厚生年金期間 220 月と合計し 302 月となりました。 60 歳到達時、二重加入（国民年金と共済年金）の確認ができなかったこと、また、新規裁定時に国民年金手帳番号が判明していれば、国民年金期間と厚生年金期間のみで受給権が発生しており、「合算対象期間は本人からの申立に基づき算入することになる」という疑義照会回答に基づき、ご本人様は合算対象期間を申し立てずに有利な国民年金記録を用いて老齢年金を請求したと考えられることから、共済一時金記録を取り消し、国民年金記録を算入して老齢年金の再裁定を行うことができるかご教示願います。 共済一時金期間 昭和 36 年 6 月～昭和 40 年 10 月（53 月） 国民年金期間 昭和 36 年 4 月～昭和 40 年 10 月（55 月） 昭和 44 年 12 月～昭和 47 年 2 月（27 月） 厚生年金期間 220 月	本件については、合算対象期間算入可否の判断の前に受給者の被保険者記録の整合性を確認する必要があります。（旧国民年金法第 7 条第 2 項） したがって、統合を前提とした場合、共済一時金期間と重複する国民年金期間（昭和 36 年 6 月～昭和 40 年 10 月）の保険料を還付し、老齢年金の再裁定を行ってください。
	老齢給付年金請求書	2	合算対象期間について	旧国民年金法第 7 条第 2 項第 8 号 国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項	合算対象期間について照会します。 <事例> 現在 69 歳の男性で、昭和 38 年 3 月 20 日に A 大学を卒業し学位を得ています。昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 39 年 3 月 31 日まで、学部研究生として B 大学 C 学部在籍していました。 大学に在籍する研究生の国民年金の取扱いについては、卒業又は修了したおりに学位が授与される課程に在籍している場合、学生納付特例の対象としていますが、合算対象期間として取り扱ってもよいかが教示願います。	卒業又は終了した際に学位が授与されない「研究生」は「学生」とは扱いません。ただし、「研究生」であっても、学位が授与される課程に在籍していたことが確認できた場合には、合算対象期間として取り扱ってください。
	老齢給付年金請求書	3	学生であった期間の取扱いについて	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項の政令で定める生徒又は学生の期間（合算対象期間）の証明については、在籍証明書等が挙げられますが、お客様が「昭和 44 年 3 月 15 日卒業」となっている在学期間証明書（昭和 42 年 4 月 10 日から昭和 44 年 3 月 15 日まで）を提出した場合に、卒業した昭和 44 年 3 月は大学に在籍していた合算対象期間として、総合的に判断してよいとお伺いいたします。	20 歳以上の学生であった期間で、「任意加入できたが任意加入しなかった期間」（昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号）は合算対象期間になります。 合算対象期間の計算方法は、「国民年金の被保険者期間の計算の例による」（通算年金通則法第 6 条第 1 項）ものとされ、「被保険者期間を計算する場合には『月』による」（国民年金法第 11 条第 1 項）ものとされていますので、昭和 44 年 3 月は合算対象期間になります。 ただし、「当該期間の計算の基礎となっている月が国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間の計算の基礎となっているときは、合算対象期間としない」（昭和 61 年経過措置政令第 14 条第 1 項）とされていますので、同月に公的年金制度に加入していれば、合算対象期間とはなりません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢給付年金 請求書	4	海外在在期間 を合算対象期 間とする場合 の確認に必要 な書類につい て	国民年金法昭 60 年 改正法附則第 8 条 第 5 号 9 号 昭和 61 年 7 月 10 日庁保険発第 35 号	海外在在期間の確認書類の「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」について、疑義照会回答に「出入国マスタファイル」を「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」として取り扱うことは差し支えないとあります。しかし、「出入国マスタファイル」では昭和 48 年（1973 年）4 月前の記録については確認できません。 年金の請求において「渡航証明書」（独立行政法人国際協力機構発行）の証明をもって、海外在住についての公的な証明とみなしてもよいでしょうか。 また、本件では海外在留国での労働者手帳の写しも添付していただいています。 なお、請求者が日本国出国前の日本国在住記録の確認のため戸籍の附票を求めたところ、当時の本籍地の役場には保存していないとのことでした。本来国側で証明できる書類がない状態で、請求者が自ら事実関係を証明するため、外務省の外郭団体である「国際協力機構」にて「渡航証明書」を取得しています。 <事例> ・「渡航証明書」に記載された入出国年月日 1960 年（昭和 35 年）3 月 2 日ブラジル国へ移住 ・「出入国マスタファイル」に記載された入出国年月日出 国年月日：記載なし 1988 年（昭和 63 年）11 月 26 日 入国（帰国）	海外在在期間の確認における「渡航証明書」及び「労働者手帳」は、「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」には該当しません。 「渡航証明書」に記載されている渡航年月日である昭和 35 年 3 月 2 日から、出入国管理マスタファイルでの管理が始まった昭和 48 年 4 月 1 日までの間に帰国している可能性もあるため、合算対象期間と認められるのは、昭和 48 年 4 月 1 日から帰国日である昭和 63 年 11 月 26 日までとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢給付年金 請求書	5	日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類について	国民年金法施行規則第16条第2項第5号 昭和61年7月10日 日庁保険発第35号	日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類としては、 1. 戸籍の附票の写 2. 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写 3. 滞在国が交付した居住証明書 4. 滞在国の日本領事館等の発行した在留資格期間証明書 5. その他上記に掲げる書類に準ずるもの など、海外在住期間を明らかにすることができるいずれかの書類を提出することになっていますが、下記の事例については、「パスポート」のみの添付で合算対象期間として総合的に判断してよいのか、あるいは、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要となるのか、お伺いします。 <事例> 海外に在住していた20歳以上60歳未満の合算対象期間をパスポートで確認したところ、パスポートが2冊あり、1冊は、母親名義のパスポート（当時12歳で、母の同行者用）に「日本を出国した年月日」が記載され、もう1冊は、本人用パスポートに「日本に帰国した年月日」が記載されています。 このため、海外在住の継続期間や生活拠点の確認できる書類としては、本人申立のみとなるため、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要でしょうか。（本人の住民票異動はありません。） 生年月日 昭和26年9月2日（女性） 昭和38年7月2日 日本出国（12歳） （昭和46年9月1日20歳到達） 昭和63年9月24日 日本帰国（37歳） ※出国から帰国までの間に日本に出入国したことはなし（本人申立）	出入国記録の一部しか記載されていない本人と母親のパスポートの写しでは、国外居住期間を正確に確認することができません。 昭和61年7月10日 日庁保険発第35号「日本国籍を有する者の国外居住期間に係る合算対象期間の確認に必要な書類について（通知）」では、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項第9号に掲げる期間の確認においては、当該期間が確認できる、質問内容にある1.から5.のいずれかの書類を添付することとされています。 このため、2.の書類によって確認が困難な場合は、その他の書類の添付を受けて総合的に判断してください。
	老齢給付年金 請求書	6	任意加入期間（未納）と任意未加入期間が混在する月の合算対象期間の取扱いについて	国民年金法昭和60年改正法第11条の2 国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第14条	<事例> 本人の記録 国民年金任意加入期間 昭和55年6月1日～昭和55年6月2日（未納） 国民年金任意未加入期間 昭和55年6月2日～昭和56年4月1日 配偶者の記録 厚生年金保険期間 昭和55年6月1日～昭和56年4月1日 上記のように、昭和61年3月以前に任意加入期間（未納）と任意未加入期間が混在する月（昭和55年6月）について、合算対象期間として取り扱えるでしょうか。 配偶者の厚生年金保険資格取得に伴い、国民年金強制加入資格喪失となり、喪失同日に国民年金任意加入していますが、翌日には任意加入資格喪失しています。これは、被保険者本人が任意加入の申込みを撤回したと思われます。	合算対象期間の計算の基礎となっている月に、保険料納付済期間又は保険料免除期間が混在するときは、その月は合算対象期間とはなりません。保険料納付済期間も保険料免除期間もないときは、合算対象期間となります。 本件については、国民年金保険料納付済期間も保険料免除期間もないため、合算対象期間の計算の基礎として取り扱うことができます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢給付年金 請求書	7	旧農林共済組合員期間の退職一時金を受給したものの、60歳以降受給権を満たさなため、返還一時金として清算した期間の取扱いについて	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条 2～5、第 12 条第 1 項第 3 号	昭和 15 年 9 月 18 日生まれの男性が、昭和 47 年 4 月に旧農林共済組合員期間の退職一時金（支給期間昭和 39 年 4 月 9 日～昭和 47 年 2 月 29 日）を受け、原資を残していました（留保）。しかし、60 歳到達後、受給権を満たさなかったため、平成 14 年 5 月に留保分を 60 歳の返還一時金として受給しました。その後、厚生年金に加入したため、上記の旧農林共済組合員期間と厚生年金保険被保険者期間を合算すれば、受給資格を満たすことになりました。 共済組合では、昭和 55 年 1 月 1 日以降受けた脱退一時金期間は、組合員期間ではなかったものとされるとあります。この旧農林共済組合員期間が合算対象期間とされるものかどうかご教示ください。	本件の返還一時金の計算の基礎となった旧農林共済組合員期間については、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 5 号に規定する合算対象期間となります。 また、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 12 条第 1 項第 3 号及び第 57 条に規定する支給要件の特例についても該当します。
	老齢給付年金 請求書	8	国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する場合の受給権発生年月日について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 3 号 国民年金法昭和 61 年経過措置政令第 9 条	国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する期間を有する者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日についてご教示願います。 ○昭和 24 年 1 月 13 日生まれ（男性） 60 歳到達月の前月（平成 20 年 12 月）までの被保険者期間等 国民年金全額免除期間 18 月 厚生年金被保険者期間 199 月 国家公務員共済組合員期間 37 月 ただし、上記の期間には次の期間が含まれており、昭和 45 年 12 月が 1 月として、それぞれの被保険者期間・組合員期間として含まれています。 国家公務員共済組合 昭和 42 年 12 月 5 日資格取得 ※昭和 45 年 12 月 4 日資格喪失 厚生年金保険 ※昭和 45 年 12 月 21 日資格取得 昭和 46 年 6 月 29 日資格喪失 当該者が平成 21 年 1 月 1 日厚生年金被保険者資格を取得し、引き続き厚生年金被保険者資格を有した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日がいつになるかご教示願います。	当事例については、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 12 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項及び同法昭和 61 年経過措置政令第 22 条第 2 項第 4 号により、厚生年金被保険者期間 204 月、共済組合員期間 36 月により平成 21 年 6 月 1 日付で受給権が発生することになります。
	老齢給付年金 請求書	9	特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 12 条第 1 項第 3 号	昭和 22 年 9 月 14 日生まれの男性から、平成 23 年 1 月 14 日に特別支給の老齢厚生年金の請求があり、平成 23 年 1 月 27 日に裁定されました。 （加入期間） 国家公務員共済組合 昭和 40 年 9 月 27 日～昭和 42 年 12 月 15 日（28 ヶ月） 国民年金 昭和 42 年 12 月 15 日～昭和 42 年 12 月 18 日（納付なし） 厚生年金保険 昭和 42 年 12 月 18 日～昭和 44 年 8 月 1 日（20 ヶ月） 国民年金 昭和 44 年 8 月 14 日～昭和 61 年 8 月 1 日（免除 36 月の	本件については、国民年金法昭和 61 年経過措置政令第 22 条第 2 項第 4 号により、平成 21 年 12 月 1 日に受給権発生となります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					み) 厚生年金保険 昭和 61 年 8 月 1 日～平成 3 年 7 月 1 日 (59 ヶ月) 国民年金 平成 3 年 7 月 1 日～平成 10 年 10 月 1 日 (納付なし) 厚生年金保険 平成 10 年 10 月 1 日～現存中 上記加入期間において、受給権発生年月は昭和 42 年 12 月が共済組合加入期間、及び厚生年金保険加入期間として 2 ヶ月算入したうえで、平成 21 年 11 月となるのか、平成 21 年 12 月となるのかご教示ください。	
	老齢給付年金請求書	10	統合共済期間を有する者の受給権発生日について	厚生年金保険法平成 8 年改正法附則第 5 条、第 8 条第 1 項第 1 号	N T T 共済期間を有し、既に退職共済年金を受給している方が、60 歳以降に初めて厚生年金保険に加入し現在も加入中の場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日はいつになるのでしょうか。また、請求手続きについてご教示願います。 <事例> N T T 期間 昭和 40 年～平成 6 年 共済年金受給権発生日 平成 6 年 12 月 31 日 厚生年金保険期間 平成 20 年～加入中 年齢 64 歳	厚生年金保険法附則第 8 条に、1 年以上の被保険者期間を有するに至ったときは、特別支給の老齢厚生年金が支給されるとあることから、当該事案については、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年以上有することになった平成 21 年に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。 しかし、厚生年金保険法平成 8 年改正法附則第 5 条によれば、旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるとあり、また、厚生年金保険法平成 8 年改正法附則第 8 条第 1 項第 1 号によれば、施行日の前日において旧適用法人共済組合が支給する改正前国家公務員共済組合法の規定による退職共済年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基礎としないとあります。 このことから、本件については法律上の特別支給の老齢厚生年金の受給権が 60 歳時点で発生しています。一方、厚生年金保険法第 43 条第 2 項により、老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としません。 したがって、厚生年金保険法第 42 条、第 43 条第 3 項に基づき、厚生年金保険の被保険者資格の喪失もしくは 65 歳到達時に請求していただくことになります。
	老齢給付年金請求書	11	特別支給の老齢厚生年金受給者の老齢基礎年金の全部繰上げ申出後に係る障害者特例請求の可否について	厚生年金保険法附則第 9 条の 2 国民年金法附則第 9 条の 2	60 歳から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の支給を受けていた方が、老齢基礎年金の全部繰上げを申出した後であっても、定額部分支給開始年齢に到達する前であれば、障害者特例の請求が可能かご教示願います。	本件の場合、障害者特例の請求は可能です。 ただし、この場合も、定額部分のうちの基礎年金相当部分は支給が停止されます。（厚生年金保険法昭和 60 年改正法附則第 62 条第 2 項による読替後の厚生年金保険法附則第 11 条の 4 第 1 項） なお、老齢基礎年金の一部繰上げを請求された場合は、その後、障害者特例請求や長期加入者の特例は適用されません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢給付年金 請求書	12	高年齢雇用継続基本給付金の請求を行わなかった場合の特別支給の老齢厚生年金の支給調整について	厚生年金保険法附則第11条の6	特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を請求できるものの、請求を行わなかった場合の年金の支給調整はどのようにになりますか。	厚生年金保険法附則第11条の6に「…その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、…」とあるため、在職老齢年金の調整に加えて高年齢雇用継続基本給付金との調整も行われることになります。 年金の支給調整は、厚生労働省職業安定局労働市場センターから提供される雇用情報により、実際の高年齢雇用継続基本給付金の受給状況を確認のうえ行っています。よって、受給者からの高年齢雇用継続基本給付金の請求を行わなかった旨の申出により、年金の支給調整の解除を行うことはできません。 なお、雇用情報の提供を受け年金を支給調整していた受給者について、その後、新たな雇用情報の提供がないまま数ヶ月後に次のいずれかに該当した場合については、当該雇用情報の提供がされなかった期間を「高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができなかった期間」として、年金の支給調整を解除しています。（支給停止を解除した後、雇用情報の提供があれば、遡及して年金の支給調整を行うことになります。） 1. 請求を行わなかった月後の雇用情報が提供された場合 2. 退職又は65歳に達した場合
	老齢給付年金 請求書	13	基金代行部分がある者の老齢厚生年金繰下げについて	厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項 平成12年改正前厚生年金保険法第44条の3第4項、第131条第1項、第132条第2項	厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項に基づき老齢厚生年金を繰下げ請求した方については、基金代行部分に係る繰下げによる加算分は国が支給することになるのでしょうか。 <事例> 生年月日 昭和9年8月14日（男性） 厚生年金保険被保険者期間 423 月、うち基金加入期間 320 月 平成6年8月14日 特別支給の老齢厚生年金受給権発生 平成11年8月13日 65 歳到達 平成14年9月26日 老齢厚生年金繰下げ請求	厚生年金基金の加入員であった期間がある方が、厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の金額については繰下げによる加算は行われません。 また、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の支給開始時期については、繰下げの申出をした場合でも老齢厚生年金の受給権を取得したときからとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢給付年金請求書	14	障害年金加算改善法における経過措置の振替加算について	平成 22 年改正法（障害年金加算改善法）に伴う政令第 7 条（経過措置による振替加算）	経過措置の振替加算対象者の要件は、1. 65 歳以上 85 歳未満（大正 15 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生まれ）である 2. 配偶者の障害基礎・厚生年金受給権発生日の翌日から本人の 65 歳到達日の前日までに婚姻している 3. 老齢基礎年金の受給権を有している 4. 法施行日の前日（平成 23 年 3 月 31 日）から施行日（平成 23 年 4 月 1 日）まで引き続き障害基礎・厚生年金の受給権者である配偶者によって生計を維持していることです。 次の事例のように、妻が 65 歳到達日の翌日以降法施行日の前々日（平成 23 年 3 月 30 日）までの間に同一の夫と離婚・再婚した場合でも、上記の要件を満たしているため、妻は経過措置の振替加算対象者となると解釈してよいかご教示願います。この場合、離婚時の事実婚の有無は問わないものと解釈してよいか併せてご教示願います。 夫・・障害基礎・厚生年金（1350）：昭和 62 年 5 月 15 日受給権発生 妻・・昭和 7 年 3 月 14 日生（79 歳） 老齢基礎年金（1150）：平成 9 年 3 月 13 日受給権発生（厚年 16 月） 昭和 63 年婚姻（夫姓）→平成 9 年 6 月 16 日離婚→平成 9 年 7 月 1 日再婚（妻姓）～現在に至る（現在まで生計維持関係あり）	平成 22 年経過措置政令第 7 条第 1 項第 2 号の規定では、「当該老齢基礎年金受給権者の配偶者となった日が、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該老齢基礎年金受給権者が 65 歳に達した日の前日までの間にあること。」としています。 このうち「配偶者となった日」については、同一人と複数回婚姻した場合の規定がないため、本件の場合、「配偶者となった日」は昭和 63 年中となり、平成 22 年経過措置政令第 7 条第 1 項第 2 号に該当することになります。 よって、平成 9 年 6 月 16 日離婚から平成 9 年 7 月 1 日再婚までの間の事実婚の有無にかかわらず、平成 22 年経過措置政令第 7 条第 1 項に該当することになります。
	老齢給付年金請求書	15	振替加算対象者の該当の可否について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 14 条 国民年金法平成 16 年改正法附則第 21 条	老齢の受給権がなかった妻が夫の死亡により遺族年金の手続きを行いました。同時に国民年金 3 号特例を届出し、老齢の受給権が発生しました。夫には妻が 65 歳になるまで配偶者加給金が支給されていました。妻の老齢受給権発生日に夫は死亡していますが、妻は振替加算の対象になるのかご教示願います。なお、経過は次のとおりです。 ・平成 10 年 6 月 8 日 妻 加給年金額対象者として付番、以降妻が 65 歳となる平成 12 年 1 月分まで夫に配偶者加給金支給。 ・平成 22 年 11 月 30 日に夫死亡。 ・平成 23 年 1 月 11 日妻が遺族年金手続。同時に 3 号特例を届出し、妻の老齢受給権が発生。	65 歳以後に受給権が発生した場合の振替加算については、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 2 項において、その権利を取得した当時同法附則第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたときは加算されると規定されていることから、受給権発生日に配偶者が死亡している場合には振替加算は加算されません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢給付年金請求書	16	配偶者が繰下げ待機中である場合の振替加算について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 14 条	夫（昭和 21 年 5 月生まれ）は現在在職中で、65 歳到達による老齢厚生年金の再計算により、加給年金を加算することができる資格を満たしている者（以下「老齢満了者」という）となります。しかし、老齢基礎・老齢厚生年金ともに繰下げ待機中で、65 歳改定後の老齢厚生年金は未請求です。 また、妻（昭和 24 年 12 月生まれ）は、特別支給の老齢厚生年金受給中で、加給年金の振替加算対象者です。 妻が 65 歳になった時点において、夫が繰下げ待機中であり老齢厚生年金の決定がない場合、妻に振替加算が加算されるのかご教示願います。 また、振替加算が加算されるのであれば、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式 222 号）」による手続きとなるのか、事務処理方法についてもご教示ください。	妻が 65 歳に達して老齢基礎年金の受給権が発生したときから、振替加算が加算されます。 振替加算が加算されるのは、65 歳に達した日の前日において、240 月以上の老齢厚生年金受給権者の加給年金額の対象者であることが要件です。 繰下げ待機中の夫は、請求していなくとも 65 歳で老齢厚生年金の受給権は発生していることになります。 手続としては、妻が 65 歳になり老齢基礎年金の受給権が発生した時に、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式 222 号）」に必要書類を添付して振替加算を請求してください。添付書類は、夫が 65 歳到達して老齢厚生年金額の計算の基礎となる月数が 240 月以上となった当時の、1. 加給年金額の対象者（妻）と受給権者（夫）との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本、2. 加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証する書類となります。妻が 65 歳に達した日において、繰下げ待機中の夫によって生計を維持していたことを申立て確認するようにしてください。
	老齢給付年金請求書	17	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条に基づく「保護者」及び民法の規定に基づく「成年後見人」による老齢基礎（厚生）年金の本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求の取扱いについて	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条、民法第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 103 条	国民年金の第 1 号又は第 3 号被保険者期間のみを有し、60 歳時点で老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に係る照会です。 老齢基礎年金の本来請求時期は 65 歳ですが、本人が認知症のため、子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条に基づく「保護者」に選任されています。 この場合の、老齢基礎年金の繰上げ請求又は繰下げ請求の可否についてご教示願います。 また、民法の規定に基づく「成年後見人」が選任されている場合の取扱いについても併せてご教示願います。	「保護者」は、財産の管理については事実上の管理に限定されており、法律行為までは認められていません。したがって、本人を代理し裁定請求を行うことはできません。また、「後見人」については、民法第 859 条により財産管理権を認められているため、本来請求、繰上げ・繰下げ請求、共に行うことができます。 なお、後見人制度の「保佐人」と「補助人」は、「成年後見人」より権限が限られているため、原則、上記「保護人」と同様の取扱いになると考えますが、家庭裁判所の許可がある場合には、「保佐人」や「補助人」であることが確認できる審判書及び顔写真付の身分証明書、家庭裁判所から許可されたことが分かる書類の確認により、被保佐人及び被補助人に係る本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求を行えると考えます。（民法第 876 条の 4、第 876 条の 8）

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢給付年金 請求書	18	加給対象配偶者（外国籍）の生計維持関係確認に要する添付書類について	昭和 31 年 12 月 25 日保発第 59 号 昭和 61 年 7 月 10 日庁保発第 35 号	加給対象配偶者（外国籍）との生計維持関係の認定について、請求者の住所が日本国外にある場合、戸籍謄本において婚姻関係は確認できますが、世帯全員の住民票、所得証明書といった公的な証明が取れません。 請求者と配偶者の双方から提出された、居住国の公的機関が発行した証明書の住所表記が、請求者の在留国の日本領事館による住所の証明と一致していれば同居の確認書類として使用して差し支えないでしょうか。 また、「居住開始日」が居住証明書で確認できない場合は、ご本人の申立や第三者証明を確認書類とすることになりますが、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が発生する前に請求する場合においては、「居住開始日」の記載は不要と判断して差し支えないでしょうか。	貴見のとおり取り扱うこととして差し支えありません。また、定額部分発生前の請求であれば、請求時点の状況を確認することになりますので、「居住開始日」の記載がなくても問題はありません。
	老齢給付年金 請求書	19	特別支給の老齢厚生年金の定額部分発生後に裁定請求をする場合の添付書類について	厚生年金保険法平成 6 年改正法附則第 19 条第 4 項第 5 項 厚生年金保険法施行規則第 30 条 平成 17 年 12 月 16 日 庁 保 発 第 1216001 号 平成 23 年 3 月 23 日年発 0323 第 1 号	以下の事例における裁定請求書（老齢）に添付する戸籍・住民票の発行年月日について、ご教示願います。 ＜事例＞ 生年月 昭和 22 年 4 月（男性） 平成 23 年 4 月 定額部分発生年齢到達 平成 23 年 5 月 老齢年金裁定請求 事例のケースについて、当年金事務所では受給権発生日以後、かつ、提出日から 6 月以内に交付された戸籍・住民票が必要として、平成 23 年 3 月に交付された戸籍・住民票をお預かりしたところ、事務センターより定額発生日以後、かつ、提出日から 6 月以内に交付された戸籍・住民票が必要である旨の指示がありました。 定額発生後の請求であっても、戸籍・住民票は必ずしも定額発生後に交付されたものである必要はないものと思われます。 一方、平成 23 年 3 月 23 日年発 0323 第 1 号によると、生計維持関係の認定日は加給年金の加算開始事由に該当した日としており、定額発生日時点の婚姻状況等により生計維持関係を認定する必要があることから、事務センターの主張どおり、定額発生日以後に交付された戸籍・住民票が必要とも思われます。いずれが正しいのかご教示願います	定額部分支給開始年齢到達後に裁定請求があった場合、生計維持関係の認定は定額部分支給開始年齢に達した当時の事情に基づき判断することとされています。（平成 13 年 2 月 28 日庁保発第 7 号通知「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う実施事務の取扱いについて（通知）」の「第 2 加給年金額対象者の生計維持関係の認定等に関する事項」の 1 の（2）参照） 受給権発生日以後に交付されたもので、かつ、提出日から 6 月以内の戸籍・住民票の内容が、定額部分支給開始年齢に達した当時の事情と変わらないものであれば、定額部分発生日前のものでも問題ありません。ただし、提出日において生計維持関係の状態に変更が無いことを聴き取り、必ず「老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）」を受理してください。
	老齢給付年金 請求書	20	生計維持関係の収入に係る認定について	厚生年金保険法施行規則第 30 条第 2 項第 5 号	収入の証明として、給与所得者に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書が添付されることがありますが、課税証明書等と同様に取り扱いでよいでしょうか。 市役所等に確認したところ、給与所得以外に所得があり確定申告をする際に、給与所得以外の所得に対する税金を特別徴収にするか、普通徴収にするかは選択することになっており、特別徴収を選択した場合はその他の所得の欄に所得額が記載されるが、普通徴収を選択した場合は特別徴収税額の決定通知書にはその所得については記載されないとのことでした。	本件については、源泉徴収票の取扱いに準じて、「他に所得がない」ことの申立を請求者に記入していただく、又は担当者がその旨を聞き取り確認したことを明記することによって、収入の証明書に代わるものとして取り扱ってください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢給付年金請求書	21	配偶者の所得確認について	—	障害厚生年金(2級で配偶者加給金が加算されている)の受給権者が老齢厚生年金を請求する際の配偶者の所得確認書類について、当事務所としては障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明書を不要として受け付けましたが、県事務センター分室より加給対象者ということで所得証明書を不要とするのは老齢年金の加給対象者である場合に限られるとして所得証明書の提出を求められたところです。 マニュアルによると「公的年金加給年金額対象者であるとき」には対象者の所得証明については不要であるとの記載がありますが、障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明は不要との取扱いをしてもよいとお伺いします。 また、「公的年金の加給年金額対象者」には共済年金の加給対象者である場合も含まれるかも併せてお伺いします。	生計維持認定対象者に係る収入に関する認定に当たっては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日庁保険発第29号）により、収入に関する認定関係において添付を求める書類は、前年もしくは前々年の源泉徴収票もしくは課税証明書又は認定対象者が別表2左欄に掲げる者である場合にあっては同表右欄に掲げる書類となっています。 別表2の認定対象者の状況が公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者の場合は、提示書類が年金証書及び裁定通知書となっており、老齢年金の加給対象者に限定しているとは読めず、また、公的年金には当然共済年金が含まれると考えられます。
	老齢給付年金請求書	22	外国籍の人が年金請求する際の加給対象者の生計維持関係確認に要する添付書類について	—	戸籍・住民票のない外国籍の厚生年金長期被保険者が、帰国後に年金請求する際に、加給対象配偶者(外国籍)との生計維持関係を認定する場合、IRSForm6166はアメリカにおいて居住証明として利用されており、そこに連名で記載されていることは同居を意味し、また社会保障番号で管理されている中でTIN、Spouse's TINと記載されている場合は婚姻関係にあることを示している。 本人の申し立てや第三者証明よりも確実な確認書類と考えるが、婚姻及び同居の確認として使用して差し支えないかご教示願います。	婚姻の確認については、日本国籍の者である場合、戸籍により確認することになりますが、日本国外に住所がある外国籍の者であるため、戸籍に代わる書類（居住国の公的機関が発行した証明書で、「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」が明記されているもの）により確認することになります。ただし、婚姻の確認のため配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」や請求者と配偶者の「婚姻日」も明記されている必要があります。 同居の確認については、上記の戸籍に代わる書類で問題ありませんが、「居住開始日」も明記されている必要があります。請求者と配偶者の居住地が相違していることにより確認できない場合は、第三者証明が必要になります。 本件の居住証明書(Form6166)については、米国内国歳入庁(IRS: Internal Revenue Service)が発行しているため、居住国の公的機関が発行した証明書には該当しますが、請求者及び配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」「婚姻日」「居住開始日」が明記されているものではないため、居住証明書のみでは生計維持関係の認定を行う時点の婚姻及び同居の確認書類としては使用できません。
	老齢給付年金請求書	23	生計維持認定を行う時期及び添付書類について	厚生年金保険法施行規則第30条 昭和61年4月30日庁保険発第29号	生計維持認定を行う時期及び添付書類の要否について照会します。 <事例> 裁定請求受付 平成22年12月27日 請求者 生年月日 昭和25年11月3日(60歳男性) 厚生年金保険 41年加入、平成22年12月31日退職 加給年金加算時期 65歳予定 配偶者	老齢厚生年金の新規裁定請求時に、生計維持関係を確認するための書類を添付することが必要です。また、加給年金の加算時期には、改めて生計維持の状態に関する申立が必要です。 本件の場合、平成22年12月27日請求時点の前年分の所得証明(※当該年分の所得証明が添付できないため。)を基に、生計維持関係を確認することになります。 なお、加給年金の加算開始時期を過ぎてから裁定請求される場合は、その加給年金の加算時点の生計維持関係を確認する必要があります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					昭和 61 年 4 月 1 日～平成 22 年 12 月 1 日 国民年金第 3 号被保険者 平成 22 年 12 月 1 日～ 国民年金第 1 号被保険者 本件の場合、加給年金の加算時期は老齢厚生年金の裁定よりも先となりますが、生計維持確認のための所得証明書の提出が必要でしょうか。また、所得証明書が必要となる場合はいつ時点の所得証明書になるかご教示願います。	
	老齢給付年金 請求書	24	65 歳以降に後納保険料納付した者の老齢基礎年金の受給権について	昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項、第 18 条 厚生年金保険法第 42 条 厚生年金保険法附則第 14 条 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）附則第 2 条第 4 項	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）附則第 2 条第 4 項によれば、後納保険料の納付が行われた日に納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなすとなります。 以下の事例において、65 歳以降に後納保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給権は発生しないと解してよろしいか、ご教示願います。（いずれの事例も 65 歳以降の被保険者期間を有しないものとします。） 事例 1 昭和 36 年 3 月以前の厚生年金被保険者期間（12 月）と合算対象期間（288 月）で受給資格を満たさない者（受給資格短縮要件なし）が、65 歳以降に後納保険料を納付した場合 事例 2 昭和 36 年 4 月 1 日以後の脱退手当金支給済期間（36 月）と合算対象期間（264 月）で受給資格を満たさない者が、65 歳以降に、後納保険料を納付した場合	【事例 1 について】 65 歳に達した日において、合算対象期間のみを有している（保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない）者が、後納制度を利用し、65 歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合は、保険料を納付した日以降、65 歳に達した日において保険料納付済期間を有することになります。 また、振替加算の受給要件もなく、65 歳に達した日において、合算対象期間を 25 年以上有しているが、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、後納制度を利用し、65 歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合も、保険料を納付した日以降、65 歳に達した日において保険料納付済期間を有することになります。 （参考） 65 歳に達した日において合算対象期間を 25 年以上有しているが、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、振替加算の支給要件に該当する場合は、昭和 60 年改正法附則 15 条による老齢基礎年金の受給権者となることから、後納制度は利用できません。 したがって、事例 1 の者については、 ○後納保険料を納付することにより、納付した日において、昭和 36 年 3 月以前の厚生年金保険の被保険者期間が合算対象期間となります。（昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 4 号） ○65 歳に達した日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を 1 月納付した日に、老齢基礎年金の受給権が発生します。（年金確保支援法附則第 2 条第 6 項による読替え後の昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項） ○昭和 61 年 4 月以後に後納保険料を 1 月納付することにより、昭和 36 年 3 月以前の厚生年金被保険者期間は合算対象期間となるため、納付日に老齢基礎年金の受給資格を満たします。（昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 4 号）また、老齢基礎年金受給権者である者が厚生年金保険被保険者期間（昭和 36 年以前の期間と昭和 36 年以後の期間を合わせて 1 年以上あること）を有することとなり、老齢厚生年金の受給権が発生します。（厚生年金保険法附則第 14 条昭和 61 年経過措置政令第 14 条第 3 項） 【事例 2 について】 脱退手当金の支給を受けた昭和 36 年 4 月 1 日以後の厚生年金保険又

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
						は船員保険の被保険者期間を合算対象期間とするためには、昭和 61 年 4 月 1 日から 65 歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する必要があります。 脱退手当金の支給を受けた昭和36 年4 月1 日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者を有し、かつ、昭和 61 年 4 月 1 日から 65 歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、後納制度を利用し、65 歳に達した日の前日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を納付した場合は、保険料を納付した日以降、昭和 61 年 4 月 1 日から 65 歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間を有することになります。 したがって、事例 2 の者については、65 歳に達した日の前日の属する月の前月以前の月に係る後納保険料を 1 月納付した日に、脱退手当金の支給を受けた昭和 36 年 4 月 1 日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間が合算対象期間となり、老齢基礎年金の受給権が発生します。（昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 7 号及び第 18 条第 1 項） なお、脱退手当金の支給を受けた昭和 36 年 4 月 1 日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者を有し、かつ、昭和 61 年 4 月 1 日から 65 歳に達し日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有さない者が、国民年金の 3 号特例の届出をした場合も、3 号特例の届出日以降、脱退手当金の支給を受けた昭和 36 年 4 月 1 日以後の厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間が合算対象期間となります。 ※ これらの取扱いについては、厚生労働省年金局に確認済。
2015/3/13	老齢給付年金 請求書	25	二重国籍者の 合算対象期間 について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項	国民年金法附則第 7 条第 1 項および昭和 60 年改正法附則第 8 条 5 項 1 号・9 号での、日本国籍を有するものの海外在住期間の合算対象期間は、日本国籍と他の国との二重国籍者の場合でも、合算対象期間として取り扱ってよろしいでしょうか。 アメリカ国籍取得日 平成 13 年 9 月 21 日 20 歳から 60 歳未満の海外在住期間 昭和 51 年 2 月～平成 9 年 12 月	昭和 61 年 4 月 1 日以前については、国民年金法附則(60)第 8 条第 5 項第 9 号の規定により、日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間（20 歳に達した日の属する月より前の期間及び 60 歳に達した日の属する月以後の期間に係る者を除く。）のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）の前日までの期間に係るものについては、合算対象期間とされています。 また、昭和 61 年 4 月 1 日以降については、国民年金法附則第 5 条第 1 項 3 号及び同 7 条第 1 項の規定により、昭和 61 年 4 月からの日本国籍を有する者等が海外に在住した 20 歳以上 65 歳未満の期間は国民年金に任意加入することができ、そのうち任意加入しなかった 60 歳未満の期間については、合算対象期間とされています。 これらのことから、本事案の対象者については日本国籍を有している昭和 51 年 2 月から平成 9 年 12 月の期間の海外在住期間については合算対象期間と取り扱うことになります。 なお、二重に国籍を有することの当否については、別途判断されるべきものです。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
2015/3/13	老齢給付年金請求書	26	65 歳以降に届出された 3 号特例の期間を有するものの受給権について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、国民年金法平成 16 年改正法附則第 21 条	65 歳に達した日において、保険料納付済期間または保険料免除期間を有しない者が、65 歳以降に 3 号特例届出をしたことにより、国民年金法第 26 条に規定する老齢基礎年金の支給要件を満たしたときは、その時に受給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。	3 号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がなされていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金になってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被保険者期間について平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に特例届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとした。」（平成 6 年 11 月 9 日発令第 59 号厚生事務次官通知）とされています。 平成 16 年改正法により 3 号特例届出が行われた本事例の場合、3 号特例届出日に受給資格を満たし老齢基礎年金の受給権が発生することになります。（国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、同法平成 16 年改正法附則第 21 条）
2015/3/13	老齢給付年金請求書	27	昭和 36 年 4 月以前の厚生年金被保険者期間のみを有していた者が 65 歳以降に届出された 3 号特例の期間を有する場合の受給権について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、国民年金法平成 16 年改正法附則第 21 条	昭和 36 年 4 月より前の厚生年金被保険者期間（20 月）及び合算対象期間（230 月）のみで受給資格を満たさないものが、65 歳以降に 3 号特例届出（106 月）をした場合、昭和 36 年 4 月より前の厚生年金被保険者期間を通算し、3 号特例届出日において受給資格を満たし受給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。 合算対象期間 昭和 42 年 2 月～昭和 61 年 3 月 3 号特例届 昭和 61 年 4 月 1 日～平成 7 年 2 月 7 日 平成 21 年 8 月 7 日届出	3 号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がなされていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金になってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被保険者期間について平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に特例届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとした。」（平成 6 年 11 月 9 日発令第 59 号厚生事務次官通知）とされています。 本事例の場合、3 号特例届出日に受給資格を満たし受給権が発生することになります。（国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、同法平成 16 年改正法附則第 21 条、厚生年金保険法附則第 14 条）
2017/3/23	老齢給付年金請求書（老齢基礎）	28	共済期間に係る基礎年金対象期間について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 31 条	昭和 2 年生まれの男性（受給年金コード 0160、0161、1150）で、共済加入期間は昭和 18 年から昭和 44 年の退職まで 215 カ月、その後再任用で昭和 51 年から昭和 62 年まで 125 カ月の期間となっています。（地方職員共済組合） また、オンラインデータ上の者にかかる年金コード 0160 は昭和 44 年に受給権が発生、0161 は平成 4 年に 65 歳到達により受給権が発生しています。 この者の場合、60 年改正法附則第 31 条により、共済年金加入期間は基礎年金対象期間とならず、また、厚生年金期間も旧法の通算老齢年金の裁定としてよろしいかご教示願います。	昭和 60 年改正法附則第 31 条では、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者であって昭和 61 年 3 月 31 日において共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が 55 歳に達しているものに限る。）等の受給権を有していた者については、昭和 61 年 4 月 1 日以降に受給権の発生するその者の国民年金の老齢年金は旧法の規定を適用することとし、老齢基礎年金は支給しないことになっています。 また、旧厚生年金保険法第 46 条の 3 では、各公的年金制度の加入期間が 1 年以上あり、その制度の老齢年金の受給資格期間を満たしていない者が、60 歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして 60 歳に達したときに、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、その制度から支給される老齢（退職）年金を受給するのに必要な加入期間以上であること等の要件を満たせば、通算老齢年金を支給することになっています。 ※通算対象期間とは、各公的年金制度の加入期間のこと（国民年金の場合は、保険料納付済期間か保険料免除期間） ※通算年金制度が実施された昭和 36 年 4 月 1 日前の期間については、同日まで引続いている期間についてののみ通算対象期間とされます。 以上を踏まえると、本件対象者については、昭和 44 年 6 月において退職年金の受給権を有し昭和 61 年 3 月 31 日において 55 歳に達していることから老齢基礎年金は支給されません。また、他の公的年金制度である共済年金の通算対象期間が共済年金から支給される退職年金を受給するのに必要な加入期間以上であることから、厚生年金保険被保険者期間に基づく通算老齢年金が支給されます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
2017/3/23	老齢給付年金請求書（老齢厚生）	29	統合共済期間を有する者の受給権発生について	厚生年金保険法平成 8 年改正法附則第 5 条、8 条 国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条 5 項四の二 厚生年金保険法昭和 60 年改正法附則第 63 条	昭和 11 年 8 月生の旧適用法人共済組合期間に基づく退職年金（年金コード 0160・昭和 61 年 3 月 31 日受給権発生）のみを受給している者に 1 年未満（昭和 28 年 5 月～同年 11 月）の厚生年金被保険者期間が判明した時、65 歳より新法老齢厚生年金（平成 13 年 7 月受給権発生）を支給できるでしょうか。	① 厚生年金保険法附則（平 8）第 5 条により、旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされます。 ② 厚生年金保険法附則（平 8）第 8 条第 1 項第 2 号により、施行日の前日において旧適用法人共済組合が支給する旧国共済法の規定による退職年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基礎としません。 ③ 厚生年金保険法附則（昭和 60）第 63 条第 1 項より、施行日の前日において共済組合が支給する退職年金（同日において 55 歳に達している者に限る）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第 3 章第 2 節（老齢厚生年金）および同法附則第 8 条（老齢厚生年金の特例）を適用しません。 以上①～③により、新たに判明した 1 年未満の厚生年金保険の被保険者期間をもとに新法による老齢厚生年金を支給することになります。
2017/3/23	老齢給付年金請求書（老齢厚生）	30	配偶者が厚生年金同月得喪の期間に係る合算対象期間の取扱いについて	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項、第 6 項 国民年金法第 11 条の 2、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年）第 14 条	下記の事例において、昭和 49 年 10 月に夫が同月得喪の厚生年金記録がある場合、昭和 49 年 10 月を合算対象期間とすることが可能か、ご教示願います。 妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の 2 つが存在しています。旧法においては新法の第 11 条の 2 の規定がないこと、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 14 条の規定により、合算対象期間として取り扱えるものでしょうか。 <例> 昭和 49 年 10 月	妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の 2 つが存在しています。 国民年金の被保険者期間が未納の場合は、昭和 49 年 10 月は合算対象期間となります（国民年金法附則（昭和 60）第 8 条第 5 項）。 国民年金の被保険者期間が納付・免除されていた場合は、納付済期間・免除期間となり、昭和 49 年 10 月は合算対象期間とはなりません（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 14 条）。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
2017/3/23	老齢給付年金請求書（老齢厚生）	31	厚生年金保険と農林共済組合員期間の重複について	農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条第1項第1号ロ	昭和28年12月25日生まれ女性 厚生年金保険加入期間中の平成6年2月7日に農林共済組合に加入、その後平成6年3月1日に厚生年金保険の資格喪失となりました。ただし、農林共済組合と厚生年金保険の期間重複のため平成20年5月27日に厚生年金保険の資格喪失日を平成6年2月7日にする訂正処理が行われました。 厚生年金保険被保険者が共済組合の組合員となった場合、農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条1項1号のロにより適用除外となり資格喪失となりますが、農林共済が平成14年に厚生年金保険と統合され厚生年金保険被保険者期間とみなされることになったため、過去の重複した期間について「報酬合算」等、将来の年金額に反映することができないでしょうか。	統合日前の農林共済期間は、平成14年4月以降においても農林共済法に基づいた組合員の期間であったことに変わりはなく、農林共済廃止前の厚生年金保険第12条1項1号ロにより、厚生年金保険は適用除外となり被保険者としなため、報酬合算などの取扱いはできません。
2017/3/23	老齢給付年金請求書（老齢厚生）	32	年金条例職員期間のみを持つ者の加入期間の確認について	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第2条第1項第19号、第7条第1項第1号、通算年金通則法第5条、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項	東京都においては、昭和30年2月に各現業部局（交通局・水道局・下水道局等）が独自に局ごとの共済制度を設け、厚生年金から移行していました。これは昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法が施行されるまで続きました。いわゆる年金条例職員です。この期間は地方公務員共済設立以降も在職していた者は共済組合員としての記録が残されていますが、それ以前に退職した者については、共済組合に記録は残っていません。 今回昭和31年～36年にかけて東京都交通局に在職した者の加入期間確認を行う必要があるため、何をもって加入期間の証明とするかご教示願います。当然共済組合からは加入期間確認通知書は発行されません。東京都交通局では、局長名の「在職証明書」をもって加入期間確認通知書の代わりとしていたとのことでしたが、この取扱いについてご教示願います。	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第2条第1項第19号に規定する年金条例職員期間は、同法第7条第1項第1号により、地方公務員等共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に職員であった者で施行日に組合員となり、引き続き組合の組合員である場合に、同法に規定する組合員期間に算入することとされており、この場合は、施行日前の期間を含め、所属の共済組合により年金加入期間確認通知書が発行されます。 一方、昭和37年12月1日前に退職した者の年金条例職員期間については、通算年金通則法第5条により通算対象期間とされ、新法においては、昭和60年改正法附則第8条第5項第3号及び第5号により合算対象期間とされるが、当該期間を証明するものについては地方公共団体により発行されるものであるから、東京都交通局の職員であった期間を合算対象期間とする場合は、局長名で発行される在職証明書を当該期間を明らかにすることができる書類と取り扱ってください。 なお、共済組合と同様、昭和36年4月1日前の在職期間のうち、同日まで引き続き期間以外のものは合算対象期間とされないことに留意願います。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
2024/9/11	老齢給付年金請求書	33	相手国期間を有する者に係る老齢厚生年金の加給年金額の加算について	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第27条第5号、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第43条第2項、第3項、第44条第1項	老齢厚生年金の受給権発生後に社会保障協定の相手国（アメリカ合衆国）期間を有することとなり、相手国期間を通算することで被保険者期間が240月以上となる以下の者の加給年金額の加算の可否及び可能な場合の時期について疑義が生じています。 【対象者】 ・生年月日 昭和27年3月4日 ・65歳到達日 平成29年3月3日（老齢厚生年金受給権発生日） ・65歳到達時の被保険者期間 235月 ※65歳到達前の相手国期間を含む。 ・65歳到達日以降の相手国期間 平成31年1月～令和3年12月（36月） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）（以下「実特法」という。）第27条第5号において、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（以下「法」という。）第44条第1項の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分については、相手国期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することとされています。 一方、法第44条第1項によると、老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上であるものに係る老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した当時、また、老齢厚生年金の受給権発生時点において厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月未満であるものに係る老齢厚生年金の額については、法第43条第3項の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上となったときに、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子があるときは、加給年金額を加算した額とすることとされています。なお、法第43条第2項については、令和4年4月の改正により追加されたため、本件の対象者には適用されないものと考えられます。 実特法第27条第5号によると、法第44条第1項の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分については、相手国期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することとされているところ、法第43条第3項の規定に基づき加算される加給年金額についても、実特法第27条第5号に基づき、加給年金額を加算することが可能か、また、加算が可能な場合、65歳到達日以降の相手国期間が5月となった令和元年6月の翌月分から加給年金額の加算が可能となるのか、相手国期間が終了した令和3年12月の翌月分から加給年金額の加算が可能となるのか、ご教示願います。 なお、法第43条第2項に基づき、令和4年4月以降の毎年の基準日（9月1日）において相手国期間を有する場合についても、相手国期間を厚生年金保険の被保険者期間とみなし、基準日の属する月前の相手国期間を被保険者期間に算入することより被保険者期間が240月以上となるに至ったときは、基準日の翌月から加給年金額の加算が可能になるのかについても併せてご教示ください。	実特法第27条においては、同条第5号に規定する老齢厚生年金の加給の加算の要件に関する法第44条第1項に規定する加算の資格要件たる期間（以下「加給の受給資格期間」という。）を満たさない者について、当該規定を適用する場合においては、その者の相手国期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することとされており、相手国期間を法第43条第2項又は第3項に規定する基準日の属する月前の又は被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間とみなすものではありません。 本件対象者については、実特法第27条に基づき、当該者が有する相手国期間を当該者に係る厚生年金保険の被保険者期間に算入することで当該期間が240月以上となるに至った令和元年5月の翌月から加給年金額を加算することとなるものと解されます。 また、貴案なお書きについて、老齢厚生年金の受給権を取得した時点では相手国期間を算入したとしても加給の受給資格期間を満たさない場合、実特法第27条の規定に基づき、 （1） 老齢厚生年金の受給権取得後に相手国期間を有する場合において、法第43条第2項に規定する基準日（以下「基準日」という。）前に当該者が有する相手国期間を当該者に係る厚生年金保険の被保険者期間に算入することで当該期間が240月以上となる場合は、当該240月以上となるに至った月の翌月から （2） （1）に該当せず、基準日において被保険者である場合であって、当該者が有する相手国期間を当該者に係る厚生年金保険の被保険者期間であって法第43条第2項の規定に基づき計算されたものに算入することで当該期間がはじめて240月以上となるに至る場合は、当該基準日の属する月の翌月から それぞれ加給年金額を加算することとなるものと解されます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	障害基礎年金請求書	1	障害基礎年金の納付要件について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 20 条第 1 項	以下の場合の納付要件の有無について照会します。 ・生年月日：昭和 41 年 4 月 1 日 ・初診日：平成 8 年 8 月 17 日 ・平成 8 年 8 月 9 日～平成 13 年 2 月 13 日 第 1 号被保険者 次の海外在住期間あり ・昭和 60 年 8 月 22 日～昭和 61 年 5 月 8 日 ・昭和 61 年 6 月 4 日～平成元年 5 月 18 日 ・平成元年 6 月 7 日～平成 8 年 8 月 9 日 上記の海外在住期間がありますが、日本にいた期間（昭和 61 年 5 月 8 日～昭和 61 年 6 月 4 日）（平成元年 5 月 18 日～平成元年 6 月 7 日）については、未加入となっています。納付要件をみる場合、2/3 要件は満たしていませんが、「直近 1 年」の納付要件の取扱いはどうなるのでしょうか。 疑義照会回答によると「保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間」とは保険料未納期間をいい、また、国民年金の任意未加入者や適用除外となっていた人の期間は、保険料納付要件という被保険者期間から除かれるとなっています。 今回のケースの場合は、平成 7 年 7 月～平成 8 年 6 月までの間は任意未加入者の期間であるので保険料納付要件という被保険者期間から除かれ、納付要件を満たしていると判断してよいかご教示ください。	次の 1. 又は 2. に掲げる 1 年間のうちに滞納がない場合に、直近 1 年の納付要件を満たすことになります。 1. 初診日に被保険者であった場合は、初診日の属する月の前月までの（暦としての）1 年間 2. 初診日に被保険者でなかった場合は、初診日の属する月の前月以前における直近の被保険者期間に係る月までの（暦としての）1 年間 今回の事例では初診日において被保険者であるため、直近 1 年の納付要件は、上記 1. により平成 7 年 7 月～平成 8 年 6 月の 1 年間で審査しますが、その期間に滞納がありませんので、納付要件を満たすことになります。
	障害基礎年金請求書	2	障害基礎年金の納付要件について	国民年金法第 30 条 国民年金法昭和 60 年改正法附則第 20 条 昭和 40 年 6 月 7 日 庁文発第 4542 号 昭和 44 年 7 月 15 日 庁保発第 13 号	初診日が平成 4 年 6 月にある被保険者より相談があり、納付要件を確認したところ初診日の前々月までの引き続く 1 年間（平成 3 年 5 月～平成 4 年 4 月）に未納はありませんが、平成 4 年 3 月分は充当処理されており納付年月日は確認できません。 なお、平成 4 年 3 月分の充当処理については、国民年金の過誤納記録より平成 4 年 4 月分として納付していたものを、平成 4 年 4 月 1 日第 3 号被保険者に該当（平成 4 年 6 月 30 日処理）したため、平成 4 年 7 月 6 日に充当決議を行ったものと思われます。 本件の場合、充当決議がなされるまでは平成 4 年 3 月分保険料は未納として取扱い、初診日において納付済期間とならないと考えてよいでしょうか。	「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和 40 年 6 月 7 日庁文発第 4542 号）において「ニ 一の充当があつた場合には、還付金等が生じた時に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があつたこととみなすこと。」とされています。 したがって、充当決議日によることなく、「領収済通知書又は領収済報告書を受理したときに過誤納のあることを発見したとき」や、「既に正当歳入として調査決定済のものに過誤納があることが判明したとき」を納付日として見ることになります。（「国民年金保険料の還付事務の取扱いについて」（昭和 44 年 7 月 15 日庁保発第 13 号））

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答														
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容															
	障害基礎年金 請求書	3	加算額の対象者である子の障害状態 1、2 級の状態にあることの確認に係る診断書の取扱いについて	給付指 2011-88	加算額の対象者である子の障害状態 1、2 級の状態にあることの確認に係る診断書の取扱いについては、18 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日以前に障害等級 1、2 級（国民年金法施行令別表による）の状態にあることを確認するため、3 月 31 日以前の現症年月日の診断書を添付していただいているところです。 平成 23 年 4 月 1 日より、障害年金加算改善法が施行されるため、子の加算対象者のうち障害基礎年金に係る子の加算については、18 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日より後に障害 1、2 級の状態に該当した場合も子の加算対象者になり得ます。この場合の「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」に添付する診断書の現症年月日の範囲をご教示願います。 また、子が 18 歳の到達日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことで加算対象者でなくなった後、障害等級 1、2 級の状態になり、再び障害基礎年金の子の加算対象者となった場合、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」と「障害基礎・老齢厚生年金・退職共済年金加算額加給年金額対象者の障害該当届」はどちらの届出用紙を使用するのでしょうか。届出用紙の使い分けをご教示願います。 1. 障害状態になかった加算対象者である子が、18 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日以前に障害状態になった場合 2. 18 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日より後に障害等級 1、2 級の状態となった（例えば 19 歳で）ことで、加算対象者になった場合（子が 18 歳の到達日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことで加算対象者でなくなった後、障害等級 1、2 級の状態になり、再び障害基礎年金の子の加算対象者となった場合を含む。） 3. 加算該当日（養子縁組日等）において、加算対象者が既に障害等級 1、2 級の状態にある場合	加給年金の加算については、「認定日」を一点に絞り、その時点における生計維持関係及び障害の状態を確認することになります。 1. について 既に加算対象者とされていることから、「障害基礎・老齢厚生年金・退職共済年金加算額加給年金額対象者の障害該当届」を使用し、3 月 31 日以前の現症年月日の診断書を添付してください。 2. について 「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」にて届出をいただくことになります。「診断書の現症年月日」＝「認定日」となります。 3. について 「事実発生日」（養子縁組日等）が、「認定日」となるため、加給対象者の年齢にかかわらず、その時点における障害の状態を確認することになります。（「事実発生日」における障害の状態を確認しうる診断書と「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」で手続きいただきますようお願いします。）														
	障害基礎年金 請求書	4	国民年金障害基礎年金の納付要件について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 23 条第 1 項 国民年金法昭和 61 年経過措置政令第 29 条、第 31 条 昭和 60 年法律第 34 号による改正前の国民年金法第 7 条第 2 項第 1 号・第 7 号、第 30 条第 1 項各号	次のケースの納付要件の有無についてご教示ください。 <事例> <table><tr><td>大学在学期間</td><td>昭和 50 年 4 月～昭和 54 年 3 月</td></tr><tr><td>20 歳到達年月日</td><td>昭和 51 年 4 月 3 日</td></tr><tr><td>無資格期間</td><td>昭和 54 年 4 月～昭和 55 年 3 月</td></tr><tr><td>共済組合加入期間</td><td>昭和 55 年 4 月～昭和 56 年 3 月</td></tr><tr><td>合算対象期間</td><td>昭和 56 年 4 月～昭和 56 年 5 月</td></tr><tr><td>任意加入期間</td><td>昭和 56 年 6 月～</td></tr><tr><td>初診日</td><td>昭和 56 年 9 月 1 日</td></tr></table> 昭和 56 年 9 月 1 日が初診日であるため、下記「昭和 60 年法律第 34 号による改正前の国民年金法第 30 条第 1 項各号に定める要件」を満たしている必要があります。 初診日において被保険者であった者については初診日の前日において次のいずれかであること。	大学在学期間	昭和 50 年 4 月～昭和 54 年 3 月	20 歳到達年月日	昭和 51 年 4 月 3 日	無資格期間	昭和 54 年 4 月～昭和 55 年 3 月	共済組合加入期間	昭和 55 年 4 月～昭和 56 年 3 月	合算対象期間	昭和 56 年 4 月～昭和 56 年 5 月	任意加入期間	昭和 56 年 6 月～	初診日	昭和 56 年 9 月 1 日	旧国民年金法第 7 条第 2 項第 1 号及び第 7 号により、共済組合加入期間と合算対象期間は、被保険者期間としないと規定しています。したがって、被保険者期間は昭和 56 年 6 月のみとなり、納付要件は満たします。 旧国民年金法第 30 条第 1 項第 1 号ハ中の「保険料納付済期間以外の被保険者期間」は、保険料免除期間又は保険料未納期間です。
大学在学期間	昭和 50 年 4 月～昭和 54 年 3 月																			
20 歳到達年月日	昭和 51 年 4 月 3 日																			
無資格期間	昭和 54 年 4 月～昭和 55 年 3 月																			
共済組合加入期間	昭和 55 年 4 月～昭和 56 年 3 月																			
合算対象期間	昭和 56 年 4 月～昭和 56 年 5 月																			
任意加入期間	昭和 56 年 6 月～																			
初診日	昭和 56 年 9 月 1 日																			

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					1. 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が 15 年以上であるか、又はその保険料納付済期間が 5 年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの 3 分の 2 以上を占めること。 2. 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10）の前月までの被保険者期間が 3 年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の 3 年間の保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。 3. 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10）の前月までの通算年金通則法第 4 条第 1 項各号に掲げる期間（公的年金加入期間）を合算した期間が 1 年以上であり、かつ、同月までの 1 年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。 4. 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第 26 条（老齢年金）に規定する要件に該当していること。 上記 3. に該当しないものであり、納付要件なしとしてよいでしょうか。昭和 56 年 9 月 1 日の属する月前における直近の基準月は昭和 56 年 7 月であり、その前月までの 1 年間に 2 月の合算対象期間があることから、「保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと」にはなりません。	
	障害基礎年金請求書	5	障害基礎年金に係る処分通知書について	行政手続法第 8 条 給付指 2010-218 給付指 2011-126	障害基礎年金の「認定日請求」と「事後重症請求」が同時に請求された場合、それぞれの請求に対し、処分結果を通知することになっていますので、事後重症で支給決定をしたとしても、障害認定時に支給されない場合、障害認定時の不支給決定を通知することになります。一つの裁定請求書に対し複数の処分を通知する場合、重複障害による裁定請求時はどのように処分通知をするべきでしょうか。 処分通知の作成について、例示する次の 1～4 の認定結果における通知の場合どのようにするべきかご教示願います。なお、前提として 1～3 の事例は、いずれも同一の傷病ではなく、かつ初診日が同一であるとします。 1. 内科的疾患同士の 2 種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、一方の診断書は障害認定日時点が 3 級程度、事後重症請求時が 2 級程度に該当するが、もう一方の診断書は障害認定日及び事後重症請求時においても 3 級不該当であり、総合認定の結果は、障害認定日時点が 3 級程度、事後重症請求時が 2 級該当するとき 2. 内科的疾患と外部障害（眼と耳以外）の 2 種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、各々の診断書とも障害認定日時点と事後重症時点で 3 級の程度に該当するが、併合（加重）認定して	1. 内科的疾患は総合認定することから、3 級不該当でも総合認定に含まれ診断書を登録し、総合認定した結果を通知するため、障害認定日時点の 3 級該当による不支給決定通知書と裁定請求日時点の支給額決定通知書にて通知してください。（処分通知 2 通）。 2. 各々の診断書に対する審査結果を通知する必要はなく、併合（加重）認定した結果を処分通知するものであり、障害認定日時点と事後重症請求時点の併合認定結果の処分通知を行ってください。（処分通知 2 通）。なお、1 枚の通知書に 2 つの処分内容を記載することは可能です。 3. 認定日において併合認定を行った結果である 2 級を通知し、請求日時点についての通知は不要です。なお、内科的疾患は障害とみなされず、併合認定の対象とはならなかったことから、傷病コードや診断書コードの登録は行わず、障害の等級は 2 級 17 号以外となります。 4. 却下の通知書には処分理由のみ記載してください。お客様に伝えたいことがあれば、通知書に添書を同封することは差し支えありません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					も 3 級であるとき 3. 内科的疾患と外部障害（眼と耳以外）の 2 種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、外部障害は障害認定日時点と事後重症請求時点のいずれも 2 級程度に該当するが、内部的疾患は障害認定日時点と事後重症請求時点のいずれも 3 級不該当（併合判定参考表の 13 号にも該当しない）であるとき 4. 事後重症請求があり、初診日不明のため納付要件の確認が困難であるが、障害の状態（程度）について審査したところ、仮に納付要件を満たしていたとしても裁定請求日時点で 2 級の程度に該当しないことが明らかであるとき	
	障害基礎年金請求書	6	老 齢 基 礎 年 金 繰 上 げ 受 給 者 か ら の 障 害 基 礎 年 金 失 権 の 取 消 申 立 て に つ い て	国民年金法第 35 条 第 3 号 国民年金法附則第 9 条の 2 の 3	平成 18 年 1 月（64 歳時）に老齢基礎年金を繰上げ申請をして受給している方（現在 69 歳）が、以前障害基礎年金を受給しており、障害不該当年月日から 3 年経過のため、現在は失権しています。 障害不該当年月日から 3 年経過するまでの間に障害基礎年金の 1、2 級に該当する場合、失権を取り消し遡って障害基礎年金を支給することができますでしょうか。 <事例> 平成 17 年 4 月 30 日 障害不該当 平成 18 年頃より悪化している旨申立あり 平成 19 年 1 月 19 日 65 歳到達 平成 20 年 4 月 30 日 失権（3 年経過） 障害不該当による支給停止の消滅は、現症年月日の診断書で判断することから、平成 17 年 4 月 30 日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に障害が重くなり障害基礎年金 1、2 級の状態であった場合、支給停止事由消滅届、診断書（その間の現症年月日）により審査し認められれば、失権の取消を行い遡って支給してよいでしょうか。 また、その現症年月日以降から現在までの障害の状態を確認することが必要と考え、現症年月日の翌年以降毎年誕生月の現症の診断書を求めなければならないでしょうか。	本件について、国民年金法第 36 条第 2 項の規定により、支給停止となったときから同法第 35 条第 3 号の規定により受給権消滅となるまでの間に 1、2 級に該当する程度の障害の状態に該当した場合は、支給停止の事由が消滅するため、障害基礎年金の支給が可能となります。 診断書については、1、2 級に該当する程度の障害の状態に該当した時点の現症年月日のものを添付することになります。
	障害基礎年金請求書	7	外国籍（永住者以外）の方からの障害年金請求について	国民年金法第 30 条の 4 第 2 項 昭和 56 年 6 月 25 日庁保発第 17 号	20 歳前に初診がある外国籍の方から、平成 23 年 7 月 11 日受付で、事後重症による請求として障害基礎年金を請求されています。生年月日は昭和 49 年 6 月 29 日、上陸許可は平成 23 年 4 月 26 日、在留の資格は永住者ではなく短期滞在です。 平成 23 年 7 月 20 日に、在留資格が日本人の配偶者等、在留期間が平成 24 年 7 月 20 日に変更になっています。今後は、日本人の配偶者等として永住者となる予定です。（在留期間 3 年） 永住者ではない外国籍の方ですが、障害基礎年金の請求は可能でしょうか。	本件については、国民年金法第 30 条の 4 第 2 項に基づき、障害基礎年金の事後重症請求を行うことができます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	障害基礎年金 請求書	8	障害基礎年金 （3 級停止中） の受給権者が 新たに別の 20 歳前障害の事 後重症によっ て 1 級に該当 した場合の取 扱いについて	国民年金法第 30 条 の 4、第 31 条、第 34 条、第 36 条の 3	○前発…障害基礎年金（5350）3 級相当にて現在停止中。 ○後発…20 歳前障害の事後重症にて単独で 1 級該当。 国民年金法第 31 条（併給の調整）第 1 項では、「…前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。」とあり、第 2 項では「…併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、失権する。」となっています。 また、国民年金法第 34 条（障害の程度が変わった場合の年金額の改定）にて改定について規定されていますが、第 4 項の「その他障害」には本件は当てはまらないため改定処理とはなりません。 国民年金法では障害基礎年金同士の選択についても規定されていないため、前発と後発での選択もあり得ません。 過去の資料等を確認すると、3 級（併合判定参考表 5 号）と 2 級との併合によって 1 級になる事例、3 級（併合認定参考表 6 号～10 号）と 2 級との併合によっても 2 級としかならない事例は記載されているものの、3 級と 1 級との併合については記載されておらず併合そのものが可能なのか不明です。 通常障害基礎同士の併合の場合、基本的には併合後の障害基礎年金の裁定及び前発障害の失権処理を行います、後発が 20 歳前障害だった場合の併合後の所得制限についても記載されておりません。仮に今回の案件を併合認定して 1 級の障害基礎年金を新規裁定する際に所得制限がなかった場合、実質 20 歳前障害のみでの給付にもかかわらず不自然になってしまいます。 本件の対処方法についてご教示願います。	国民年金法第 31 条（併給の調整）に基づき前発と後発を併合し、国年施行令別表（障害の状態）による 1 級 11 号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）による障害基礎年金として新規裁定し、前発である 3 級停止中の障害基礎年金失権処理を行ってください。 なお、支給停止については国民年金法第 36 条の 3（支給停止）において「国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害年金は、…その該当する期間、その支給を停止する。」と 20 歳前障害に限定されており、国民年金法第 31 条（併給の調整）によって決定された併合後の障害基礎年金は対象となっていないため、所得制限はかからず、国民年金法第 30 条の 4 にかかる受給権の支給停止の各条項の規定は適用されません。
	障害基礎年金 裁定請求書	9	20 歳前の障害 基礎年金につ いて	国民年金法第 30 条 の 4	下記事例の場合、障害基礎年金の受給権は発生するかどうか伺います。 ・障害基礎年金請求者の生年月日 昭和 28 年 1 月 15 日（20 歳到達昭和 48 年 1 月 14 日） ・障害基礎年金を請求する傷病の初診日 昭和 48 年 1 月 14 日前（20 歳前）（昭和 43 年 3 月から昭和 48 年 1 月 14 日までの間） ・厚生年金保険加入期間 昭和 43 年 3 月から昭和 48 年 4 月までの 61 月間。（61 月間は脱退手当金受給済み。昭和 53 年 4 月支給）	本件の場合、旧厚生年金保険法第 71 条から当該脱退手当金の額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされるため、国民年金法第 30 条の 4 第 2 項により受給権が発生することになります。
	障害基礎年金 請求書	10	障害基礎年金 の所得状況届 が長期間未提 出である者の 取扱いについ て	国民年金法第 36 条 の 2	20 歳前に初診のある障害基礎年金については、毎年所得状況届の提出を受け、所得を基準額と照らし合わせて支給の可否を審査しています。 本件の受給権者は、平成 16 年から所得状況届が未提出のため障害基礎年金が差止になっていましたが、平成 22 年 10 月に A 区に受給権者住所変更届を提出し、平成 23 年の所得状況届を提出しました。 当該受給権者は、居所不明のため平成 17 年 2 月に B 市の住民票を職権消除されたため、平成 22 年 10 月に A 区に住所設定しましたが、その間の住民票は作成されません。住民票による居所証明が取れない間の国内居住についての取扱いをご教示願います。	本件については、受給権者から日本国内に住所を有していた旨の申立書を提出していただき、国内居住であったことを確認してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	障害基礎年金請求書 未支給（年金・保険給付）請求書	11	障害基礎年金に係る未支給年金請求の可否について	国民年金法第 19 条	障害基礎年金（20 歳前障害）を事後重症請求により平成元年 4 月 22 日から受給していましたが、平成 7 年 12 月 15 日に死亡失権した者の弟から、障害基礎年金の認定日請求及び未支給年金請求の可否について照会がありました。 疑義照会回答より、事後重症請求による 20 歳前障害の障害年金を受給中の者が 20 歳に遡及した請求は可能であると読み取れますが、今回の事案では受給者本人が既に死亡しています。事後重症請求が裁定された当時の経緯は不明ですが、受給者本人が請求した結果、認定日請求ではなく事後重症請求として裁定されたものを、未支給年金請求者が、これから認定日請求として請求することは可能でしょうか。 また、疑義照会回答より認定日請求であれば未支給年金の請求が可能であると思われますが、本事案については認定日請求が認められた場合でも時効により未支給年金として支給されるものはありません。なお、受給権者の弟の照会の趣旨は認定日請求として障害基礎年金と未支給年金を請求し、認定日請求が認められれば遡及して法定免除に該当することになるため、納付していた国民年金保険料については還付されるのではないかと思います。 こういった事案の場合、障害基礎年金の認定日請求及び未支給年金を請求することは可能でしょうか。また、請求が可能な場合は国民年金保険料を還付できるでしょうか。	年金の裁定請求は一身に専属する権利として、原則として受給権者本人のみが行うことができますが、例外として、受給権者本人が裁定請求を行わないまま死亡していても、その遺族が未支給の年金・保険給付を受けることができる場合に、自己の名で請求することができることとされています。（国民年金法第 19 条第 3 項、厚生年金保険法第 37 条第 3 項） 未支給の年金・保険給付については、5 年を経過すると時効によって消滅し、それ以後は請求することができないことから、それに伴う裁定請求も行うことはできません。
	障害基礎年金請求書	12	外国籍（永住者）の障害基礎年金請求について	国民年金法第 30 条の 4 第 2 項	外国籍（永住者）の夫婦より、20 歳前に初診がある傷病での障害基礎年金事後重症請求がありました。夫婦共に外国籍で、平成 11 年 2 月 12 日に入国しています。生年月日はそれぞれ昭和 39 年 2 月 1 日と昭和 40 年 11 月 21 日です。夫婦とも障害基礎年金の事後重症請求は可能でしょうか。	両名ともに、20 歳到達日が国籍要件撤廃（昭和 57 年 1 月 1 日）後です。本件の場合、外国籍の有無にかかわらず、20 歳到達時に障害の状態になくとも、その後、65 歳になるまでに障害の状態になっているときは、障害基礎年金の事後重症請求が可能です。
	障害基礎年金請求書	13	障害基礎年金の納付要件について	国民年金法平成 6 年改正法附則第 6 条	昭和 21 年 8 月 17 日生まれで、共済組合加入期間が昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 46 年 11 月 30 日までの方が、共済組合加入期間中である昭和 45 年 3 月の初診で障害基礎年金を請求する予定です。この方が共済組合加入期間を退職一時金で受けた場合、障害基礎年金を決定してよいでしょうか。なお、昭和 40 年 4 月から昭和 44 年 3 月までは大学生のため、昭和 44 年 3 月までは国民年金は未加入者です。また、共済組合に確認したところ、障害共済年金は受給できないとのこと。 このような退職一時金を受けたケースにおいて、「初診日において組合員であること」に該当すると考えてよいでしょうか。また、納付要件を確認するとき、納付済期間とすることが可能でしょうか。	国民年金法平成 6 年改正法附則第 6 条の障害基礎年金を受給するための要件は次のとおりです。 1. 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの初診日において公的年金制度の被保険者又は組合員であったこと。 2. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間（国民年金の被保険者期間とみなされる期間を含む。）にかかる保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 以上あること。 3. 当該傷病について、公的年金制度の障害年金の受給権を有していないこと。 本件の場合は、 1. 退職一時金を受給した場合であっても、初診日（昭和 45 年 5 月）において、共済組合の組合員であったことには変わりありません。よって「組合員であったこと」に該当します。※ 2. 初診日の前日において、保険料を納付すべき期間のうち 3 分の 2 以

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
						上の納付をしています。（退職一時金を受給した期間は、初診日の前日において保険料納付済期間となります。また、任意加入の対象となる期間は、納付すべき期間に含まれません。） 3. 旧共済組合の納付要件に該当しないことが、共済組合によって確認されています。 したがって、65 歳到達日の前日までに障害の状態（1 級又は 2 級）に該当した場合は、国民年金法平成 6 年改正法附則第 6 条による障害基礎年金を請求することができます。 ※厚生年金保険の場合、脱退手当金を受給した期間は被保険者でなかったものとみなされます。共済組合の場合は、退職一時金を受給した期間であっても組合員期間でなかったものとはみなされません。
2015/3/13	障害基礎年金請求書	14	改定請求書に係る取扱いについて	国民年金法第 34 条第 2 項	1 級の障害基礎年金受給権者が「永久認定」となることを意図して「改定請求書」を提出し、事務所で受付けました。 提出された改定請求書は、国民年金法第 34 条第 2 項に規定する障害年金の額の改定を行うことができる受給権者に該当しないとして、「事務連絡」により「返戻」、若しくは、「却下」として「処分」するのいずれの取扱いとすべきか、ご教示願います。 なお、診断書の審査の結果は「1 級 3 年有期」となりました。	有期認定から「永久認定」となることを目的としたものか否かは別として、本人より額改定請求があった場合は、受理して差し支えありません。 ただし、本件の対象者は、1 級の障害基礎年金を受給していることから「障害基礎年金の受給権者は、（略）額の改定を請求することができる。」（国民年金法第 34 条第 2 項）という要件に該当しないため、却下処分をすることとなります。
2017/3/23	障害基礎年金請求書	15	障害基礎年金の納付要件について	国民年金法平成 6 年改正法附則第 6 条、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 2 項	昭和 61 年 3 月以前に初診があり、当時の障害年金の納付要件は該当しないため、平成 6 年改正法附則 6 条にて決定する際、20 歳前に厚生年金の加入期間がある者の場合、その厚生年金の加入期間は納付要件に算入できるでしょうか。関連条文（昭和 60 年改正法附則第 8 条第 1 項、第 2 項）を確認する限り算入できないと思われませんが、算入できないとの取扱いでよいでしょうか。	昭和 61 年 3 月以前に初診日があり、当時の障害年金の支給要件を満たさない者について、国民年金法平成 6 年改正法附則第 6 条において、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間があることが規定されています。 一方、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 2 項の規定において厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）の前日までの期間について、国民年金の被保険者期間とみなすことが規定されていますが、20 歳に達した日の属する月前の期間を当該国民年金の被保険者期間から除くとされています。 したがって、20 歳前の厚生年金加入期間は納付要件に算入できません。
2017/3/23	障害基礎年金請求書	16	20 歳到達前に初診がある場合の障害基礎年金の支給停止期間について	国民年金法第 36 条の 2 第 1 項	20 歳到達前に初診日がある傷病により障害基礎年金を受給しているものは、刑事施設に拘置されている間は障害基礎年金の支給を停止されることになっていますが、障害基礎年金受給権者が刑期の途中で傷病（精神）が原因で措置入院をするために刑事施設を出所して入院した期間についても障害基礎年金は支給停止されるでしょうか。 （国民年金法第 36 条の 2 第 1 項）	国民年金法第 36 条の 2 に障害基礎年金は、受給者が刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき、少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき等に支給停止されるとあります。 刑事訴訟法 480 条に、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、その状態が回復するまで刑の執行を停止するとあり、措置入院期間については刑期が進行せず、症状の回復が認められた際に、刑期が残っている場合は刑事施設等に再入所することとなっています。（法務省刑事局に確認済） このことから措置入院期間は国民年金法第 36 条にある刑事施設等に拘禁されている期間には該当しないため、障害基礎年金は支給停止されません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理	質問			回答
		番号	案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	障害基礎年金 請求書	17	障害基礎年金 の子の加算改 定について	国民年金法第 33 条 の 2	国民年金法第 33 条の 2 第 3 項第 4 号の「受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき」の解釈についてご教示願います。 子の加算のある障害基礎年金受給者 A（女性）が B と再婚し、A の実子は再婚相手の B と養子縁組をした。その後、A と B は離婚したが、実子と B の養子縁組は解消に至っていない。この場合、上記第 4 号「受給権者の配偶者以外の養子となったとき」に該当となるのかをご教示願います。	障害基礎年金の子の加算額については、国民年金法第 33 条の 2 に規定されており、第 3 項においては子のうちの一人または二人以上が各号のいずれかに「該当するに至ったとき」は年金額を改定すると規定されています。 ①受給権者 A の実子 C が A の配偶者 B の養子となったときは、「受給権者の配偶者の養子」であり、②その後 A と B が離婚し、B が A の配偶者でなくなった事実をもって、C が「受給権者の配偶者以外の養子となるに至った」ことにはなりません。 ここで言う「該当するに至ったとき」とは、本件の場合、C が B 以外の者の養子となるに至ったときと考えるのが妥当です。 ②離婚 (受給権者) A (A の実子) C (配偶者) B ①養子縁組

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	障害給付年金請求書(障害厚生)	1	障害基礎年金及び障害厚生年金の初診日の取扱いについて	国民年金法第 30 条 厚生年金保険法第 47 条	以下の案件について、今後の処理をどう行うべきかご教示ください。 ・請求傷病（遷延性うつ病） <経過> ①障害厚生年金請求（診断書による初診日：平成 11 年 9 月、厚生年金保険加入中）として、機構本部へ進達。 ②「病歴申立書」及び「受診状況等証明書が添付できない理由書」での本人の申立内容のみにより、初診日（平成 11 年 2 月、国民年金加入中）として、審査するよう返戻される。 ③障害基礎年金請求へと受付替。 ④機構本部の指示に従い、認定医師に審査を依頼したところ、平成 11 年 2 月は、睡眠薬処方はあるが、内科での受診であり、この時点では精神疾患とは認められない。初診日は平成 11 年 9 月が妥当であるとの見解であった。 ※ちなみに、障害の程度は厚生年金障害等級表 3 級程度という審査結果。 ⑤この結果から、初診日は、診断書の記載及び認定医師の見解から、平成 11 年 9 月とし、障害厚生年金での再審査を機構本部へ依頼。 ⑥しかし、請求傷病（遷延性うつ病）と睡眠薬処方は相当因果関係があるとして、障害基礎年金での再審査をするように再度返戻された。 1. 医療機関の証明が何もないにもかかわらず、本人の申出（希望）のみで初診日を取り扱ってもよいのでしょうか。 2. 初診日について、障害厚生年金の認定医師の見解と障害基礎年金の認定医師との見解が異なります。このような場合にどう処理を進めるべきでしょうか。	1. 受診状況等証明書が添付できない際は、可能な限り初診日が確定できる客観的な書類の添付が求められていますので、ご質問の「何もないにもかかわらず」の場合は、例えば、身体障害者手帳の写し、健康診断の記録の写しなどの参考資料を総合的に判断し、初診日の決定を行ってください。 2. 機構本部は初診日を平成 11 年 2 月と判断しているので、障害基礎年金として取り扱ってください。なお、本人が障害厚生年金としての裁定を希望しているのであれば、国民年金の認定医師の「認定書の写し」を添付し、機構本部に進達してください。ただし、却下処分を受けた後に、障害基礎年金として請求をする場合は、再度、診断書を揃える必要があります。
	障害給付年金請求書(障害厚生)	2	障害手当金と障害厚生年金の事後重症請求について	厚生年金保険法第 47 条の 2、第 55 条	障害手当金の支給要件の規定については、厚生年金保険法第 55 条において「…初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において…障害の状態にある場合に支給する。」とあります。 65 歳に達する日の前日までの間において、障害手当金支給決定の対象となった傷病により障害等級 1～3 級に該当する程度の障害の状態に至ったことから、厚生年金保険法第 47 条の 2 による事後重症請求をした場合における支給済の障害手当金の取扱いについてご教示願います。	障害手当金の受給要件として「傷病が治った」ことが要件の一つとされているため、65 歳に達する日の前日までの間に障害手当金支給決定の対象となった傷病が障害等級 1～3 級に該当する程度の障害の状態に該当することは、本来ありえません。 しかし、将来において現実に障害等級 1～3 級に該当する程度の障害の状態に該当することになった場合、障害手当金支給決定時の「傷病が治った」ことの認定が誤りであったことになり、支給決定の誤りとなります。 よって、将来において、厚生年金保険法第 47 条の 2 による事後重症の受給要件を満たせば、障害厚生年金の受給権を取得しますので、障害手当金の支給決定を取り消してください。また、会計法第 31 条の規定を適用のうえ、過払金の返納を求めてください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	障害給付年金 請求書（障害厚生）	3	厚生年金保険 法第 75 条と障 害年金の初診 日について	厚生年金保険法第 18 条、第 31 条、第 75 条 昭和 31 年 4 月 19 日保文発 2903 号	被保険者の確認請求により、2 年を超える期間についての被保険者期間が認められる可能性があります。この方は事後重症の障害基礎年金を受給しており、障害基礎年金の初診日の納付記録は国民年金期間であり免除となっていますが、確認請求によると初診日が厚生年金保険の被保険者期間に該当します。 厚生年金保険の被保険者期間が 2 年以上遡及し、初診日が厚生年金保険被保険者期間に該当する場合の取扱いについてご教示願います。	障害年金の初診日において厚生年金保険被保険者に該当することになるため、障害厚生年金の納付要件を確認することになりますが、2 年以上遡及した期間については「未納」として取り扱うことになるため、直近 1 年の納付要件は使えず「3 分の 2 要件」をもって判断することになります。3 分の 2 要件を満たしていれば障害厚生年金の受給権が発生し、事後重症ではありますが請求行為は障害基礎年金請求時に行われているため、障害厚生年金の認定日についても障害基礎年金の認定日と同日とします。3 分の 2 要件を満たさない場合には障害厚生年金は不支給となります。 また、不支給となった場合、従来は国民年金免除期間であったものが厚生年金保険期間となったことにより、上記と同じく納付要件を満たさなくなるため、障害基礎年金についても不支給となり返納となります。
	障害給付年金 請求書（障害厚生）	4	障害厚生年金 「加給年金額 対象者不該当 届」の生計維持 関係認定日の 解釈について	厚生年金保険法第 44 条第 4、5 項、第 50 条の 2 第 3 項厚 生年金保険法施行 規則第 46 条	受給権発生当時生計を同じくし、収入要件を満たしていた配偶者が後に高額収入を得るようになった場合、「受給権者による生計維持の状態がやんだとき」から 10 日以内に加給年金額対象者不該当届（様式第 205 号）の提出をすることになっていますが、障害認定日請求の遡及請求があった場合で、受給権の発生後に収入が 850 万円以上になっている場合は、いつから受給権者によって生計が維持されなくなった状態に該当するのか照会します。 <事例> 裁定請求書受付 平成 22 年 10 月 18 日 障害厚生年金（認定日請求）初診日 平成 10 年 6 月 13 日 障害認定日 平成 11 年 12 月 13 日 請求者の生年月日 昭和 25 年 9 月 16 日 配偶者の生年月日 昭和 25 年 12 月 6 日 配偶者の収入状況 平成 11 年度所得（平成 10 年分収入） 年収 500 万円位 ただし請求者の収入要件申立書による平成 18 年度所得 6,309,802 円（平成 17 年分収入 8,344,225 円）、平成 19 年度所得 6,834,822 円（平成 18 年分収入 8,927,580 円）、平成 20 年度所得 7,328,000 円（平成 19 年分収入 9,420,000 円）、平成 21 年度所得 8,135,000 円（平成 20 年分収入 10,300,000 円）、平成 22 年度所得 6,900,000 円（平成 21 年分収入 9,000,000 円） 配偶者の所得の種類は給与所得、ただし、平成 20 年度と 21 年度には株式等配当所得 50,000 円を含む。なお、配偶者は厚生年金現存被保険者で、当面退職予定は無いとのこと。	本件については、配偶者が給与所得者であることから、今後見込まれる収入が恒常的に増加した日を届出いただき、その正当性を所得証明書で確認することになります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	障害給付年金請求書（障害厚生）	5	障害手当金と労災保険の障害補償年金との調整について	厚生年金保険法第56条、第56条第3項	障害手当金と労災保険の障害補償給付との調整についてお尋ねします。 初診日、傷病名が同一で、障害手当金の「治癒」の日（受給権発生日）より労災保険の「治癒」の日（障害補償年金の受給権発生日）が何らかの事情で後になった場合、障害手当金との調整は不要となるのでしょうか。	労働災害補償保険法（以下労災法）との支給調整は、業務外の事由による年金受給者との均衡を図り、国の二重の費用負担を避けるために設けられています。 また、厚生年金保険法第56条第3項中「…労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付…を受ける権利を有する者」とは、現に労災法の規定による保険給付を受けている者に止まらず、労災法の障害補償給付の受給要件を満たしながら請求手続きを行っていない者も含まれます。 本件の場合、同一疾病について「治癒」の日が異なることは通常あり得ないことから、再度「治癒」の日の確認を要することになります。 ※厚生年金保険法第56条の「障害の程度を定める日」とは、障害厚生年金の場合と多少異なっており、被保険者であった間に疾病にかかり又は負傷した者が、その傷病について始めて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して5年を経過するまでの間に、その傷病治った場合において、その治った日となります。
	障害給付年金請求書（障害厚生）	6	障害厚生年金の年金額改定について	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成6年政令第348号）第10条	受給権発生日以降障害厚生年金の3級を受給しており、平成6年5月から平成22年7月分までの年金額は、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成6年政令第348号）」第10条の規定により従前額保障を受けていた受給権者が、平成22年7月に障害厚生年金の額改定請求を行ったところ認められ、平成22年8月分より年金額が2級に改定されました。 しかしながら、平成22年8月以降の障害厚生年金の年金額が、従前額保障を受けなくなったため、平成22年7月以前と比較して減額となっている。第10条の規定は3級から2級に額改定されると適用されなくなるのでしょうか。	本件の場合、障害等級の変更による基本年金額の改定のため、従前補償はされません。
	障害給付年金請求書（障害厚生）	7	複数の障害厚生年金受給権がある場合の額改定請求における併合の取扱いについて	厚生年金保険法52条第2項、47条の3 厚生年金保険法施行規則第44条、第47条 国民年金法第30条の3 国民年金法施行規則第31条	<事例> 対象者 昭和23年10月1日生 特別支給高齢厚生年金および異なる支給事由による2つの障害厚生年金の受給権有。現在、特別支給高齢厚生年金を選択受給中。 2つの障害厚生年金の詳細 ○眼の障害、3級14号、1年有期、併合判定参考表3級10号 ○肢体の障害、3級12号、永久固定、併合判定参考表3級7号 両方とも受給権発生時より一度も2級以上にはなっていない。この方が、眼の障害が悪化したため額改定請求し（厚生年金保険法52条第2項、厚生年金保険法施行規則第47条）、その結果、眼の障害が併合判定参考表3級5号あるいは6号相当である場合、肢体の障害と併合認定すると2級になりますが、眼の障害についてのみ額改定請求を希望していることから、眼の障害の状態が2級以上に該当しない場合は、肢体の障害との併合をせずに従前どおり眼の障害による3級障害厚生年金と肢体の障害による3級障害厚生年金の受給権を存続させることになるのでしょうか。	3級で受給中の障害厚生年金の額改定請求を、厚生年金保険法第47条の3による「初めて2級」の請求とみなすことはできません。 照会の対象者は、額改定請求を希望されていますが却下になる場合は、厚生年金保険法施行規則第44条により「初めて2級」の裁定請求書を提出し、2級の障害厚生年金1352（眼の障害と肢体の障害を併合）を裁定して、肢体の障害3級の1350と眼の障害3級の1351と、3つの障害厚生年金の選択となります。「初めて2級」の裁定請求書の受付日は、額改定請求のものを押印してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	遺族基礎年金 請求書	1	死亡後に国民 年金の保険料 が充当された 場合の納付要 件・支給金額に ついて	昭和 40 年 6 月 7 日 庁文発第 4542 号	寡婦・死亡一時金・遺族年金の納付要件を確認する際には、死亡日の前日までに納付している月を合算することになります。下記の事例のように死亡後に厚生年金保険期間が判明し、統合した結果、国民年金納付済期間と重複しているため還付が発生し、未納期間へ充当処理となった場合、この充当期間は納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めるかご教示願います。 <事例> 被保険者死亡 平成 23 年 3 月 12 日 厚生年金期間判明・統合 平成 23 年 4 月 14 日 （昭和 53 年 2 月～4 月の 3 ヶ月） 国民年金還付・充当決議 平成 23 年 4 月 15 日 （平成 21 年 7 月～10 月の 3/4 免除期間へ充当） 「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和 40 年 6 月 7 日庁文発第 4542 号）には「充当があった場合には、還付金等が生じた時にその充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなす」とありますが、還付金等が生じた時とは、過誤納調査決定日と考えてよいでしょうか。	当該通知内の「還付金等が生じた時」というのは、過誤納調査決定日ではなく、厚生年金保険期間が統合された日となります。そのため、照会の充当済期間については、納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めることはできません。
	遺族基礎年金 請求書	2	遺族基礎年金受 給権者と親権の 無い父 （母）との生計 維持関係の認 定について	国民年金法第 41 条 第 2 項	子に対する遺族基礎年金は、「生計を同じくする父母があるときは、その間、支給停止する」とされていますが、生計を同じくする父母に、未成年後見人となっている親権の無い父母は含まれるのでしょうか。 子の母の死亡当時、子に対する親権を行う方がいませんでした。母の死後に認知及び親権を申立てた父は、裁判所においては親権が認められず未成年後見人とされましたが、生計を同じくしていたとの申出がありました。この場合、未成年後見人である父との間の生計同一の申出を認め、遺族基礎年金を支給停止とする措置は妥当でしょうか。	国民年金法第 41 条第 2 項に規定する「その子の父若しくは母」については、親権者でない父又は母を除くという規定はありません。また、親権者でなくても認知が認められれば父と子の出生に遡って親子関係は認められます。 本件については、認知によりその子の父に該当する場合、生計を同じくする間は遺族基礎年金が支給停止となります。
	遺族基礎年金 請求書	3	養子縁組して いた養父母（祖 父母）が死亡し たが、実父母と 住民票上同居 する場合の遺 族基礎年金支 給停止につい て	国民年金法第 37 条、第 41 条第 2 項 国民年金法施行規 則第 45 条	<事例> 請求者は、生後間もなく祖父母の養子となりましたが、住民票上の住所は実父母の住民票と世帯同一のままでした。養父（祖父）の死亡により、養子となっていた子（孫）が遺族基礎年金及び遺族厚生年金の請求を行ったところ、遺族基礎年金は養母（祖母）がいるために支給停止、遺族厚生年金は支給決定されました。その後、養母（祖母）も死亡したため、遺族基礎年金支給停止事由消滅届が提出されました。なお、養父母（祖父母）の死亡後に実父母が未成年後見人となっています。 請求者の生活費・教育費等は、生前全て養父母（祖父母）から支出されていましたが、実父母からの生計上の寄与がなく、養父母（祖父母）からの遺産等によりその生活が独立していると認められるものであれば、支給停止は解除されますか。あるいは実父母が請求者の生活等を管理・後見している場合も生計の同一とみなし支給停止となるのか、ご教示願います。	本件のように、実父母と住民票上同一世帯に属しているときは、生計を同じくする者に該当します。 基本的に親と一緒にいるときはその父、母によって生計を維持しているものと考えられるため、遺族基礎年金の支給を行う必要性が低く、支給停止としています。 したがって、遺族基礎年金については、養母（祖母）が死亡した後、実父母と生計を同じくするため、支給が停止されます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	遺族基礎年金 請求書	4	死亡推定日から長期間経過後に失踪宣告を受けた場合の遺族年金の消滅時効について	国民年金法第 102 条第 1 項 民法第 166 条第 1 項、民法第 30 条	平成 3 年 6 月に行方不明になった者の家族が、生存を信じてその者の国民年金保険料を納付していたが、今回、失踪宣告の請求をした結果、「死亡とみなされる日：平成 10 年 6 月 27 日」「失踪宣告の裁判確定日：平成 22 年 8 月 11 日」と戸籍に記載された。 この者の加入年金制度は国民年金のみであり、行方不明当時、この者に生計を維持されていた妻と 9 歳の子がおり、遺族基礎年金の支給要件を満たしていた。平成 10 年当時に失踪宣告の請求をしていれば遺族基礎年金が平成 10 年 7 月分から平成 13 年 3 月分まで支給されるはずであったが、生存を信じて失踪宣告の請求が遅くなったことにより死亡とみなされる日から 5 年が経過した現在では支分権が消滅しているため遺族基礎年金の支給はされないのか。	「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや権利行使に事実上の障害があることは影響しません。 当事例の場合、行方不明になった日から 7 年を経過した時点において、失踪宣告の手続きを行い、その審判が確定した後に、遺族基礎年金の請求は可能であるため、失踪宣告の審判の確定がないことを「法律上の障害」とすることはできません。 したがって、当事例は、失踪宣告により死亡とみなされた日（平成 10 年 6 月 27 日）の翌日から時効が進行しており、平成 10 年 7 月分から平成 13 年 3 月分の遺族基礎年金を支給することはできないと考えます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	1	戸籍上の妻及び内縁の妻の子からの遺族年金請求について	厚生年金保険法第66条第2項 国民年金法第41条第2項	被保険者死亡により、戸籍上の妻（18歳未満の子なし）から遺族厚生年金の請求があり、支給決定しました。しかし、その後内縁の妻及び内縁の妻の子から遺族基礎・遺族厚生年金の請求書が提出されました。 被保険者は死亡時まで離島で勤務しており、死亡時の住民票は本妻と同一世帯でしたが、実際には本妻とは別居、定期的な送金、音信、訪問が行われていました。内縁の妻と子については、被保険者とは住民票は別（内縁の妻と子は同一住所）になっていましたが、生計維持関係があったとの申立書、その他関係書類を添えて遺族裁定請求書を提出しています。 この場合、戸籍上の妻に支給決定し内縁の妻の子を不支給とすべきでしょうか。それとも、戸籍上の妻を支給停止にして内縁の妻の子に支給するべきでしょうか。	厚生年金保険法第66条第2項上の「子」については、被保険者又は被保険者であった者の「子」を指しており、戸籍上の妻の子、内縁の妻の子の区分けはありません。 したがって、本件の場合、内縁の妻の子に遺族厚生年金を支給することになります。（母親と同居のため、遺族基礎年金は支給停止）
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	2	短期要件による遺族厚生年金について	厚生年金保険法第58条 旧厚生年金保険法第52条 厚生年金保険法昭和60年改正法附則第72条 昭和61年経過措置政令第88条	3級の障害年金受給権者（3級不該当により支給停止となっているものを除く）が死亡した場合、直接死因の傷病と相当因果関係にあるときには、2級の障害の程度にあったものとみなし、短期要件の遺族厚生年金が発生するものと取り扱っていますが、本来であれば3級の障害厚生年金受給権者が1級又は2級の障害厚生年金の受給権を取得するためには、65歳に達する日の前日までに改定請求を行うことが必要であるものを、死亡の原因傷病と障害厚生年金受給の原因傷病との間に相当因果関係があるときには、請求行為を行なったものとして取り扱っています。このため65歳以後に死亡した場合は、短期要件の遺族厚生年金は発生しないとされています。 しかし、旧厚生年金保険法第52条第2項（改定請求）にはこのような年齢制限の規定はありません。 旧法の障害年金受給者が死亡した場合も同じ取扱いとなりますか。	障害厚生年金又は旧厚生年金保険法の障害年金の3級の受給権者の死亡の場合、障害基礎年金の受給権の有無や死亡時の年齢等にかかわらず、直接死因の傷病と障害厚生年金又は旧厚生年金保険法の障害年金の傷病に相当因果関係があると認められるときは、死亡時において障害等級1級又は2級の状態にあることが確認できれば、短期要件による遺族厚生年金の支給を行うことができるものとして取り扱ってください。
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	3	事後重症による障害厚生年金を請求し同月に死亡した場合の障害厚生年金及び遺族厚生年金の受給権について	厚生年金保険法第47条の2、第58条第1項第3号	初診日から8年10ヵ月後の国民年金の被保険者期間に、障害厚生年金を「事後重症による請求」により請求されました。その後、請求日の属する月に、障害厚生年金の請求傷病と同一の傷病が原因で請求者が死亡されました。 この場合は、障害厚生年金の支分権は発生しないものと考えられますが、障害厚生年金の基本権が発生するものと考え、「障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。」として、短期要件での遺族厚生年金の受給権が発生するのをご教示願います。 なお、本件は、長期要件にも、他の短期要件にも該当していません。なお、請求者は国民年金法に規定する障害等級1級又は2級のいずれかに該当する見込みです。 <事例> 厚生年金保険資格取得日 平成10年4月1日 初診日 平成14年6月3日 厚生年金保険資格喪失日 平成23年4月1日 障害厚生年金請求日 平成23年4月4日 死亡日 平成23年4月25日	障害厚生年金の裁定を行い、その後に遺族厚生年金の裁定処理をしてください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	4	農林共済組合員期間がある者の遺族厚生年金の受給権について	厚生年金保険法平成13年改正法附則第6条、第13条第1項 平成14年経過措置政令第9条、第10条	大正13年1月4日生の旧国民年金老齢年金受給者に、統合前の農林共済組合員の期間15月(昭和61年4月15日～9月21日(5ヵ月)、昭和62年4月15日～9月21日(5ヵ月)、昭和63年4月15日～9月21日(5ヵ月))が判明し、平成22年11月28日に死亡されました。この場合、遺族厚生年金の受給権が発生するかご教示願います。	統合前に旧制度農林共済法による通算退職年金の受給権を有する者が、平成14年4月1日以降死亡した場合、農林共済組合員期間を厚生年金保険の被保険者期間とみなし、遺族厚生年金の受給権が発生します。
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	5	海外居住者死亡における戸籍に記載のない子からの遺族年金請求について	国民年金法第37条、第37条の2 厚生年金保険法第59条	亡夫が日本人で、フィリピン在住中に死亡されました。遺族年金請求者は妻で、フィリピン人です（フィリピン在住）。また、18歳未満の子が2人います。フィリピンでの結婚証明書、出生証明書により、死亡者の妻と子であることの確認は取れています。日本の戸籍には、妻は夫の死亡後登録済みですが、子は出生後3ヵ月以内に届出がないと登録できないため、日本の戸籍には未登録の状態です。このまま遺族の子との範囲と認めてよいか伺います。 なお、子はフィリピン国籍で、自宅が領事館から遠かったうえ、日本国籍を届け出る意識もなかったため、日本領事館には出生届を提出しなかったとのことです。	本件については、死亡者の除籍謄本では親子関係の確認ができないため、死亡者の妻と子の国籍のある国の公的機関が発行した結婚証明書、出生証明書などを取得して親子関係を確認してください。
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	6	遺族厚生年金の所得要件について	昭和61年4月30日 日庁保険発第29号 平成23年3月23日 日年発0323第1号	遺族厚生年金の生計維持認定対象者にかかる収入に関する認定に当たっては、ア.前年の収入が年額850万円未満であることイ.前年の所得が年額655.5万円未満であることのいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有する者以外の者に該当するものとあります（「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号)）。下記の事例は、前年の所得が655.5万円未満であるといえるでしょうか。 ＜事例＞ 相談者は、夫（昭和8年12月19日生、平成18年2月28日死亡、老齢厚生年金受給者）の死亡当時遺族厚生年金の請求について問い合わせたところ、「平成18年度（平成17年中所得）市民税・都民税課税証明書」の合計所得金額欄が¥6,587,348であるので遺族厚生年金は受けられないとの説明を受けた。相談者には不動産賃貸料の収入があり、税務署に対していわゆる青色申告により所得申告を行っていた。税務署の受付印が押された「平成17年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）」によると、賃貸料等の収入金額から必要経費を差し引いた金額が¥6,687,348と記載されており、そこからさらに青色申告特別控除10万円を差し引いた¥6,587,348が所得金額として税務署に申告がされている。この金額は、「平成18年度（平成17年中所得）市民税・都民税課税証明書」の合計所得金額欄と一致する。ところが青色申告特別控除は、「不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した賃借対象表を損益計算書とともに確定申告書に添付	「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号)には、収入要件を確認する書類として「前年もしくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類」と規定されています。 本件は、課税証明書及び青色申告決算書いずれも所得が655.5万円以上であり、青色申告特別控除として65万円の控除が受けられたかどうかは日本年金機構では判断できないことから、税務署での修正ができない以上は、収入要件を満たしていないと判断せざるを得ません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高 65 万円を控除する」とこととされている。「平成 17 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）」の裏面には、減価償却費の計算の表及び賃借対照表が記載されており、相談者が税理士に相談したところ「65 万円の青色申告特別控除額が適用される」と指摘されたとのこと。ところが税務署に対する申告の修正は一年以内にしなければならず、相談者は申告の訂正をすることができなかった。相談者として、青色申告特別控除額を 65 万円と申告書に記載し申告していれば、課税証明書の所得金額は 655.5 万円を下回り、遺族厚生年金を受けることができたのではないかと。税務署に対する修正申告は今からはできないものの、申告書の内容から青色申告特別控除額が正しくは 65 万円であると認められれば夫の死亡当時の所得金額が 655.5 万円未満となり、今からでも遺族厚生年金の請求はできるのではないかと、とのこと。	
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	7	遺族年金請求書に添付する「死亡診断書」等に代わるべき書類について	国民年金法施行規則第 39 条 厚生年金保険法施行規則第 60 条	遺族年金を請求するときは、「被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類」を請求書に添えなければならないとされています。 東日本大震災に伴い、御遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できるとされていますが、この場合、「死亡診断書」「死体検案書」及び「検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書」は、添付不可能となります。このため、本来は「これに代わるべき書類」として死亡届に添付した申述書を添えるものと考えますが、申述書を添付できない場合についての取扱いについてご教示願います。	東日本大震災に伴い、御遺体が発見されないまま死亡届が受理されたことにより、「死亡診断書」「死体検案書」及び「検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書」が添付できない場合は、市区町村に提出する死亡届に添付した「申述書」（写）により代用してください。 また、「申述書」（写）を添付できない場合については、死亡診断書（死体検案書）の提出に関する申立てをしていただくことにより、代用してください。
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	8	被保険者死亡後に納付義務者が国民年金保険料を納付した場合の年金給権発生について	国民年金法第 88 条	国民年金任意加入期間中だった方平成 24 年 1 月 19 日に死亡しましたが、任意加入期間中に未納があります。任意加入中の期間であっても保険料は発生し、国民年金法第 88 条で規定している世帯主または配偶者に納付義務がありますが、被保険者死亡後に未納期間が納付された場合、老齢厚生年金の受給資格期間を満たす事は出来るでしょうか。また、もし受給資格を満たした場合、死亡時点で受給権者となるため遺族厚生年金の長期要件に該当するのでしょうか。 <事例> ・昭和 23 年 11 月 20 日生まれ（男性）平成 24 年 1 月 19 日死亡 ・厚生年金 195 月 国民年金納付 96 月 国民年金全額免除 8 月計 299 月 ・国民年金任意加入期間中の未納 H23. 6～H23. 12（7 ヶ月） ・同一世帯の父（世帯主）あり（遺族厚生年金の請求者） ・合算対象期間なし	国民年金法第 88 条第 2 項の規定により、死亡者の国民年金任意加入期間中の未納期間については、保険料納付の時効が完成するまでの間は、世帯主は納付義務を負うことになります。なお、本人の死亡後、遺族が保険料を納付したとしても、本人の死亡時は老齢厚生年金の受給権を有していないこととなるため、厚生年金保険法第 58 条第 1 項第 4 号に該当せず、遺族厚生年金は発生しません。 なお、「死亡後に国民年金保険料が口座振替された場合の遺族年金の支給要件」については、疑義照会 2010-875 を参照してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	9	障害厚生年金1、2級の受給権者の死亡により遺族厚生年金が支給されるが、遺族基礎年金の支給要件を満たさない場合の遺族厚生年金への加算額について	国民年金法第37条 厚生年金保険法第58条、第59条、第60条 昭和60年改正法附則第74条	<事例> 死亡者：障害等級1級の障害厚生年金（平成23年10月9日受給権発生）受給中の男性 昭和36年10月15日生まれ 死亡年月日 平成24年2月8日 国民年金加入中の死亡 遺族年金請求者：妻 昭和45年2月2日生まれ 18歳到達後の最初の3月31日が未到来の子2人あり 厚生年金保険法第58条第1項第3号の規定により、請求者に遺族厚生年金（短期要件）の受給権が発生します。 一方、未納・未加入期間があり、国民年金法第37条各項のいずれの要件も満たしていないため、遺族基礎年金の受給権は発生しないと思われます。 遺族基礎年金の支給要件を満たさず、遺族基礎年金の受給権が発生しない場合、昭和60年改正法附則第74条の規定に基づき、遺族厚生年金に遺族基礎年金相当額の加算が行われるということでしょうかご教示願います。	遺族基礎年金の受給権がない子のある妻または子について、遺族基礎年金相当額が加算された遺族厚生年金が支給されるのは、昭和60年改正法附則第74条に「（略）当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡につきその妻（子）が遺族基礎年金の受給権を取得しないとき」と規定されています。 本件は、国民年金法第37条の遺族基礎年金の支給要件のいずれにも該当しないため、遺族基礎年金の受給権は発生しません。 よって、「遺族基礎年金の受給権を取得しないとき」に該当することから遺族基礎年金相当額が加算された遺族厚生年金が支給されます。
	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	10	遺族厚生年金の納付要件における失踪宣告による死亡日の取扱いについて	厚生年金保険法第58条第1項 国民年金法第18条の3 国民年金法第37条	遺族厚生年金の納付要件を判定する対象期間は、原則として死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間となりますが、普通失踪で失踪宣告による死亡の場合、行方不明から7年を経過した日を死亡日として納付要件を判定してよいでしょうか。 なお、遺族基礎年金の納付要件の判定においては、死亡日を行方不明となった日とする読み替え規定があります。	失踪宣告を受けた場合の死亡を支給事由とする国民年金法、厚生年金保険法の給付について、生計維持関係を確認する日として、「死亡の当時」とあるのは、「行方不明となった当時」と読み替えることとされています。（国民年金法第18条の3、厚生年金保険法第59条第1項）一方、納付要件を確認する日については、国民年金法に、「死亡日」を「行方不明となった日」と読み替える規定があります。（国民年金法第18条の3） 厚生年金保険法も同様に取り扱ってください。 （参考） 旧厚生年金保険法の失踪宣告を受けた場合の遺族年金の支給要件は、「通算年金通則法第4条第1項各号に掲げる期間を合算した期間が6ヵ月以上である被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であった者であつて、行方不明となった当時被保険者であった者を含む。）が死亡したとき。」（旧厚生年金保険法第58条第1項第2号）と規定されており、6ヵ月の納付要件を見る日は、行方不明前において判断することとされています。 【解説書「失踪により常識的に被保険者資格を喪失するが、この場合に行方不明前に6ヵ月の被保険者期間があればよい。」 （厚生年金保険法 全訂社会保障関係法 1 有泉 亨 中野徹雄）】

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
2017/3/23	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	11	統合共済期間と厚生年金期間を有する者の遺族年金の決定について	厚生年金保険法第60条 厚生年金保険平成8年改正法附則第5条、第11条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年3月28日政令第85号）第17条	厚生年金の加入記録がなく、旧三共済の加入期間 249 ヶ月を有して退職年金を受けていた者が平成 12 年に死亡され、妻に遺族厚生年金が支給されています。今回、死亡者に 5 ヶ月の厚生年金が判明したが、遺族厚生年金はその期間を含めて裁定できるかご教示願います。	厚生年金保険法附則（平 8）第 11 条 1 項および平成 9 年経過措置政令第 17 条第 3 項ハによると、旧三共済の退職年金を受けていた者が平成 9 年 4 月 1 日以降に死亡された場合は、遺族厚生年金が支給されます。厚生年金保険法附則（平 8）第 5 条によると、旧三共済組合員期間は、厚生年金の被保険者であった期間とみなすことになります。 年金額については、厚生年金保険法第 60 条 1 項によると、遺族厚生年金の額は、死亡された者の被保険者期間を基礎として計算することから、旧三共済組合員期間と後に判明した 5 ヶ月の厚生年金の被保険者期間を含め、遺族厚生年金を裁定することになります。
2017/3/23	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	12	子の遺族年金の支給停止解除について	国民年金法第 20 条、第 41 条第 2 項 厚生年金保険法第 66 条、第 38 条第 1 項	＜事例＞ 妻（遺族基礎・遺族厚生年金を受給中） 子（遺族基礎・遺族厚生年金は妻が遺族基礎・遺族厚生年金受給のため支給停止中） 遺族基礎・遺族厚生年金を受給中の妻が、障害年金または老齢年金の受給権を取得し、遺族年金以外の他年金を選択受給することになった場合、子の遺族年金の支給停止を解除することができるでしょうか。子の遺族基礎年金については、国民年金法第 41 条により母と生計維持関係にあるため、支給停止することになりますが、遺族厚生年金については、厚生年金保険法第 66 条 1 項により妻が受給権を有する期間は子の遺族厚生年金は支給停止すると記載されています。妻の遺族厚生年金が支給停止されている期間においても子の遺族厚生年金は支給停止すると解釈してよろしいでしょうか。 なお、厚生年金保険法第 66 条ただし書については、本件との関係はないと考えます。	子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第 41 条第 2 項） また、遺族基礎年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第 20 条） したがって、遺族基礎年金については、遺族基礎年金を受給している妻が、他の年金給付（老齢基礎年金や障害基礎年金等）を受けることができるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族基礎年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族基礎年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族基礎年金の支給の停止が解除されることはありません。 一方、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第 66 条） また、遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該遺族厚生年金についても、その間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第 38 条第 1 項） したがって、遺族厚生年金については、遺族厚生年金を受給している妻が、他の年金給付（障害厚生年金等）を受けることができるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族厚生年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族厚生年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族厚生年金の支給の停止が解除されることはありません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	13	遺族厚生年金の受給資格について	厚生年金保険法第58条、第64条の2	60歳前の被保険者が共済組合期間を38年で脱退し、引き続き厚生年金に加入したが加入した月に死亡されました。 この場合の受給要件はどうなるのかご教示願います。	厚生年金保険法第58条第1項第1号に『被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明になつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。』とあるため、これに該当します。（短期要件） また、同法第58条第1項第4号に『老齢厚生年金の受給権者又は第42条第2号に該当する者が、死亡したとき。』とあり、こちらにも該当します。（長期要件） 同法第58条第2項に『前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第1号から第3号までのいずれかのみに該当し、同項第4号には該当しないものとみなす。』とあり、別段の申出がない場合、短期要件で該当すると考えます。 本案件該当者は、共済組合員期間が38年であるため（長期要件）、遺族厚生年金は、厚生年金法第64条の2に『第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について他の被用者年金各法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、その間、その支給を停止する。』とあり、短期要件の場合は、遺族厚生年金もしくは、遺族共済年金を選択し、どちらかが支給停止となります。 よって短期要件及び長期要件での裁定の際の金額等を案内し、請求者の意思を確認した上で、裁定すべきものと考えます。
2017/3/23	遺族給付年金請求書（遺族厚生・遺族基礎）	14	大正4年生まれの者の船員保険1ヵ月が年金に反映するかどうかについて	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第47条、第72条、昭和61年経過措置政令第88条第1項	大正4年生まれで船員保険期間を1ヵ月有する者について、本人の通算老齢年金（船員）は発生しないが、死亡により妻が新法遺族厚生年金（通算老齢年金相当）を受給しているときは、船員保険期間は遺族年金に反映するのでしょうか。 昭和60年改正法附則第72条第1項に規定する政令（措置令88条1項7号）に船員保険の被保険者であった期間が1年以上あり・・・とありますので、遺族年金の追加の対象にはならないと思います。	本件は、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を有する旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金の額に、1ヵ月の船員保険の被保険者期間が反映するののかについて照会があったものです。 旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金については、昭和60年改正法附則第72条第1項並びに昭和61年経過措置政令第88条第1項第5号及び同条第3項により支給されます。 また、同法附則第47条により昭和61年3月以前の船員保険の被保険者であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされ、遺族厚生年金の年金額の計算の基礎とされます。 遺族厚生年金の年金額については、厚生年金保険法第60条第1項第1号により、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算することから、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を含めた遺族厚生年金として裁定することになります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢年金請求書（旧）（厚生年金）	1	受給権発生後の被保険者期間を追加した場合の旧法厚生年金老齢年金の年金額について	厚生年金保険法昭和 51 年改正法附則第 5 条、第 35 条	<事例> 生年月 明治 43 年 2 月（女性） 老齢（厚生年金老齢年金）受給者 受給権発生年月 昭和 40 年 3 月 被保険者期間 191 月 平均標準報酬 285,615 円（平成 22 年再評価） 判明厚生年金期間 昭和 42 年 12 月 1 日～昭和 44 年 8 月 7 日 上記の受給者に受給権発生以降の厚生年金記録が新たに判明した場合においては、前発の老齢年金は失権後新規裁定する取扱いとなっています。今回、記録が判明したため見込額照会をしたところ、前発の年金額より低い額となりました。このような場合、前発の年金額を保障するような措置等はあるのでしょうか。 今回の事例は、再裁定として計算した場合、年金額は増額し、失権後新規裁定となると年金額が減額となります。	被保険者期間を追加して新規裁定を行った場合に、過去に受給権があった場合に失権した年金額を保障する規定はありません。
	老齢年金請求書（旧）（厚生年金）	2	厚生年金保険期間の判明により、老齢年金が再取得失権に該当する場合の後発年金の受給権発生日について	旧厚生年金保険法第 33 条、第 42 条、第 45 条、第 46 条	40 歳に達した月以後の被保険者期間が 15 年以上に該当したこと（以下「180 ヶ月満了」という。）により、旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権が発生していた方に、新たに厚生年金保険加入期間が 61 ヶ月判明しました。そのため、昭和 48 年 10 月 30 日の退職日に受給権発生日が遡及し、昭和 48 年 11 月 16 日に再取得失権になります。 再取得時の報酬月額は、在職老齢年金に該当する金額になっています。厚生年金保険期間訂正前の年金においては、180 ヶ月満了に至った昭和 50 年 6 月に請求があり、昭和 50 年 6 月に在職老齢年金が発生したことになっていました。 再取得失権後の後発年金の受給権発生年月日はいつになるのでしょうか。該当条文を併せてご教示願います。 <事例> 明治 45 年 2 月 18 日生まれの男性 配偶者有、大正 5 年 3 月 27 日生まれ 厚生年金保険期間 現在 287 ヶ月（60 歳満了） 判明した厚生年金保険加入期間 昭和 44 年 11 月 1 日～昭和 48 年 10 月 30 日 昭和 48 年 11 月 16 日～昭和 49 年 8 月 21 日 標準報酬月額 45,000 円（11 等級） 昭和 49 年 10 月 21 日～昭和 51 年 8 月 30 日 標準報酬月額 45,000 円（11 等級）	昭和 55 年 6 月以前は、65 歳未満の被保険者は本人の請求により受給権が発生することとされていますが、具体的には、昭和 51 年 7 月 31 日までは請求し得る状態になった時点で発生するものとして取り扱われ、昭和 51 年 8 月 1 日からは実際に請求のあった時点で発生することとされました。これは、昭和 51 年 8 月 1 日以降は在職老齢年金の制度について広く知れわたったことなどの理由によるものです。 本件については、40 歳以降 180 ヶ月満了した昭和 50 年 6 月に在職老齢年金の受給権が発生しています。請求日が昭和 51 年 2 月 3 日ですが、この当時は「請求し得る状態になった時点」である昭和 50 年 6 月に受給権が発生したことになります。 新たに 61 ヶ月判明したことで、180 ヶ月満了が昭和 45 年 2 月となりますが、60 歳以降在職中の報酬月額は 28 千円以上ですので、在職老齢年金の報酬要件には該当しないため、受給権発生年月日は退職した昭和 48 年 10 月 30 日となります。 その後、昭和 48 年 11 月 16 日に再取得失権、昭和 49 年 8 月 21 日の退職で受給権発生、昭和 49 年 10 月 21 日に再取得失権、既裁定の昭和 50 年 6 月で受給権発生となります。 なお、昭和 48 年 10 月 30 日発生と昭和 49 年 8 月 21 日発生の条文は、厚生年金保険法第 42 条第 1 項第 1 号、昭和 50 年 6 月発生の条文は、同法第 42 条第 1 項第 5 号となります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	通算老齢年金請求書（旧）（厚生年金）	1	恩給を受給できないが請求しなかった者に係る通算老齢年金の受給資格について	旧厚生年金保険法第 46 条の 3 通算年金通則法第 2 条、第 8 条	<事例> 本人（明治 31 年 10 月 14 日生まれの男性） 公務員期間 大正 10 年 12 月～大正 12 年 4 月 昭和 19 年 3 月～昭和 33 年 1 月 昭和 45 年 1 月 25 日死亡（恩給受給なし） 厚生年金保険期間（39 月）平成 23 年に新たに判明 昭和 34 年 7 月 1 日～昭和 34 年 12 月 19 日 昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 37 年 7 月 15 日 昭和 37 年 7 月 15 日～昭和 39 年 2 月 1 日 配偶者 昭和 45 年 2 月が給与初月の扶助料受給（請求が遅かったため平成 14 年 7 月からの受給開始） 1. 通算老齢年金受給資格期間の短縮要件で、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの方については、昭和 36 年 4 月 1 日前の通算対象期間を含めて 10 年以上となればよいこととされていますが、この方の公務員期間（大正 10 年 12 月～昭和 33 年 1 月）を通算対象期間とすることができのでしょうか。 2. 請求者は恩給を受けていませんでしたが、恩給を受けるだけの期間を満たしています。（恩給局より恩給を受給できるだけの期間は満たしていること及びもし恩給を請求していた場合は、昭和 42 年 1 月から受給できたとの回答があります。） この場合、恩給の受給者ではなくても、通算年金通則法第 2 条の「他の制度における老齢・退職年金給付を受けることができるもの」として、新たに判明した厚生年金保険記録 39 月につき、通算老齢年金が支給されるかご教示ください。 支給決定がなされていないが当該老齢・退職年金給付の受給要件を満たしていることが確認できる場合も、通算老齢年金は支給できないのでしょうか。	昭和 36 年 4 月前の恩給期間は原則として通算対象期間となりません。ただし、その恩給公務員期間が共済組合員期間に引き続くものであり、かつ、その共済組合員期間が昭和 36 年 4 月 1 日まで引き続く場合に限り、通算対象期間となります。本件は、これに当てはまらない恩給公務員期間であるため、通算対象期間となりません。 また、恩給受給権を有する方が厚生年金保険期間を合わせて通算老齢年金を受給できることはありますが、老齢・退職年金を受ける権利の裁定又は支給決定を待って行うとされています。恩給が未裁定では通算老齢年金は支給されません。
	通算老齢年金請求書（旧）（厚生年金）	2	国民年金の 5 年年金と厚生年金保険の通算老齢年金の支給について	国民年金法第 77 条の 2 国民年金法昭和 44 年改正法附則第 15 条 国民年金法昭和 48 年改正法附則第 19 条 厚生年金保険法昭和 36 年改正法附則第 7 条	下記事例の場合、国民年金の 5 年年金と厚生年金保険法による通算老齢年金の支給が可能であるかご教示願います。 <事例> ・対象者 明治 42 年 9 月 6 日生まれの女性 ・5 年年金の受給者（昭和 50 年 1 月受給権発生） ・国民年金（5 年年金） 昭和 45 年 1 月～昭和 49 年 12 月 計 60 月 ・厚生年金保険（新たに確認された期間） 昭和 22 年 11 月～昭和 29 年 1 月 計 75 月 昭和 29 年 12 月～昭和 30 年 4 月 計 5 月 ・他年金の受給	国民年金の 5 年年金と厚生年金保険法の通算老齢年金の併給は可能です。 国民年金法昭和 44 年改正法附則第 15 条による国民年金の高齢任意再加入被保険者（5 年年金被保険者）は、厚生年金の通算老齢年金の受給資格を満たすに至った時も、資格喪失することはありません。このため、厚生年金通算老齢年金受給権発生後も加入が可能となります。また、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族給与金を受給していても高齢任意再加入被保険者として加入できます。 なお、昭和 50 年 1 月には、国民年金法の規定による通算老齢年金と 5 年年金の受給権を有することになり、同法第 20 条により、いずれか一方を選択していただく必要があります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					昭和 44 年 10 月から戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族給与金を受給している。	昭和 45 年 1 月 高齢任意再加入被保険者（5 年年金）加入 昭和 48 年 5 月 厚生年金通算老齢年金発生（厚年 80 月 国年 40 月） 昭和 49 年 9 月 国民年金通算老齢年金発生（65 歳到達 厚年 80 月 国年 56 月） 昭和 50 年 1 月 5 年年金受給権発生（5 年年金期間満了 国年 60 月） また、昭和 48 年改正法附則第 19 条による被保険者（再開 5 年年金被保険者）が、国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たすに至ったときは、資格喪失することとなり、再開 5 年年金の受給権は発生しません。
	通算老齢年金 請求書（旧）（厚生年金）	3	通算対象期間 の計算について（共済組合の減算期間及び明治 44 年 4 月 1 日以前生の者の取扱い）	通算年金通則法第 4 条第 1 項、第 5 条 通算年金通則法附則第 2 条第 2 項 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第 7 条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第 7 条	旧法厚生年金保険通算老齢年金を裁定するに当たり、共済組合期間の確認については、管掌機関が交付した通算対象期間確認通知書（年金加入期間確認通知書）をもって行うとされていますが、共済組合加入期間中の「減算期間」「加算期間」の取扱いについてご教示願います。 <事例> 年金加入期間確認通知書の記載内容 年金加入期間組合員期間 ① 昭和 3 年 6 月 30 日から昭和 14 年 4 月 30 日まで（組合員）計 90 月 ② 昭和 26 年 7 月 2 日から昭和 42 年 7 月 1 日まで（組合員）計 204 月 備考 上記組合員期間には加算期間 11 月を含む 記組合員期間には減算期間 41 月を含む （加算期間 11 月は②の期間、減算期間 41 月は①の期間に含まれる） ※加算期間・・・旧軍人等で特殊勤務に就いていた期間 ※減算期間・・・休職、待命、帰休、停職等により現実に勤務に就かなかった期間 1. 退職年金等の年金額計算の基礎となる組合員期間の計算においては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第 7 条により減算・加算された期間で決定されるものと思われそうですが、通算対象期間としては、どのように算入されるのでしょうか。 2. 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第 7 条により、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの者の通算対象期間については、昭和 36 年 4 月前の通算対象期間についても含めることとなりますが、通算年金通則法附則第 2 条 2 項の規定にかかわらず、昭和 36 年 4 月前に資格喪失した共済組合期間（1 年以上引き続く期間、上記事例①昭和 3 年 6 月 30 日から昭和 14 年 4 月 30 日まで）も通算対象期間に含めると解してよいでしょうか。	1. 通算年金通則法第 4 条第 1 項により、地方公務員共済組合の組合員期間は通算対象期間になると規定されています。また、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第 7 条の規定により、加算、減算された後の期間が通算対象期間として算入されます。 2. 昭和 36 年 4 月 1 日前に共済組合の資格を喪失している場合の組合員期間は、通算対象期間とはなりません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	通算老齢年金 請求書（旧）（厚生年金）	4	厚生年金第四種被保険者期間のみの厚生年金通算老齢年金について	旧厚生年金保険法第15条、第46条の3 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和36年11月1日法律第182号） 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号） 通算年金通則法第4条 昭和40年6月5日庁発第7号通知	大正15年3月2日生まれ、旧法国民年金と遺族厚生年金受給中の女性に、今回厚生年金手番が判明したが、その手番の記録は以下のとおりです。 ①昭和19年10月1日取得 昭和35年3月1日喪失（185月） ②昭和35年3月1日取得 昭和36年5月21日喪失（14月） ＜第4種被保険者期間＞ この手番については、①の期間についてのみ脱退手当金支給記録があり、（38,440円、昭和36年12月28日支給）第4種被保険者期間のみが残っている状態であるが、これについては、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号）により、昭和40年6月1日から第4種被保険者期間についても脱退手当金の支給要件の対象となる被保険者期間に含める旨が定められており、それ以前に支給されている上記脱退手当金について第4種被保険者期間は含めないこととなっていたので、正当な処理がされていると思われる。 この場合において、②の第4種被保険者期間14月を被保険者期間として、厚年通算老齢年金の新規裁定をして良いか、ご教示願います。	本件は、脱退手当金受給後に第4種被保険者期間のみを有する者について通算老齢年金の受給権の有無を問うものです。 厚生年金保険法の脱退手当金に関する第4種被保険者期間の取扱い は以下のように改正された経緯があります。 1 厚生年金保険法（昭和29年5月1日法律第115号）第69条 「脱退手当金は、第2種被保険者としての被保険者期間が2年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第1種被保険者若しくは第3種被保険者としての被保険者期間が5年以上である（略）その者に支給する。」 第70条 「脱退手当金の額は、第4種被保険者以外の被保険者であった期間の平均標準報酬月額に別表第3に定める率を乗じて得た額とする。 2 昭和36年11月1日改正 脱退手当金における第4種被保険者期間を （1）支給要件（被保険者期間）に含めるようになった。 （2）支給率（別表第3）を決定する際の被保険者月数に含めるようになった。 （根拠 昭和36年11月1日法律第182号通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第2条） 3. 昭和40年6月1日改正 脱退手当金における第4種被保険者期間を標準報酬に含めるようになった。 （根拠 昭和40年6月1日法律第104号厚生年金保険法の一部を改正する法律第1条） 対象者は、厚生年金保険法昭和36年附則第9条第1項に規定する「従前の例」（当初の規定による厚生年金保険法第69条（昭和29年5月1日法律第115号））により、脱退手当金の支給を受けています。そのため、第4種被保険者期間は、脱退手当金を計算する際の支給要件、支給率いずれにも含まれません。 したがって、第4種被保険者期間は、脱退手当金の計算の基礎とされず、保険給付の計算の基礎に算入されることとなります。 対象者は、旧国民年金法の老齢年金の受給権を有しているため、旧厚生年金保険法第46条の3第1号ハの要件に該当し、通算老齢年金を受給することが可能です。 《参考》 第4種被保険者期間は、老齢満了のために設けられた制度であり、その加入条件として10年以上の被保険者期間が必要とされています。なお、老齢満了の特例要件として、いわゆる中高齢の特例があります。この特例を適用する場合においては、7年6月以上は、第4種以外の被保険者以外のものでなければならない」とされています。（昭和60年改正法附則第12条第1項第4号）この規定は、旧法の取扱いを新法

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
						へ引き継いだものですが、あくまで中高齢特例を適用する上での取扱いとなります。老齢基礎年金または老齢厚生年金の受給要件において、中高齢特例の適用を除けば、「7 年 6 月以上」といった制限は必要ありません。通算老齢年金の通算対象期間は、老齢年金の計算対象となる被保険者期間とされています。また、第 4 種被保険者期間は、通算年金通則法第 4 条に規定する通算対象期間に該当するため、厚生年金保険法の通算老齢年金の決定を行うことは可能となります。
2017/3/23	通算老齢年金 請求書(旧)(厚生年金)	5	旧法該当者の 離婚分割にお ける老齢厚生 年金受給の可 否について	厚生年金保険法第 78 条の 6 第 3 項、 第 78 条の 11、厚生 年金法附則第 17 条 の 10、厚生年金保 険法昭和 60 年改正 法附則第 63 条、平 成 16 年改正法附則 第 48 条	離婚分割において以下の第 2 号改定者が離婚分割改定請求をし、「みなし被保険者期間」が 298 ヶ月となった場合の老齢厚生年金の受給の可否についてご教示願います。 第 2 号改定者 生年月日 大正 14. 8. 3 婚姻期間 昭和 24. 10. 19～平成 21. 12. 16 受給年金 旧国民年金法通算老齢年金 国年加入期間 20 ヶ月（昭和 47. 4～昭和 48. 11 全て納付） 厚年・共済加入期間 0 ヶ月 みなし被保険者期間 298 ヶ月（昭和 31. 7. 1～昭和 56. 5. 1） 「みなし被保険者期間」と旧法年金の受給権に関して、厚生年金保険法昭和 60 年改正法附則第 63 条の規定によると「みなし被保険者期間」は老齢厚生年金の受給資格としての被保険者期間から除く、との規定があるため「みなし被保険者期間」298 ヶ月では老齢厚生年金の受給権は発生しない。また、「みなし被保険者期間」は旧厚生年金保険法通算老齢年金の受給資格としての被保険者期間に含まれるため、昭和 60 年改正前厚生年金保険法第 46 条の 3 により被保険者期間 1 年以上あり、老齢年金を受けるために必要な期間を満たしていないため、老齢厚生年金ではなく旧厚生年金保険法通算老齢年金を受給するという取扱いでよいでしょうか。	離婚分割によって分割された被保険者期間（以下「みなし被保険者期間」という）は、厚生年金保険法第 78 条の 6 第 3 項により第 2 号改定者の被保険者期間であったものとみなされます。 「みなし被保険者期間」は、厚生年金保険法附則(60)第 63 条第 3 項の規定により、本件対象者の旧法老齢年金の支給要件（旧厚生年金法第 42 条）および通算対象期間（通算年金通則法第 4 条）を判断する際の被保険者期間には含みませんが、旧厚生年金保険法第 46 条の 3 に規定する通算老齢年金の支給要件については、「みなし被保険者期間」を被保険者期間から除外する規定がないため、通算老齢年金の支給要件の「被保険者期間が 1 年以上である者」の被保険者期間には含めることになります。 よって、本件対象者は離婚分割によって「みなし被保険者期間」を有することにより、旧厚生年金保険法通算老齢年金が発生することになります。
2017/3/23	通算老齢年金 請求書(旧)(厚生年金)	6	通算対象期間 について	通算年金通則法第 4 条第 2 項第 5 号	通算年金通則法第 4 条第 2 項第 5 号の「第 2 号イからへまでに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付または戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金を受けることができる者」について、恩給の給与初月及び給与開始月が昭和 36 年 10 月 1 日になる者が、当該恩給を昭和 58 年 5 月 24 日に請求し、請求の日より 5 年以上さかのぼった昭和 53 年 4 月が給与初月とされました。 この場合通算対象期間は昭和 36 年 10 月からとなるか、昭和 53 年 4 月からとなるのかご教示願います。	通算対象期間は、恩給証書にある給与期間により確認するため、昭和 53 年 4 月からとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	通算老齢年金 請求書（旧）（厚生年金）	7	通算老齢年金 の通算対象期 間について	昭和 60 年改正前厚生年金保険法第 46 条の 3、第 19 条、通算年金通則法附則第 2 条、通算年金通則法第 4 条	<事例> 明治 43 年 4 月 6 日生 女性 旧法国民年金老齢年金受給者 国民年金加入期間 昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 46 年 4 月 1 日（120 月納付） 上記の者に、厚生年金第三種被保険者期間 昭和 20 年 2 月 1 日～昭和 21 年 1 月 28 日（実期間 11 月）が判明しました。 この期間について、旧法厚生年金の通算老齢年金支給が可能かご教示願います。 旧法厚生年金の通算老齢年金は、「被保険者期間が一年以上である者」が受給権者となり得るが（旧厚年法第 46 条 3）、この被保険者期間について、第三種被保険者の場合「第三種被保険者であった期間は 3 分の 4 を乗じて得た期間を被保険者期間とする」（旧厚年法第 19 条 3 項）とあることから、第三種期間については実期間一年未満であっても、実期間に 3 分の 4 を乗じた期間が一年以上であれば旧法厚生年金の通算老齢年金が支給できると判断してよいでしょうか。	厚生年金保険の通算老齢年金の支給要件については、厚生年金保険法（60 年改正前）第 46 条の 3 第 1 項より、被保険者期間が 1 年以上ある者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、60 歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして 60 歳に達したときに、次のいずれかに該当する場合に支給するとあります。 イ. 通算対象期間を合算した期間が、25 年以上であること。 ロ. 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、20 年以上であること。 ハ. 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であること。 ニ. 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。 <被保険者期間が 1 年以上ある者について> 厚生年金保険の被保険者期間の計算については、同法第 19 条に規定があり、第 3 種被保険者であった期間については同条第 3 項より、3 分の 4 を乗じて得た期間をもって被保険者期間とするとあります。 本件対象者については、この度、昭和 20 年 2 月 1 日から昭和 21 年 1 月 28 日の第三種被保険者であった実期間（11 月）が判明し、3 分の 4 を乗じて得た期間が被保険者期間となるため、厚生年金保険法（60 年改正前）第 46 条の 3 第 1 項による被保険者期間が 1 年以上ある者となります。 なお、本件対象者の昭和 36 年 4 月 1 日前の第 3 種被保険者期間については、通算年金通則法附則第 2 条において、「昭和 36 年 4 月 1 日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者でなかった者等については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間期間は第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、通算対象期間とない。ただし、その者が同日以後国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至ったときは、この限りではない。」とあることから通算対象期間となります。 <厚生年金保険法（60 年改正前）第 46 条の 3 第 1 項各号について> 本件対象者は、国民年金保険料を昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 46 年 4 月 1 日の期間で納付（120 月納付）しており、国民年金法（60 年改正前）第 76 条により同法第 26 条中の「25 年」とあるのを「10 年」で読み替えられた受給資格期間等の短縮による老齢年金を受給しています。 以上より、被保険者期間が 1 年以上ある者で上記ハ、ニに該当することから厚生年金保険の通算老齢年金が支給されることとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	老齢年金請求書(旧)(国民年金)	1	国民年金 5 年 年金受給者の 厚生年金加入 期間が判明し たことによる 取扱いについ て	国民年金法昭和 44 年改正法附則第 15 条第 1 項、第 6 項 第 4 号、第 16 号第 1 項	既に死亡している国民年金 5 年年金受給者に厚生年金加入期間が判明しました。なお、この方は厚生年金加入期間が判明したため、通算老齢年金の受給権が昭和 46 年 11 月に発生します。この場合、国民年金 5 年年金から通算老齢年金になるのでしょうか。また、厚生年金加入後に 5 年年金としての国民年金の任意加入は可能であったのでしょうか。可能とした場合、資格喪失はどこにするのでしょうか。 〈資格期間〉 厚生年金 昭和 33 年 12 月 1 日～昭和 42 年 6 月 1 日 (102 月) 国民年金 昭和 45 年 5 月 9 日～昭和 50 年 5 月 9 日 (60 月) 厚生年金 昭和 52 年 10 月 3 日～昭和 54 年 4 月 1 日 (18 月)	本件の対象者については、5 年年金受給者」と記載されているため、明治 39 年 4 月 2 日から明治 44 年 4 月 1 日までの間に生まれた者と考えられます。 厚生年金保険の資格喪失（昭和 42 年 6 月 1 日）後に、国民年金法昭和 44 年改正法附則第 15 条第 1 項に規定する被保険者となることについては可能ですが、同法附則第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、昭和 49 年 3 月 1 日に資格を喪失することになります。 同法附則第 16 条第 1 項に規定する老齢年金については受給要件を満たさなくなるため裁定取消となり、旧国民年金通算老齢年金の受給権を得ることとなります。
	老齢年金請求書(旧)(国民年金)	2	旧令共済組合 員期間が判明 したことによ る旧法国民年 金・厚生年金 の老齢年金受 給権について	旧国民年金法附則 第 9 条の 3 旧国民年金法施行 令第 13 条、第 14 条 旧厚生年金保険法 附則第 28 条の 2 通算年金通則法第 5 条 昭和 44 年 12 月 10 日庁保発第 22 号	履歴申立書の回答により旧令共済組合員期間が判明した方の、旧法国民年金・厚生年金の受給要件について疑義が生じました。 〈事例〉 生年月日 大正 14 年 1 月 1 日（男性） 国民年金保険料納付月数 99 ヶ月 国民年金保険料免除月数 80 ヶ月 厚生年金保険被保険者月数 53 ヶ月（内昭和 36 年 4 月以前 47 ヶ月） 旧令共済組合員期間 59 ヶ月（昭和 15 年 10 月から昭和 20 年 8 月） 平成 19 年に旧令共済組合の履歴申立書を提出され、同年に上記期間についての回答がされている無年金者の方から、旧令共済組合員期間が判明したことにより、年金受給をすることができないかとの照会がありましたので、旧法国民年金・厚生年金の受給要件についてご教示ください。	本件は旧法該当者であって、旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であった期間（以下「旧令共済期間」）を有する者の国民年金の老齢年金の受給要件に係る照会です。 国民年金の老齢年金又は通算老齢年金の受給資格を満たしていない者であれば、旧国民年金法第 26 条の規定（25 年要件）の適用については、旧令共済期間を保険料免除期間とみなすことができます。（旧国民年金法附則第 9 条の 3） 旧令共済期間の特例について、厚生年金については昭和 44 年 12 月 10 日庁保発第 22 号で対象となる期間が示されていますが、国民年金については通算の対象となる期間を区切る諸規程が確認できないため、旧国民年金法第 76 条に定める旧国民年金法第 26 条の受給要件の読替（生年月日に応じた老齢年金の受給資格期間の特例）による受給権は発生すると考えます。また、旧令共済組合員期間を通算しても、本件対象者は厚生年金受給に必要な年数を満たしません。また、国民年金の老齢年金は、旧国民年金法附則第 9 条の 3 第 4 項により旧国民年金法第 78 条の特例老齢年金とみなされるため、通算年金通則法第 5 条の規定による老齢・退職年金給付には該当しないため、厚生年金の受給権は発生しないものと考えます。
	老齢年金請求書(旧)(国民年金)	3	国民年金 5 年 年金受給者に 厚生年金保険 加入期間が判 明した際の取 扱いについて	国民年金法昭和 48 年改正法附則第 19 条第 8 項、第 20 条 第 1 項	既に死亡している国民年金 5 年年金受給者（昭和 50 年 6 月受給権発生）に、厚生年金保険加入期間が判明しました。通算老齢年金の受給権が発生するかどうかご教示願います。 〈事例〉 明治 42 年 8 月 12 日生まれ（昭和 49 年 8 月 11 日で 65 歳到達） 資格期間 厚生年金保険 昭和 37 年 9 月 17 日～昭和 39 年 2 月 26 日 昭和 39 年 6 月 1 日～昭和 43 年 8 月 1 日 昭和 43 年 10 月 1 日～昭和 47 年 11 月 1 日（計 116 月判明）	本件については、65 歳以後の国民年金加入期間を含め、昭和 49 年 3 月から通算対象期間となる 12 月経過後の昭和 50 年 3 月 1 日で、旧国民年金通算老齢年金及び旧厚生年金保険通算老齢年金の受給要件を満たすため、受給権が発生することになります。 また、国民年金法昭和 48 年改正法附則第 20 条第 1 項の規定による老齢年金については裁定取消となり、同法附則第 19 条第 8 項の規定による納付に係る期間（昭和 45 年 6 月分から昭和 49 年 2 月分まで）及び昭和 50 年 3 月分から昭和 50 年 5 月分までの国民年金保険料は還付となります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					国民年金 国民年金法昭和 48 年改正法附則第 19 条により、昭和 49 年 3 月 18 日取得申出 昭和 49 年 3 月 18 日～昭和 50 年 6 月 1 日 （昭和 49 年 3 月から昭和 50 年 5 月までの 15 月納付） （なお、昭和 45 年 6 月から昭和 49 年 2 月分までを、同法附則第 19 条第 8 項の規定により納付） また、老齢年金（5 年年金）は取り消し、受給権発生以後の国民年金保険料は還付する取扱いでよいでしょうか。	

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	未支給（年金・ 保険給付）請求 書	1	特別失踪者に おける未支給 年金請求につ いて	厚生年金保険法第 37 条 国民年金法第 19 条 国民年金法施行規 則第 25 条 民法第 30 条、第 31 条	乗船業務を生業とし、勤務のため乗船し、出航翌日に海難事故により行方知れずとなり、事故 3 日後に捜索を打ち切られた方が、特別失踪宣告を受けた場合の未支給年金の取扱いについてお伺いします。 本件の場合、死亡したとみなされるのは「危難の去りたる時」となるので、行方不明になってから死亡とみなされるまでが短期間のため、未支給の要件である「生計同一」があると取り扱ってよいでしょうか。 また、遺族厚生年金については事故報告に基づき死亡推定にて支給決定が行われています。未支給年金についても海難事故による失踪の場合、事故日を死亡日と取り扱ってよいとお伺いします。	国民年金法第 18 条の 2 の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が 3 箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が 3 箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としていますが、同法第 18 条の 3 の規定では、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第 37 条、第 37 条の 2、第 49 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項及び第 52 条の 3 第 1 項中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。」としており、同法第 19 条については含まれていません。 また、厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった被保険者若しくは被保険者であった者の生死が 3 月間わからない場合又はこれらの者の死亡が 3 月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としており、同法第 37 条については含まれていません。 よって、本件の死亡日は、民法第 31 条の規定による「その危難が去った時」となり、死亡日に生計を同じくしていなければ未支給年金は支給されません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	未支給（年金・保険給付）請求書	2	東日本大震災により行方不明となった者の死亡推定の取扱いについて	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 97 条、第 99 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令 年管管発 0607 第 5 号 給付指 2011-169	遺族年金等の請求者の同順位者や先順位者が行方不明である場合、申立書等により死亡推定できるでしょうか。	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 97 条及び第 99 条における「死亡に係る給付の支給に関する規定の適用」の範囲については、先順位者及び同順位者である行方不明者が死亡したものと推定されることにより、後順位者等に受給権が発生する場合には、当該行方不明者も含まれると解釈することができます。 また、ご照会のように、先順位者の死亡推定を行うような場合については、給付指 2011-169 に基づき、行方不明となった先順位者の死亡推定を行ってください。
	未支給（年金・保険給付）請求書	3	生計維持関係の認定における「第三者の証明書」の第三者の範囲について	平成 23 年 3 月 23 日年発 0323 第 1 号	生計維持関係等の認定基準につきましては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 23 日年発 0323 第 1 号）にて示されているところですが、第三者の証明書の第三者については「民生委員…隣人等であって、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。」とあります。 未支給請求に際して、請求者の内縁の妻が「三親等内の親族以外の者」として第三者の証明書の第三者として認められるのかどうか照会します。	第三者の範囲を三親等内の親族以外とした趣旨は、近親間で利害関係があると推測される者を除外し、証明事項の信憑性を担保するとともに、これまで曖昧であった「第三者」の範囲を統一することにあります。 第三者の範囲については、通知上の取扱いである「民法上の三親等内の親族以外」を厳格に適用するものとし、内縁の妻は親族ではないため、第三者の証明書の第三者として認めています。
	未支給（年金・保険給付）請求書	4	未支給請求者の範囲について	国民年金法第 19 条 厚生年金保険法第 37 条 民法第 727 条、第 887 条	国民年金法第 19 条及び厚生年金保険法第 37 条では、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金を請求することができるとされています。 そこで、次の場合に未支給請求者となり得るかご教示願います。 ＜事例＞ 平成 22 年 10 月 18 日死亡した年金受給権者に、養子縁組した子の実子（いわゆる孫）がいて、年金受給権者が死亡当時、その者と一緒に住んでおり、生計同一でした。 しかし、上記受給権者とその子の養子縁組した日が平成 21 年 1 月 13 日であり、養子縁組した子の実子（いわゆる孫）の生年月日は、昭和 30 年 2 月 13 日であり、養子縁組する前に生まれている子です。 民法第 727 条【縁組による親族関係の発生】によると、養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。とあり、また民法第 809 条【嫡	養子縁組による親族関係の発生等については、民法第 727 条及び第 809 条に規定されていますが、判例において、「普通養子に縁組前の子があるときは、その子は養親との間に血族間におけるのと同じ親族関係を生じない。すなわち縁組前の養子の直系卑属は、養親との間に血族関係を生じない」としています（大判昭和 7・5・11 民集 11・1062）。よって、国民年金法第 19 条第 1 項及び厚生年金保険法第 37 条第 1 項に規定する孫には該当しません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					出子の身分の取得】において、養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。また、ただし、養子縁組前において、養子に子供がいた場合、養子の子と養親とは親族関係は生じない。とされており、養子縁組前に生まれている子については、親族関係は生じないとされているため、国民年金法第 19 条及び厚生年金保険法第 37 条に規定されている孫にあたるかあたらないかにつきまして、ご教示願います。	
	未支給（年金・保険給付）請求書	5	数次縁組（転縁組）に係る未支給（年金・保険）について	厚生年金保険法第 37 条 国民年金法第 19 条 国民年金法施行規則第 25 条	厚生年金保険法第 37 条、国民年金法第 19 条において、未支給（年金・保険）の対象となる遺族の範囲は規定されていますが、養子縁組が解消されない状態のまま、養子が更に他の養子となった場合（数次縁組（転縁組））、その前に養子縁組していた養父母が死亡したときは、養子は未支給（年金・保険）の対象となる遺族となり請求できるのかご教示願います。	転縁組が普通養子縁組であるときは、その成立後も、従前の養子縁組について、離縁しない限り養親と養子の関係に変動はなく、未支給を受けることができる遺族の範囲に該当します。
	未支給（年金・保険給付）請求書	6	老齢基礎（厚生）年金受給権者を故意に死亡させた者への未支給年金の支給について	国民年金法第 19 条、第 71 条 厚生年金保険法第 37 条、第 73 条の 2、第 76 条	妻が老齢基礎（厚生）年金受給権者である夫を故意に死亡させた場合、厚生年金保険法第 76 条に該当するため遺族厚生年金の支給は行われませんが、未支給年金についても、同法第 73 条の 2 により同様に取り扱ってよいのでしょうか。また、その場合には、次順位者である子に支給してもよいのでしょうか。	国民年金法第 71 条及び厚生年金保険法第 76 条において、故意に被保険者を死亡させた場合は、遺族基礎年金、遺族厚生年金は支給しないと規定されています。 未支給年金と未支給の保険給付は、保険給付の制限の対象となっていないことから、国民年金法第 19 条及び厚生年金保険法第 37 条により生計同一関係が確認できれば、故意に被保険者を死亡させた者であっても支給されます。 したがって、本件の未支給年金は、子ではなく先順位者である夫を故意に死亡させた妻に支給されます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	未支給（年金・ 保険給付）請求 書の進達	7	相続人に係る 未支給年金の 請求について	国民年金法第 19 条、第 24 条 国民年金法施行規 則第 25 条 厚生年金保険法第 37 条、第 41 条 厚生年金保険法施 行規則第 42 条 民法第 887 条・第 896 条	死亡した受給権者と生計同一のない相続人について、未支給年金 の請求は可能ですか。 ＜事例＞ 年金受給者 A の死亡により、生計同一関係のある子 B が未支給年 金請求権者として生存していましたが、未支給年金請求前に子 B も 死亡しました。B の子供である C（B の相続人）に A と生計同一関 係があれば次順位者として未支給請求者となりますが、今回の場合、 C と A には生計同一関係はありません。 C の主張としては、B が未支給年金請求前に死亡した場合、未支 給年金請求権の移転（いわゆる次順位者への転給）に関する規定、 条文等が無い以上、B が死亡した後は、生計同一関係の有無にかか らず民法第 887 条により B の相続人である C に未支給年金請求権 が移転するのが相当ではないかとのことです。	国民年金法第 19 条、厚生年金保険法第 37 条の規定により、国民年 金、厚生年金保険の年金の受給権者が死亡したとき、その死亡した者 に支給する給付で、まだ支給されていないものがある場合は、その者 の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で、受給権者が死亡した 当時に受給権者と生計同一であった方が、自己の名で未支給となっ ている給付の支給を請求できます。 また、国民年金法第 24 条、厚生年金保険法第 41 条の規定により、 給付を受ける権利は、一身専属のものであり、遺産相続の対象にはな りません。 したがって、本件については、C は自己の名で未支給年金を請求す ることはできませんが、C と A に生計同一関係がないことから、未支給 年金を支給することはできません。
2017/3/23	未支給（年金・ 保険給付）請求 書	8	未支給年金の 請求者の範囲 について	厚生年金保険法第 37 条、第 41 条 国家公務員共済組 合法第 45 条 民法第 896 条	現況届未提出の旧法厚生年金通算老齢年金受給者が死亡されたが 厚生年金保険法第 37 条による未支給年金請求者はなく（すべて死 亡）、甥が死亡届を提出（甥は死亡した年金受給者の相続人）しまし た。しかし、死亡者は旧法退職年金も受給しており、共済年金は兄 弟姉妹の相続人に対して未支給年金の支給が可能となっているた め、旧法厚生年金通算老齢年金についても相続扱いにより支給が 可能とならないでしょうか。	国家公務員共済組合法第 45 条に支払未済の給付を支給すべき遺族 がいないときは、当該死亡した者の相続人に支給するとあります。 厚生年金保険法第 37 条未支給の保険給付には、配偶者・子・父母・ 孫・祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を 同じくしていたものに支給することになっており、相続人に支給でき るという定めはありません。 また厚生年金保険法第 41 条に保険給付を受ける権利は、譲り渡し、 担保に供し、又は差し押さえることが出来ないといった制限が付けられ ており、その権利は受給者の一身に専属するものであるとされていま す。それゆえ、民法第 896 条ただし書の規定により、受給権者が死亡さ れた場合についても相続の対象にはなりません。 よって、相続扱いによる支給はできません。 ※平成 26 年 3 月以前の死亡の場合

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	死亡一時金請求書	1	行方不明者に係る死亡一時金請求における生計同一認定について	—	平成 18 年〇月〇日から行方不明になっていた方が、平成 23 年〇月〇日に遺体で発見されたため、遺族から死亡一時金の請求がありました。 ・死亡者は平成 18 年〇月〇日から行方不明。 ・平成 23 年〇月〇日に白骨化した遺体となって発見。 ・請求者は、行方不明当時、別居していた長男。 死亡一時金の請求について、戸籍、住民票ともに死亡年月日不詳の場合には遺体発見日をもって死亡日とする取扱いです。また生計同一の認定にあたっては、死亡年月日が失踪宣告の場合ではない行方不明中の死亡の場合には、死亡の当時（遺体発見日）の生計同一を判断することになります。 行方不明後も生計を同じくしているとは通常では考えられないと思いますが、今回の請求者については、死亡者が行方不明当時から遺体が発見されるまでの間、国民健康保険料を払い続けていました。 国民年金法第 52 条の 3 第 1 項により「死亡一時金を受けることができる遺族は…その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの…」とされており、年給指 2011-115 には、「いずれか片方でも経済的援助の実態が認められる場合には、生計同一関係にあるものとして認められます。」とあります。以上のことより、死亡一時金の支払は可能と考えてよいでしょうか。	本件については、生計を同じくするものとして認められないため、死亡一時金を支給することはできません。
	死亡一時金請求書	2	死亡一時金の請求について	—	昭和 39 年 6 月 21 日に遺書を残して行方不明になった者の家族が生存を信じて国民年金保険料を納付していたが、今回、失踪宣告の届出をした結果、「死亡とみなされる日：昭和 46 年 6 月 21 日」「失踪宣告の裁判確定日：平成 19 年 9 月 29 日」と戸籍に記載された。この場合の死亡一時金の請求の可否と可の場合の死亡一時金の金額は。 <事務局の見解> 時効起算は、失踪宣告の裁判確定日から 2 年と考えられることから死亡一時金の請求は可能。 この場合の死亡一時金の決定金額は、死亡とみなされる日が受給権発生日となることから、死亡とみなされる日現在の金額で決定することとなる。	当事例の場合、死亡一時金の消滅時効は、失踪宣告により死亡とみなされた日（昭和 46 年 6 月 21 日）の翌日から進行することとなります。 また、受給者が行方不明になり、生死が 7 年間明らかでなければ、残された遺族（利害関係人）は何時でも失踪の宣告の手続きをすることができます。 しかしながら、死亡一時金については、いわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、一定期間加入したが、年金給付を受けることなく亡くなった方に対して一定の金額を支給するものであることを踏まえ、失踪宣告の審判の確定日の翌日から 2 年以内に死亡一時金の請求があった場合は、個別に死亡一時金の支給の可否を判断することとなります。 なお、死亡とみなされる日が平成 19 年 7 月 7 日以降の場合、失踪宣告の審判の確定日の翌日から 2 年以内に死亡一時金の請求があった場合は、時効を援用せず死亡一時金を支給することとします。 また、死亡とみなされる日が死亡一時金の受給権発生日となることから、その金額は、死亡とみなされる日現在の金額で決定することとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	1	脱退手当金申立事案の事務所段階での年金記録回復の可否について	平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号 平成 22 年 4 月 30 日 年管管発 0430 第 1 号 給付指 2011-6	下記の脱退手当金に係る第三者委員会への申立事案において、年金事務所段階での記録回復基準に該当するの疑義が生じたのでご教示ください。 【脱退手当金支給期間】 昭和 31 年 11 月 6 日～昭和 35 年 5 月 16 日・・・（ア）支給日 昭和 37 年 1 月 29 日 【脱退手当金未支給期間】 事業所 A 昭和 35 年 5 月 21 日～昭和 35 年 7 月 11 日・・・（イ） 事業所 B 昭和 35 年 6 月 21 日～昭和 36 年 6 月 21 日・・・（ウ） 期間（ア）と期間（イ）は厚生年金被保険者名簿では同一年金番号が記載。 期間（ウ）について厚生年金被保険者名簿では（ア）（イ）とは別年金番号が記載されています。記号番号重複取消記録は確認できないため、脱退手当金支給時において全ての期間が同一年金番号で管理されていたかは不明です。 「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成 22 年 4 月 30 日 年管管発 0430 第 1 号）に基づき、給付指 2011-6 で示された可否確認票にて審査していたところ、可否確認票 2(1)②及び 2(2)②での判断ができませんでしたので照会します。なお、上記箇所以外の可否確認票の内容については事務所段階での記録回復要件に該当します。	厚生年金保険の脱退手当金の支給に当たり、その計算の基礎とすべき被保険者期間の一部が把握できず、脱退手当金の計算の基礎から漏れた被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」（平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号）により、その取扱いの明確化が図られたところです。 同取扱いによれば、脱退手当金未支給期間が判明した場合においては、本人の意思確認を行った上で、原則として、判明した脱退手当金未支給期間を従前の脱退手当金の計算の基礎とはせず、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入することとされています。 これにより、脱退手当金未支給期間の（イ）及び（ウ）については、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入されることになります。 また、脱退手当金支給済の期間について脱退手当金を受給していない旨の年金記録確認第三者委員会への申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成 22 年 4 月 30 日 年管管発 0430 第 1 号）により、年金事務所段階における記録回復基準が示されたところです。 同基準によれば、次の 1. 及び 2. のいずれの要件にも該当すれば、年金事務所段階で記録回復されることになります。 1. 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 2. 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。 この基準に期間（ア）は合致しており、年金事務所段階における記録回復の対象となり、保険給付の計算の基礎に算入されることとなります。 なお、これは可否確認票の 2(1)①、②に該当するものです。
	脱退手当金請求書	2	脱退手当金支給決定誤りによる脱退手当金の返納について	会計法第 30 条 民法第 95 条	生活保護法第 29 条に基づく照会により原簿を確認したところ、別人記録を含めて脱退手当金を支給していたことが判明した場合、時効の起算日をいつからと判断するのでしょうか。またその時は本人へ返納金を求めるのでしょうか。	別人の記録を含めたままの脱退手当金は誤りであり、従前の脱退手当金支給決定の更正を行い、過払金が発生した場合は返納していただくべきですが、脱退手当金の支給決定の更正による追加支払及び過払金の返納を受ける権利の時効の起算日については、原処分による当該支給決定通知書が本人に到達した日又は当該支給決定に基づいて支払が行われた日の翌日から会計法第 30 条の規定による消滅時効が進行するため、当該事例が 5 年を既に経過している場合は、返納を求めることができません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	3	支給日以後に厚生年金手帳記号番号が統合された結果、支給要件を満たさなかった脱退手当金の取扱いについて	厚生年金保険法（昭和 29 年改正法）第 69 条、第 72 条 厚生年金保険法昭和 36 年改正法附則第 9 条第 2 項	<事例> 厚生年金手帳記号番号 A 昭和 30 年 10 月 6 日 資格取得 昭和 37 年 10 月 25 日 資格喪失 脱退手当金請求 支給日 昭和 38 年 5 月 30 日 厚生年金手帳記号番号 B 昭和 37 年 12 月 1 日 資格取得 昭和 38 年 4 月 28 日 資格喪失 脱退手当金未請求 厚生年金手帳記号番号 A、B とともに平成 10 年 8 月 18 日に基礎年金番号 C へ統合 昭和 38 年 5 月 30 日支給の脱退手当金について、「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、現在、年金記録確認第三者委員会にて審議中です。その審議にあたって年金記録確認第三者委員会より以下のような趣旨の照会があったため、対応についてご教示願います。 「当該脱退手当金については、厚生年金保険法昭和 36 年改正法附則第 9 条 2 項に該当し、同条に規定された『従前の例による脱退手当金の支給』つまり厚生年金保険法（昭和 29 年改正法）第 69 条に基づき支給されたものと思われる。」 「しかしながら同法第 72 条に『脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき、…消滅する。』と規定されており、昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者となった時点で、脱退手当金の受給権は消滅している。」 「以上のことから、昭和 38 年 5 月 30 日支給の脱退手当金は支給要件を満たしておらず、裁定誤りとして取消とならないか。」 裁定誤りによる取消 …… 「（受給要件が無いのに）脱退手当金を支給したが、取消する。」 総務大臣のあっせんによる取消 …… 「脱退手当金を受給していないと認められるので、取消する。」	「従前の例による脱退手当金の支給について」（昭和 37 年 8 月 27 日庁文発第 1231 号）から、本件については、厚生年金保険法（昭和 29 年改正法）第 72 条の規定により、その脱退手当金の受給権は消滅することになりますので、脱退手当金を裁定誤りとして取消し、「年金記録に係る確認申立書」は申立人に説明の上、取下げとすることになります。（なお、会計法第 30 条の規定による消滅時効が完成しているため、返納は求めません。） 当該手続きに伴う老齢年金の再裁定による給付は、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払対象となります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	4	基礎年金番号に収録されている脱退手当金の計算の基礎となった被保険者記録に誤りが判明した場合の取扱いについて	—	老齢基礎・老齢厚生年金受給中の女性について、基礎年金番号に収録されている脱退手当金支給済期間が、窓口装置の記録と名簿(被保険者原票)の記録(資格取得日・標準報酬月額)で相違していることが判明しました。機構本部に照会したところ、名簿に基づき記録訂正されたため、窓口装置の一時金支給額と支払うべき額に差が生じましたが、その場合の取扱いについてご教示願います。	本件については、年金受給権の有無にかかわらず、年金記録確認第三者委員会による非あつせんが決定された後に、脱退手当金支給決定の更正をしてください。 脱退手当金未支給期間については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成 21 年 11 月 19 日庁保険発第 1119002 号)を参照してください。 保険給付の計算の基礎に算入された場合は、時効特例法に該当します。また、返納金については、会計法第 30 条の規定により時効消滅となります。
	脱退手当金請求書	5	脱退手当金支給に係る被保険者期間の計算について	労働者年金保険法第 24 条 労働者年金保険法中改正法律(旧旧厚生年金保険法)第 24 条 旧旧厚生年金保険法第 49 条ノ 3 旧旧厚生年金保険法附則第 1 条及び第 5 条 (昭和 19 年勅令第 362 号)	労働者年金保険法から旧旧厚生年金保険法への法改正時に行われた脱退手当金に係る資格期間の計算についてご教示ください。 ＜オンライン上の脱退手当金支給記録＞ 資格取得日 昭和 19 年 8 月 20 日 資格喪失日 昭和 20 年 8 月 30 日 月数 12 月 支給額 56 円 支給日 昭和 21 年 4 月 26 日 ＜旧台帳における脱退手当金支給記録＞ 資格取得日 昭和 19 年 8 月 20 日 資格喪失日 昭和 20 年 8 月 30 日 標準報酬月額 昭和 19 年 8 月～昭和 19 年 12 月 80 円 昭和 20 年 1 月～昭和 20 年 7 月 130 円 資格期間 11.5 月 平均標準報酬月額 110.43 円 支給額 55.21 円又は 56.21 円(写し不鮮明なため) 支給日 昭和 21 年 4 月 26 日 備考 法第 49 条 3 労働者年金保険法施行後の被保険者期間のうち脱退手当金の計算の基礎とされる期間について、また、脱退手当金の計算方法について照会いたします。	本件について、旧台帳に「改」の表示がある場合は、労働者年金保険法中改正法律(昭和 19 年法律第 21 号)により新たに被保険者となった者であるため、被保険者期間に算入されるのは昭和 19 年 10 月 1 日からとなり、脱退手当金の額計算の基礎となる期間は 10 月となります。 一方、旧台帳に「改」の表示がない場合は、労働者年金保険法中改正法律により新たに被保険者となった者ではないため、被保険者期間に算入されるのは昭和 19 年 8 月 20 日からとなり、脱退手当金の額計算の基礎となる期間は 12 月となります。 また、労働者年金保険法第 24 条第 1 項ただし書きの規定については、労働者年金保険法中改正法律により昭和 19 年 10 月 1 日以降に受給権発生する保険給付については適用されなくなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	6	脱退手当金の 取消の可否に ついて	厚生年金保険法昭和 60 年改正法附則 第 75 条 旧厚生年金保険法 第 46 条の3 第 1 項、 第 69 条 通算年金通則法第 4 条第 2 項 会計法第 30 条、第 31 条	<事例> 生年月日 昭和 9 年 5 月 24 日（女性） 脱退手当金支給期間 昭和 31 年 8 月 8 日～昭和 34 年 10 月 1 日（38 月） 昭和 54 年 9 月 1 日～昭和 59 年 12 月 1 日（63 月） 計 101 月脱 退手当金支給日 平成 7 年 5 月 23 日 本人の厚生年金保険加入期間はすべて脱退手当金として支給済みであり、他に国民年金納付済期間が 40 月、全額免除期間が 64 月あります。 今回、元配偶者の記録の確認を行ったところ、合算対象期間が 182 月あることが判明しましたが、昭和 61 年 4 月以降に支給された脱退手当金について、その計算の基礎となった期間は合算対象期間とはならないため、受給権が発生しません。 これは、脱退手当金請求時に、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の請求はできないと判断し、脱退手当金の請求に至ったものであると推測されます。この場合に脱退手当金の取消を行い、上記期間を厚生年金保険被保険者期間として年金を決定することが可能か、また、取消を行い、上記期間を年金として決定した場合に、脱退手当金の返納を求めるのかご教示願います。	本件の場合、脱退手当金の請求当時、その者が通算老齢年金の受給権を取得していたことになるため、当該脱退手当金の支給決定を取り消すことになります。（旧厚生年金保険法第 69 条、第 46 条の 3 第 1 項、通算年金通則法第 4 条第 2 項） 脱退手当金が取消となった場合の返還請求権については、会計法第 30 条及び第 31 条の規定により、5 年を経過すると時効により消滅します。したがって、今回のケースは脱退手当金支給日が平成 7 年 5 月 23 日であることから、返還を求めることはできません。
	脱退手当金請求書	7	脱退手当金の 支給取消につ いて	旧厚生年金保険法 （昭和 22 年法律第 45 号による改正 後）第 48 条 旧厚生年金保険法 （昭和 23 年法律第 127 号による改正 後）第 48 条 平成 21 年 12 月 25 日 庁 保 険 発 第 1225001 号 平成 22 年 4 月 30 日 年 管 発 0430 第 1 号	年金記録の確認申立書の提出があり、記録回復が不可能と判断し第三者委員会に送付したところ、第三者委員会より職権訂正可能な事案であるとして返戻されました。 <事例> 生年月日 大正 13 年 3 月 31 日（男性） 被保険者期間 昭和 22 年 5 月 1 日～昭和 23 年 3 月 21 日 昭和 23 年 4 月 1 日～10 月 1 日 脱退手当金支給記録 昭和 22 年 5 月 1 日～昭和 23 年 3 月 21 日 支給日 昭和 23 年 11 月 25 日 支給額 300 円 支給記録より、旧厚生年金保険法（昭和 22 年法律第 45 号改正後）第 48 条に基づき支給決定が行われていると思われます。 第三者委員会の見解は、「昭和 23 年 4 月 1 日に再取得していることにより旧厚生年金保険法第 48 条（昭和 22 年 4 月改正）の規定による受給権は消滅し、昭和 23 年 10 月 1 日に資格喪失したことにより、旧厚生年金保険法第 48 条（昭和 23 年 7 月改正、昭和 23 年 8 月施行）の該当となる。したがって、受給要件を満たさなくなるため、支給記録を取り消すべきである。」というものです。 脱退手当金支給記録は取り消すものと思われますが、取り消す根拠についてご教示願います。	旧厚生年金保険法昭和 23 年改正法附則に従前の例による支給を行う規定がないことから、支給記録を取り消してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	8	旧厚生年金保険法第 70 条		支給年月日が厚生年金保険の被保険者期間中である脱退手当金については、当時の脱退手当金の支給自体が無効であるため、当該脱退手当金支給決定記録を取り消すことになります。次の事例の場合は、2 つの年金手帳記号番号（以下「手番」という。）の記録に基づいて脱退手当金の審査をする場合、支給決定等を具体的にどのように行えばよいでしょうか。 <事例> 生年月日 昭和 16 年 6 月 17 日（女性） 厚生年金保険手番 2 件同時判明 記録はこの手番のみ 基礎年金番号なし <手番 A に収録の記録> 昭和 40 年 12 月 16 日に全期間脱退手当金支給。45 月 7,720 円支給対象期間 昭和 35 年 9 月 20 日 取得 昭和 37 年 4 月 11 日 喪失 19 月 昭和 37 年 7 月 2 日 取得 昭和 38 年 1 月 31 日 喪失 6 月 昭和 39 年 1 月 1 日 取得 昭和 40 年 9 月 3 日 喪失 20 月 <手番 B に収録の記録> 昭和 40 年 10 月 1 日 取得 昭和 41 年 2 月 27 日 喪失 4 月 昭和 41 年 3 月 1 日 取得 昭和 43 年 4 月 21 日 喪失 25 月 計 29 月	手番 A の脱退手当金支給日が手番 B の被保険者期間中にあるため、手番 A の脱退手当金支給記録を取り消してください。その場合の返還請求権については、時効が成立しています。新たに判明した期間は、原則として被保険者期間として存続させ保険給付の計算の基礎としますが、被保険者期間として存続しても年金受給権を満たさない可能性がある場合や、本人が脱退手当金の支給を希望する場合は、脱退手当金の新規決定を行ってください。
	脱退手当金請求書	9	脱退手当金の特例支給の要件について	厚生年金保険法昭和 40 年改正法附則第 17 条	昭和 29 年 5 月 1 日以前に資格喪失している 2 種被保険者で被保険者期間が 2 年以上ある者から脱退手当金の請求がありました。特例支給の対象とならないことの確認及び旧法の適用について照会します。 ケース 1. 大正 11 年 8 月 5 日生 資格取得 昭和 19 年 10 月 1 日 資格喪失 昭和 21 年 12 月 21 日 期間 26 月 婚姻日 昭和 18 年 10 月 25 日 夫死亡日 平成 22 年 12 月 24 日 ケース 2. 大正 15 年 1 月 28 日生 資格取得 昭和 19 年 10 月 1 日 資格喪失 昭和 24 年 3 月 3 日 期間 53 月 婚姻日 昭和 25 年 6 月 23 日 夫死亡日 平成 16 年 9 月 15 日 以上 2 件ですが、いずれも、昭和 29 年 5 月 1 日の旧厚生年金保険	ケース 1、2 については、社会通念上、婚姻・分婉によるものと認められる資格喪失であり、実際にその事実（婚姻・分婉）があれば、反証がない限り、婚姻又は分婉のため資格喪失したものとして手続きいただくことになります。 また、厚生労働大臣の定める場合は以下のとおりです。【厚生年金保険法施行令第 22 条ノ 2 第 4 号ノ規定ニ依ル場合指定】厚生年金保険法施行令第 22 条ノ 2 第 4 号ニ規定スル場合左ノ通定メ昭和 19 年 10 月 1 日より之ヲ施行ス ①被保険者が徴用ノ解除ト為タルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ②国民動員実施計画ニ基キ集団移入セラレタル半島人労務者タル被保険者が契約期間ノ満了ニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ③政府ガ厚生年金保険法ノ適用アル事業ノ事業所ノ全部又ハ一部ヲ買収シタル為被保険者が厚生年金保険法施行令第 9 条第 2 号ニ規定スル共済組合ノ組合員ト為リタルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ④女子勤労挺身隊員タル被保険者が其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ⑤教派、宗派及教団ノ教師僧侶ニシテ勤労動員セラレタル被保険者が其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					法施行以前に資格喪失しておりその後加入暦が無い場合、旧厚生年金保険法の対象外であり、特例支給の対象とはならないとしてよいでしょうか。 (2 件が適用される、旧々法について) ケース 1. は、昭和 21 年 12 月 21 日に資格喪失して婚姻が資格取得の前なので婚姻は理由とならず、この当時は分娩による資格喪失は給付対象外であるため、不支給としてよいでしょうか。 また、その他厚生労働大臣の定める場合に資格喪失したときとありますが、厚生労働大臣の定める場合についてご教示ください。(昭和 19 年 10 月 1 日改正) ケース 2. は、昭和 24 年 3 月 3 日に資格喪失しており、婚姻日が昭和 25 年 6 月 23 日であるので、婚姻又は分娩が理由であると認められれば当時の法律の額で脱退手当金の支給が可能であるとしてよいでしょうか。(昭和 23 年 8 月 1 日改正)	⑥被保険者方志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ⑦戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ⑧鉱夫就業規則ノ改正並ニ鉱夫就業扶助規則特例廃止ニ伴フ年少者及婦女子ノ坑内就業並ニ深夜業禁止ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ ⑨軍需補償打切ニ因ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ依リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
	脱退手当金請求書	10	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて	平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて照会します。 <事例> 老齢基礎年金、老齢厚生年金受給中の昭和 12 年 2 月生まれの女性。受給者便がきっかけで旧姓による厚生年金手帳記号番号が判明しましたが、同一番号内に脱退手当金支給済期間と未支給期間が混在しています。 1. 昭和 30 年 7 月 25 日～昭和 32 年 1 月 25 日 2. 昭和 33 年 9 月 2 日～昭和 34 年 10 月 1 日 3. 昭和 34 年 10 月 1 日～昭和 36 年 3 月 10 日 1. 2. については、昭和 36 年 8 月 12 日に脱退手当金を支給していますが、3. については、未支給となっています。さらに、脱退手当金の支給額にも誤りがあります	本件は、同一厚生年金手帳記号番号内に脱退手当金支給済期間（支給額誤りあり）と脱退手当金未支給期間が混在しているケースです。同一厚生年金手帳記号番号内の脱退手当金未支給期間である 3. については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」（平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号）通知に基づき、原則として本人に意思確認を行った上で、被保険者期間として存続させてください。 また、脱退手当金の支給額の誤りについては、再計算の上、当該支給記録を補正し、既支給額と比較して支給不足額が生じる場合は、追加支給をしてください。
	脱退手当金請求書	11	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて	平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて照会します。 <事例> 老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給中である昭和 5 年 5 月 21 日生まれの女性。平成 21 年に特別便により厚生年金手帳記号番号が判明し、以下の記録について統合・再裁定を行いました。 1. 昭和 28 年 8 月 21 日～昭和 30 年 5 月 30 日 2. 昭和 30 年 11 月 14 日～昭和 31 年 8 月 26 日 ※1. 2. は同一事業所 今回、照会申出書にて上記 1. 2. の間の期間について、同事業所の本社に勤めていたとの申出があり、調査したところ同一手帳記号番号で以下の記録が判明しました。 3. 昭和 30 年 5 月 30 日～昭和 30 年 11 月 11 日 しかし、今回の調査時に旧台帳を取り寄せたところ、3. の期間の	1. 2. の期間については、平成 22 年 9 月 16 日給付指 2010-170「紙台帳等の記録と窓口装置の記録が相違している場合の取扱い（諸規程によらない定め）」により、記録統合誤りが生じた原因等が明確である場合は「事務処理誤り」として取り扱い記録訂正してください。また、その原因が明確でない場合は「記録問題事案」として取り扱い、お客様の意思確認を行った上で、記録訂正を判断するよう取り扱ってください。 3. の期間については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」（平成 21 年 11 月 19 日 庁 保 険 発 第 1119002 号）により、お客様の意思確認を行った上で、原則として被保険者期間として存続するよう取り扱ってください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					記載がなく、また、1.2.の期間について、脱退手当金支給済であることが判明しました。 「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」（平成 21 年 11 月 19 日庁保険発第 1119002 号）に「脱退手当金未支給期間は、原則として被保険者期間として存続させる」とありますが、本件の場合、同一の手帳記号番号内での一部漏れであり、特別便の調査時に確認した被保険者名簿には「  」の表示がなかったため、記録の統合・再裁定が行われた経過があります。 本件について、脱退手当金支給決定記録を取消し、本人に意思確認を行ったうえで保険給付の計算の基礎に算入してよいかご教示願います。	
	脱退手当金請求書	12	脱退手当金の特例と離婚分割について	厚生年金保険法第 78 条の 6 第 1 項・第 3 項 厚生年金保険法附則第 17 条の 10 厚生年金保険法昭和 36 年改正法附則第 9 条 厚生年金保険法昭和 40 年改正法附則第 17 条	脱退手当金の特例と離婚分割について照会します。 ＜事例＞ 昭和 10 年 6 月 28 日生まれの女性。厚生年金保険の被保険者期間 32 月、最終資格喪失は昭和 36 年 7 月 1 日。他に加入期間はなく、合算対象期間を考慮しても老齢年金の受給資格を満たしていないため、女子特例（厚生年金保険法昭和 40 年改正法附則第 17 条）による脱退手当金の支給は可能と思われます。 離婚による年金分割の相談を受けましたが、年金分割改定請求を行うことによって、標準報酬の改定を行い、離婚時みなし被保険者期間を脱退手当金の支給額に反映させることは可能でしょうか。	本件については、脱退手当金の請求はできます。なお、年金分割により標準報酬の改定が行われた場合、離婚時みなし被保険者期間については脱退手当金の額の計算の基礎となりません。
	脱退手当金請求書	13	特例による脱退手当金を算出する場合の対象被保険者期間について	厚生年金保険法昭和 40 年改正法附則第 17 条	特例による脱退手当金を算出する場合の対象被保険者期間について照会します。 ＜事例＞ 請求年月日 平成 23 年 7 月 26 日 請求者 女性 昭和 19 年 10 月 17 日生 厚生年金保険加入期間 A 昭和 35 年 6 月 16 日～昭和 39 年 3 月 21 日（45 月） B 昭和 39 年 4 月 1 日～昭和 44 年 2 月 1 日（58 月） C 昭和 47 年 8 月 16 日～昭和 47 年 11 月 28 日（3 月） D 昭和 48 年 1 月 5 日～昭和 49 年 4 月 30 日（15 月） E 昭和 49 年 10 月 1 日～昭和 50 年 8 月 31 日（10 月） F 昭和 50 年 8 月 18 日～昭和 55 年 1 月 25 日（53 月） G 昭和 55 年 1 月 1 日～昭和 56 年 7 月 21 日（18 月） 上記の方から脱退手当金の請求がありました。この場合、昭和 50 年 8 月 18 日資格喪失、同日資格取得となりますが、A から E までの期間を昭和 53 年 5 月 31 日までに資格喪失しているものとし、特例による脱退手当金を支給する対象被保険者期間としてよいかご教示願います。	厚生年金保険法昭和 40 年改正法附則第 17 条によると、被保険者期間を 2 年以上有する女子が、「この法律の公布の日（昭和 40 年 6 月 1 日）から起算して 13 年以内に（昭和 53 年 5 月 31 日）第二種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において…脱退手当金を支給する。」とされています。これは、第二種被保険者として資格喪失したときに、脱退手当金の支給要件に該当することを規定したものです。 本件においては、昭和 49 年 10 月 1 日から昭和 56 年 7 月 21 日の E から G までの間には第二種被保険者として「資格を喪失した時」がないため、E を退職した時における、A から E までの期間を対象とした脱退手当金の支給要件は発生しません。A から D までの期間を対象とした特例による脱退手当金を決定してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	脱退手当金請求書	14	脱退手当金の記録訂正について	旧厚生年金保険法第69条、第72条 厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条 平成21年11月19日庁保険発第1119002号	<事例> ○脱退手当金支給期間 昭和44年10月1日 資格取得 昭和50年4月1日 資格喪失 脱退手当金支給日 昭和50年12月10日 ○脱退手当金未支給期間 昭和50年4月1日 資格取得（事業所整理記号変更による再取得） 昭和50年9月17日 資格喪失 上記被保険者期間は、共に同一事業所、同一厚生年金手帳記号番号にて管理され、事業所が健康保険組合に加入した昭和50年4月1日に行われた事業所整理記号変更により、資格喪失と同日付の資格取得となっています。しかし、健康保険組合に加入する前の期間のみ脱退手当金支給済期間となっています。 昭和50年12月10日支給の脱退手当金について、「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、年金事務所段階で記録訂正が行えるか審議の際に以下の疑義が生じたため、対応についてご教示願います。 当該脱退手当金については、厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条の規定（第二種被保険者としての被保険者期間が2年以上あること）により支給されたものと思われます。しかしながら、同法第72条に「脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき…消滅する。」と規定されており、昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者となった時点で脱退手当金の受給権は消滅しています。昭和50年12月10日支給の脱退手当金は支給要件を満たしておらず、決定誤りとなるのでしょうか。 また、同一事業所で継続して勤務している一部の記録（健康保険組合に加入する前）のみ脱退手当金を支給していることは、脱退手当金の計算対象から漏れていたことを理由に取消となるのでしょうか。	ご本人が脱退手当金を受給していないと申し立てていることから、脱退手当金の裁定取消はせず、年金記録確認第三者委員会に回付を行ってください。年金記録確認第三者委員会のあつせんがなかった場合は、脱退手当金未支給期間である昭和50年4月1日から昭和50年9月17日までの間については、本人に意思確認を行い、原則として脱退手当金の計算の基礎とはせず、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入することになります。 （「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」（平成21年11月19日庁保険発第1119002号））
	脱退手当金請求書	15	厚生年金保険加入記録の判明に伴い脱退手当金を更正決定（追支給）する際の必要書類について	厚生年金保険法施行規則第77条	過去に脱退手当金支給済の方に、脱退手当金の支払以前の厚生年金記録が判明しました。ご本人に意思確認をした結果、判明した厚生年金記録を含めて脱退手当金を更正し、追支給することになりました。 過去の脱退手当金支払書類は既に処分されており、添付書類一式の確認ができません。更正（追支給）を行う場合の請求方法について、添付書類の要否について照会します。	脱退手当金の更正決定をする場合、原則として添付書類は必要ありません。ただし、記録が判明したことにより、老齢年金の受給要件を確認する必要がある場合は、戸籍謄本等の添付を求め、合算対象期間の確認を行う等の対応を行ってください。
	脱退手当金請求書	16	厚生年金保険の脱退手当金請求日において、厚生年金保険被保険者であった者の取扱いについて	厚生年金保険法昭和29年改正法第69条、第72条 厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が平成17年に判明した方について、脱退手当金支給日においては厚生年金保険の被保険者でないため記録の不一致にはなっていません。 元は別々の年金手帳記号番号で管理されていたものの、記録統合したことによって請求日が厚生年金保険加入中であったと判明したケースですが、「被保険者の資格を喪失した場合に支給」の要件に当てはまらないため、脱退手当金記録の取消しをすることになるので	本件の脱退手当金の支給要件は「請求日並びに支給年月日において被保険者の資格を喪失している」ことが必要となります。 請求日において被保険者であるため、脱退手当金支給記録の取消しをすることになります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					しょうか。 年金手帳記号番号①（脱退手当金支給済） 昭和 39 年 1 月 11 日 資格取得 昭和 46 年 1 月 27 日 資格喪失 脱退手当金請求日 昭和 46 年 12 月 4 日 脱退手当金支払日 昭和 47 年 1 月 14 日 年金手帳記号番号②（脱退手当金未請求） 昭和 46 年 6 月 1 日 資格取得 昭和 46 年 12 月 30 日 資格喪失 昭和 47 年 1 月 14 日支給の脱退手当金について「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、現在、年金記録確認第三者委員会にて審議中です。その審議に当たり、対応についてご教示願います。 今回の脱退手当金の支給要件は厚生年金保険法昭和 29 年改正法第 69 条の規定によるものと思われ、その要件は「第二種被保険者としての被保険者期間が 2 年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合…その者に支給する。」となっています。 「資格喪失していない時点で請求した」事象ですが、支給決定に問題はありますか。	
	脱退手当金請求書	17	女子特例脱退手当金の支給要件を満たす者から、厚生年金保険加入期間中に脱退手当金の請求があった場合の取扱いについて	旧厚生年金保険法第 69 条、附則第 17 条	女子特例脱退手当金の支給要件（昭和 53 年 5 月 31 日までに資格喪失・被保険者期間 2 年以上）に該当する方から、平成 23 年 8 月 25 日に脱退手当金裁定請求書の提出がありました。なお、請求者は平成 23 年 4 月 16 日に厚生年金保険被保険者となり、平成 23 年 10 月現在厚生年金保険被保険者です。 現時点では資格喪失していませんが、上記の支給要件を満たしていれば、厚生年金保険被保険者期間中でも脱退手当金の請求は可能でしょうか。 <事例> 生年月日 昭和 22 年 2 月 24 日 厚生年金保険加入期間のみ。他記録、合算対象期間はなし。 <対象者の記録> 昭和 40 年 8 月 1 日取得 昭和 46 年 1 月 1 日喪失 計 65 月 平成 23 年 4 月 16 日取得 現存中	本件の対象者の脱退手当金請求書の提出時（平成 23 年 8 月 25 日）は厚生年金保険被保険者期間中なので、脱退手当金の請求はできません。被保険者資格喪失後に請求可能です。
	脱退手当金請求書	18	脱退手当金の受給要件の判定で、60 歳到達以後の被保険者期間の取扱いについて	—	この件については、平成 21 年 11 月 30 日付けで社会保険庁年金保険課から各地方社会保険事務局へ下記の内容で対象事案 1 として、確認依頼がされたところであるが、その後、具体的な指示が出されていない。 「脱退手当金の受給資格要件の判定に当たっては、厚生労働省の見解に基づき、60 歳到達時点における被保険者期間により行うことと	60 歳以降の被保険者期間を有する者の脱退手当金の取扱いについては、平成 19 年 10 月 17 日付疑義照会（回答）票「旧厚生年金保険法第 69 条に定める脱退手当金の受給権者の要件について」（コード番号：071017-091）及び平成 21 年 6 月 2 日付疑義照会（回答）票「脱退手当金の支給対象期間について」（コード番号：09602-197）の回答において、脱退手当金の支給要件に関し、「60 歳

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					し、60 歳到達以後の被保険者期間は受給資格要件判定の際の被保険者期間には含まない旨の取扱いとしてしているところ。今般、上記の取扱いについて再度検討したところ、脱退手当金の受給資格要件の判定に当たっては、60 歳到達以後の被保険者期間も含むべきではないかとの疑義が生じているもの。」 当センターでは、該当案件があるため、支給できるか、支給できないか早急にご教示をお願いしたい。	到達時点で5年以上の被保険者期間を有していることが要件とされており、60 歳到達以降に被保険者期間が追加されたことにより受給資格要件を満たすものではない」とされていた。 一方、この取扱いに関し、平成21年11月30日付の旧社会保険庁年金保険課による「脱退手当金の受給資格要件についての照会」に関し、厚生労働省年金局年金課より、平成21年12月3日に「脱退手当金の支給要件について、60 歳到達以降の被保険者期間を含めて受給資格要件の認定を行うよう取扱いを変更されたい」との回答があった。 本件の事務処理に関し、平成22年3月30日付の疑義照会に対する厚生労働省年金局事業管理課の平成22年11月12日付回答により、60 歳以降の被保険者期間を有する者への脱退手当金の事務処理に当たっては、厚生労働省年金局年金課から回答のあった平成21年12月3日以降に60 歳到達以後の被保険者期間を含めれば脱退手当金の支給要件を満たしていたにも関わらず、60 歳到達時の被保険者期間のみで受給要件の判定を行ったため、支給できないと取り扱ったもの、及び60 歳到達以後の被保険者期間があるにも関わらず、その期間を脱退手当金の算定期間を含めず、60 歳到達時の被保険者期間のみで支給決定したもの、又は処理をまだ行っていないもの（以下、「平成21年12月3日以降のもの」とする。）のみだけでなく、平成21年12月3日前に支給・不支給決定したものについても適用することとされ、まず、平成21年12月3日以降のものについて事務処理を進め、平成21年12月3日前に支給・不支給決定したものについても、脱退手当金の不支給処分の取消及び脱退手当金の支給決定又は脱退手当金の追加支給の事務処理を進めることとされた。 したがって、本件については上記取扱いに基づき、平成21年12月3日前に支給・不支給決定したものについても、事務処理を進めることとされたい。 なお、不支給処分の取消しについては、「60 歳以降の被保険者期間を有する者の脱退手当金の取扱い（指示・依頼）」（平成22年12月27日給付指2010-239）に従って、平成21年12月3日以降のものと同様に事務処理を進めることとされたい。
2017/3/23	脱退手当金請求書	19	特例による脱退手当金支給額を算出する場合の対象被保険者期間について	厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	特例による脱退手当金の支給要件は厚生年金保険法附則(40)第17条により規定されていますが、下記の者から脱退手当金の請求がありました。 この場合の脱退手当金支給額を算出する対象被保険者期間をご教示願います。 請求年月日：平成21年6月23日 請求者：女性 昭和23年2月3日生 厚生年金保険加入期間： A 昭和41年5月1日取得～昭和43年5月30日喪失（24 ヶ月） B 昭和44年8月5日再取得～昭和44年11月10日喪失（3 ヶ月） C 昭和44年12月3日再取得～昭和47年1月28日喪失（25 ヶ月） D 昭和52年6月6日再取得～昭和54年9月1日喪失（27 ヶ月）	特例による脱退手当金については、厚生年金保険法附則(40)第17条によると、被保険者期間を2年以上有する女子が、この法律の公布の日（昭和40年6月1日）から起算して13年以内の時点（昭和53年5月31日）で、被保険者の資格を喪失していることを要件としています。 本件の事案については、Dの期間を含めると昭和53年5月31日の時点で厚生年金保険に加入していることになるため、特例による脱退手当金の支給要件を満たすことにはなりません。従って、A～Cの期間について特例による脱退手当金を支給することになります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
					全 79 ヲ月 昭和 53 年 5 月 31 日までに資格喪失している女子で被保険者期間 が 2 年以上あることから、A～Cの期間で算出すべきと考えますが、 Dの再取得日が昭和 53 年 5 月 31 日前であるため、Dの期間の内昭和 52 年 6 月 6 日～昭和 53 年 4 月分の期間も含んで算出すること になるでしょうか。	

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	年金受給者現 況届	1	障害基礎年金を支給停止する場合の「株式等の譲渡所得」について	国民年金法第 30 条の 4、第 36 条の 3 第 1 項 国民年金法施行令第 6 条、第 6 条の 2 第 1 項 地方税法第 32 条第 1 項、第 2 項 所得税法第 22 条第 2 項 租税特別措置法第 37 条の 10	国民年金法第 30 条の 4 による障害基礎年金を受給する方より所得証明書が提出され、所得は株式等譲渡所得のみです。 国民年金法施行令第 6 条の 2 には、分離課税所得である「株式等の譲渡所得等の金額」についての記述がありません。 そのため、「株式等の譲渡所得等の金額」は支給を停止する場合の所得の対象にはならないものとして取り扱ってよいかご教示願います。	国民年金法第30 条の4 の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法は、国民年金法施行令第 6 条の 2 第 1 項に「地方税法第 32 条第 1 項に規定する総所得金額、…」と規定されています。 地方税法第 32 条第 1 項の総所得金額とは、同条第 2 項に、「所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額…によって算定するものとする。」とされています。 所得税法第 22 条第 2 項には、「総所得金額は、…（各種所得の金額の計算）の規定により計算した…金額の合計額（…）とする。」とされています。また、株式等に係る譲渡所得等については、租税特別措置法第 37 条の 10 に、「…所得税法第 22 条…の規定にかかわらず、他の所得と区分し、…百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。」とされています。 そのため、株式等に係る譲渡所得等については、所得税法第 22 条第 2 項の総所得金額に含まれず、国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算に含まれません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	進達事務	1	併合認定により障害基礎年金を受給している方の一方の障害の程度が軽くなった場合の届出等について	国民年金法施行規則第 33 条の 7	併合認定により 1 級の障害基礎年金を受給している方から、併合している障害のうち 1 つの障害の程度が軽くなった（厚生年金保険法施行令別表第 1 に定める障害の状態に該当しなくなった）との申出があった場合、提出する届書及び処理方法についてご教示願います。 【具体例】 聴覚障害・・・2 級 2 号永久固定 併合 精神障害・・・2 級 16 号 5 年有期 1 級 11 号 この度、聴覚障害の程度が軽くなり 3 級程度にも該当しない状態となりました。そうすると、今後この方は精神障害 2 級のみの障害基礎年金を受給することとなります。 <問題点> 1. 『障害給付受給権者障害不該当届（様式第 212 号）』は、一方の障害のみ不該当とする区分けがないことから、この届出をすると精神障害（2 級）も含めて不該当となってしまいます。 2. 1 級の受給であり、障害の程度が増進したものではないことから、『障害給付額改定請求書』は不適当です。	精神障害については平成 22 年度に再認定を行い、2 級 16 号にて 5 年有期固定という結果が出ており、聴覚障害不該当により、精神障害のみで 2 級 16 号の障害基礎年金を支給することが妥当であると思われます。 このため、便宜的に『障害給付受給権者障害不該当届（様式第 212 号）』を使用して聴覚障害のみを不該当とする旨を明記のうえ届出し、併せて、精神障害のみとして 2 級へ等級変更する内容の『国年短期額改定報告書（障害等級の変更）』を作成し、これらを同時進達する方法が妥当であると考えます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	年金受給選択 申出書の進達	1	遺族給付年金 請求時に係る 「選択申出書」 の添付について	厚生年金保険法第 38 条 厚生年金保険法附 則第 17 条 厚生年金保険法施 行規則第 61 条	マニュアルによれば、遺族給付年金請求時において請求者が公的年金を受給しているときは、今回請求の年金と併給することが可能であるか確認し、併給できない場合に「選択申出書」の添付が必要です。 しかし、併給が可能な請求者が障害基礎年金を受給している場合（請求者は 65 歳以上で障害基礎年金以外の受給権を有していない）においても、「選択申出書」は必要となりますか。	選択申出書の提出は不要で、遺族厚生年金の受給権発生年月日の属する月の翌月から併給可能となります。新規裁定における未選択保留の解除については、様式第 127-2 号を進達してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	再裁定（様式第 127 号、127 号 -2 の処理）の 進達	1	配偶者の厚生年 金保険第四種被 保険者期間訂正 に伴い、第 3 号被保険者期間 を修正した場合 の減額再裁定に ついて	厚生年金保険法昭 和 60 年改正法附則 第 43 条	疑義照会回答によれば、配偶者の厚生年金保険第四種被保険者期間が訂正された場合は、本人の国民年金第 3 号被保険者期間は結果として認められないとされています。 本人が受給者である場合、現時点で受給者に対して減額の再裁定になる旨を説明のうえ、再裁定申出書を提出していただく必要はあるのでしょうか。	新たに厚生年金記録が判明した方が年金受給者ではない場合は、第四種被保険者であった期間を取消（訂正）するとともに、その期間において第 3 号被保険者として取り扱われていた被扶養配偶者であった方の当該第 3 号被保険者記録を第 1 号被保険者記録に種別変更することになります。このとき、被扶養配偶者であった方が年金受給者である場合は、年金額を訂正することについてご理解いただいた上で、国民年金記録訂正と年金額訂正の申出書をいただき、記録訂正と再裁定を行うことになります。 なお、新たに厚生年金記録が判明した方が年金受給者である場合は、記録訂正後の年金額（本人・配偶者）について十分確認いただいた上で、年金記録訂正と年金額訂正の申出をいただくことになります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	再裁定（様式第 127 号-3 の処 理）の進達	1	第三者委員会 のあっせん事 案に係る記録 訂正について	給付指 2010-95 、 2010-170	第三者委員会あっせん事案について再裁定を進達したところ、旧台帳記録が「2」となっているため、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得ではなく、昭和 19 年 10 月 1 日の疑いがあるとして返戻されました。第三者委員会のあっせん期間は、昭和 22 年 11 月 1 日から昭和 23 年 8 月 1 日の記録追加ですが、あっせん期間以外の期間の記録を訂正して再裁定の進達をしてよいでしょうか。 また、新たな記録については、本人から訂正不要の申立てを受けて、あっせん事案のみを再裁定の進達をしてよいでしょうか。 なお、第三者委員会からは、払出簿の確認を行っているが払出不明の回答を得ています。	第三者委員会あっせんによる記録訂正については、給付指 2010-95 により、増額・減額を問わず記録訂正・再裁定を要するとされています。これによって、昭和 22 年 1 月 1 日から昭和 23 年 8 月 1 日の記録追加については、第三者委員会のあっせんによるものですから再裁定を行うことになります。 また、第三者委員会あっせん後の再裁定処理を契機に発見された昭和 19 年 6 月 1 日資格取得日の訂正については、給付指 2010-170「紙台帳等の記録と窓口装置の記録が相違している場合」に相当し、「特例便等を契機とした記録訂正」として取り扱って差し支えありません。なお、再裁定進達においては、受給者の記録訂正の要否の意向が確実に反映されるよう適宜対応をお願いします。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	標準報酬改定 請求書(合意分 割)	1	宛所不明等の理 由で差戻しとな った『離婚分割 ／標準報酬改定 通知書』の取扱 いについて	—	当事者の一方から「離婚分割の標準報酬改定請求書」が提出された場合、当事者の他方へも「標準報酬改定通知書」を送付することになっていますが、宛所不明等で差し戻された標準報酬改定通知書の取扱いについてご教示ください。 1. 合意分割と 3 号分割でマニュアルの表現が違うことの意図は何か。 2. 宛所不明等で差し戻された場合、住民票や公正証書等の添付書類により推測できる住所へ再送付すべきか。 3. 住所の確認ができないときは、どのように取り扱うべきか。 ・送達不能の管理簿等の作成の要否。 ・廃棄の是非と保管期限。 ※3 号分割の場合、特定被保険者は分割請求が行われた事実すら知らない場合もあります。	1. 2. について 当事者双方に、標準報酬改定請求書に記載された住所へ送付した標準報酬改定通知書が宛所不明等で差し戻された場合には、添付書類で確認できる住所へ再送付してください。なお、通知書差戻しがあった日と再送付した日については、管理簿を作成し、事蹟を残してください。 3. について 上記の方法によっても住所が確認できない場合には、送達不能の事蹟を残し、標準報酬改定請求書と同一期間、一緒に保管してください。
	標準報酬改定 請求書(合意分 割)	2	離婚分割請求 時の戸籍謄本 等の取扱いに ついて	—	当事者の一方が「離婚分割の標準報酬改定請求書」を提出しようとする際、当事者の他方の戸籍謄本や住民票等を揃えることができない場合、どのように取り扱うべきかご教示ください。 1. 家庭裁判所の審判（判決）は確定しているが、当事者の一方が心情的に手続きに協力しない場合がある。 2. 当事者が、当事者の一方の戸籍や住民票等を揃えようとしても、個人情報保護の関係で、市区町村が拒否する場合がある。（当事者の一方の居所を知らされていない場合もある。） 3. 必要書類が整わない以上、請求できないものとして取り扱うべきか。 4. 当事者が揃えられない客観的な事情を申し立てることにより、職権請求することは可能か。	法律上、戸籍（住民基本台帳）に記載されている者以外の者（以下「本人等以外の者」という。）は、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために必要がある場合、戸籍謄本等（住民票）の交付の請求をすることが認められています（戸籍法第 10 条の 2、住民基本台帳法第 12 条の 3）。 ただし、本人等以外の者からの戸籍謄本等（住民票）の交付の請求に対し、交付を認めるか否かは、各自治体の判断によるため、交付が受けられない場合は日本年金機構が第三者請求を行うなど、柔軟な対応をしてください。結果的に、必要書類が揃わないようであれば、却下となります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	標準報酬改定請求書（合意分割）	3	当事者の一方が死亡した場合の年金分割について	厚生年金保険法第78条の2 厚生年金保険法施行令第3条の12の7、第3条の12の14 厚生年金保険法施行規則第78条の4	1号改定者が老齢厚生年金受給中であり、2号改定者が年金受給待機者の場合、標準報酬改定請求を行うと1号改定者の年金額が減額し、2号改定者は分割の効果を受けることができず、当事者間では不利益のみ生じることになります。そのため、請求時期についてご検討いただくよう説明を行ったところ、請求期限の2年まで改定請求を行わないとのことでした。 しかしながら、請求時期を延ばすことによって万一のときも想定しなければならないため、当事者の一方が死亡した場合について疑義が生じました。下記の事項についてご教示願います。 1. 当事者の一方が死亡した場合の合意書での請求は、死亡前に合意書及び万一のときは委任するという委任状の作成を行っていれば請求は可能でしょうか。 2. 改定の請求期限について、業務処理マニュアルにおいて3号分割は死亡後1ヵ月以内と記載されていますが、合意分割には記載がありません。同様の取扱いでよいのでしょうか。	1. 本件の場合、「合意書」による改定請求は行えません。（厚生年金保険法第78条の2、施行令第3条の12の7、施行規則第78条の4） 2. 保険料納付記録は一身専属制があることから、実際には、死亡した者の保険料納付記録を分割することはできません。そのため、死亡した者の相手方が分割請求をしてきた場合は、原則として、死亡した者の保険料納付期間を分割することはできません。しかしながら、その特例として厚生年金保険法施行令第3条の12の7及び第3条の12の14により、3号分割も合意分割も、離婚後2年以内であって、死亡後1ヵ月以内であれば死亡日の前日に改定請求があったものとみなされます。
	標準報酬改定請求書（合意分割）	4	標準報酬改定（合意分割）を代理人が請求した場合の委任状について	厚生年金保険法施行規則第78条の4第2項第2号	当事者双方の合意書による窓口請求では、代理人が来所する場合は委任状（年金分割の合意書請求用）を持参することになっていますが、委任状の「代理人（委任をされる方）」欄の筆跡が明らかにご本人の筆跡と異なる場合、その委任状は有効として取り扱ってよいでしょうかご教示願います。 委任状の裏面注意事項では、「ご本人（委任をする方）」欄については「ご本人が必ず署名してください」の文言があるのに対し、「代理人（委任をされる方）」欄については「ご本人が誰を代理人にするかを決め、その方の氏名…を記入してください」とあり、誰が記入するのか明示されていません。 1. 委任状を渡したことにより、その者に委任したと推認して有効とする。 2. ご本人が誰を代理人に決定したか明確でないため、無効とする。 いずれで対応すべきでしょうか。	代理人の委任状は、「第1号改定者又は第2号改定者の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）」とされています。 「ご本人（委任をする方）」欄と「代理人（委任をされる方）」欄の筆跡が異なっていたとしても、厚生労働省令（厚生年金保険法施行規則第78条の4第2項第2号口）に定める内容を満たしていれば正当な委任状として対応してください。 委任状について不審な点があれば、ご本人（委任をする方）の意思を確認することが必要となります。その場合、委任者と受任者の関係に配慮し、受任者に承諾を得たうえで、ご本人へ連絡をするなどの対応をお願いします。
	標準報酬改定請求書（合意分割）	5	標準報酬改定請求書提出時の印鑑登録証明書の有効期限について	平成17年12月16日庁保発第1216001号	標準報酬改定請求書を当事者双方の合意書により窓口で手続きする場合の当事者又は当事者の代理人を確認する書類としての印鑑登録証明書、代理人が持参する当事者の印鑑登録証明書の有効期限についてご教示ください。 婚姻関係を明らかにする書類、当事者の生存を確認する書類の有効期限については、過去の疑義照会により、「3戸籍の抄本等の取扱い」に準じ、提出日から6ヵ月以内に交付されたものを求めることとの回答が出されていますが、印鑑登録証明書についての有効期限については取扱いが示されていません。 「年金受給権者の年金給付関係届書添付書類に関する事務の取扱	印鑑登録証明書の有効期限は、「6月以内」とします。また、離婚前に発行された印鑑登録証明書の有効性についても、以下のとおりです。印鑑証明書そのものに有効期限は存在しないものの、年金分割にはより慎重な対応・処理を必要とする考えから、他の添付書類に準じ「6ヵ月以内」等の有効期限を設けることが妥当と考えます。 「印鑑証明書」は離婚等によって印鑑証明としての有効性を失うものではないことから、離婚後も同一の氏名であれば離婚成立前に発行されたものであっても、提出日から6ヵ月以内に交付されたものであれば、本人確認のための添付書類として有効と考えます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
					いについて」の「3 戸籍の抄本等の取扱いについて」（平成 17 年 12 月 16 日庁保険発第 1216001 号）に準じ、厚生年金保険法施行規則に記載のないものに該当し、請求日から 6 ヶ月以内に交付されたものとなるのか、また、離婚後も氏名が同一の場合、離婚前の交付日のものでもよいかご教示ください。	
	標準報酬改定請求書(合意分割)	6	標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)にかかる生存を証明することができる書類について	厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号	標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)の添付書類については、厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に「標準報酬改定請求のあった日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類」を添付することになっていますが、この「当事者の生存を証明することができる書類」の範囲については、住民基本台帳照会回答票は含まないと解釈してよいか、またその根拠についてご教示願います。	厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に規定する「書類」については、請求者が、請求書を提出するときに添えるものです。住民基本台帳法第30条の7第3項の規定による本人確認情報については、請求者が、請求書を提出するときに添えるものではなく、厚生労働大臣が総務省令で定める事務を処理するときに都道府県知事より提供を受けるものです。 よって、住民基本台帳照会回答票は、厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に規定する「標準報酬改定請求のあった日前1月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類」に含まれません。
2017/3/23	標準報酬改定請求書(合意分割)	7	年金分割通算対象期間について	厚生年金保険法第78条の2第1項、第2項 厚生年金保険法施行規則78条の2	＜事例＞ 法律婚 昭和 58 年1月19 日～平成 19 年6月25 日（離婚日） 事実婚 平成 19 年 6 月 25 日～平成 19 年 7 月 3 日 法律婚 平成 19 年7月3 日～平成 21 年11 月2 日（離婚日） 標準報酬改定請求書の社会保険事務所受付日 平成 21 年11 月 25 日 上記のケースの場合、それぞれの婚姻期間に対し、請求とされています。また、事実婚（第三号被保険者期間該当期間）と法律婚とは、通算での請求が可能とされています。事実婚以前の法律婚が通算できない具体的な根拠について、ご教示願います。また、これまでに事例として認定されるケースがあれば、併せてご教示願います。	厚生年金保険法第78条の2第1項においては、離婚等をした場合であって、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているときには、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について「対象期間」に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができると規定されています。 「対象期間」については、同法施行規則第78条の2第1項に定義されており、同第2項において事実婚関係にあった当事者については、当該当事者が婚姻の届出をしたことにより事実婚関係が解消した場合は、法律婚期間に事実婚第三号被保険者期間を通算した期間とされています。 同法施行規則78条の2の趣旨は、離婚分割の対象となる婚姻期間が複数ある場合は、原則それぞれの婚姻期間について請求しなければならないが、例外的に、事実婚関係にあった者が婚姻をすることによりその事情を解消した場合は、事実婚関係の期間を通算し、一つの期間として請求することができる、ということです。 したがって、本事案の昭和 58 年1月19 日～平成 19 年6月25 日までの法律婚期間については、平成 19 年 6 月 25 日～平成 19 年 7 月 3 日の事実婚期間及び平成 19 年 7 月 3 日～平成 21 年11 月 2 日の法律婚期間と通算することはできません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	老齢福祉年金 諸変更等の処理	1	老齢福祉年金 受給権（全額停止者）の死亡失権処理について	老齢福祉年金支給 規則第 5 条、第 12 条 国民年金法第 105 条、第 108 条 給付指 2010-144	老齢福祉年金の全額停止者については、毎年の現況届（所得状況届）の提出が義務付けられておらず、受給権者からの現況届が未提出となっている場合があります。また、協力が得られない市区町村もあるため、受給権者（全額停止者）の生存確認には大変苦慮しています。 そのような中、既に死亡しているにもかかわらず、死亡届が未届けとなっているケースが多数存在することが判明しました。この場合、次の方法で生存確認を行い、死亡が確認できる者については、職権で死亡失権処理を行うことはできないでしょうか。 1. 疑義照会回答を準用し、戸籍等を交付要求により取得した上で、死亡が確認できた者について死亡失権処理を行う。 2. 公的年金受給による全額停止者について、窓口装置上で他年金の死亡失権が確認できる場合（共済年金受給者は除く）は、その事実をもって死亡失権処理を行う。	貴見のとおり対応いただきますようお願いいたします。また、老齢福祉年金受給権者台帳には、職権にて失権処理を行った旨（死亡日の確認方法などを含む。）を備考欄に記載してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	特別障害給付 金請求書	1	特別障害給付 金返納債権の 時効について	特定障害者に対する 特別障害給付金 の支給に関する法 律第 16 条	以下の事例のように、特別障害給付金の受給資格者に公的年金等が遡って決定された場合、特別障害給付金における返納はどこまで遡るべきでしょうか。 <事例> 平成 17 年 5 月分より特別障害給付金を受給していた方に、平成 17 年 3 月受給権発生の老齢年金の決定が行われた。老齢年金は請求書受付日が平成 22 年 10 月のため、平成 17 年 7 月以前は時効消滅となり、実際の支給は平成 17 年 8 月分からとなる。 特別障害給付金においては支給額の調整を行うため、支給調整事由該当届を老齢年金請求書と同日の平成 22 年 10 月に提出いただいた。 この場合、老齢年金については平成 17 年 8 月分から遡って支給されますが、特別障害給付金は支給調整事由該当届を提出いただいた平成 22 年 10 月が時効の起算となるのでしょうか。	民法第 166 条 第 1 項の規定によると「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」とされています。 返納金債権は、支払日の翌日を消滅時効の起算日とします。納入告知を行う場合は、「納入告知をする日」を消滅時効の判定日とし、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 30 条により内払い調整を行う場合は、「支払調整を開始する支払日の属する月の前月末日」を消滅時効の判定日とし返納対象期間を確認した上で返納額を算出されます。 よって、本件の特別障害給付金の返納金は、仮に平成 22 年 12 月 20 日に返納金の納入告知を行うとする場合、返納対象期間は平成 17 年 12 月分からとなります。
	特別障害給付 金請求書	2	特別障害給付 金の支給調整 について	—	特別障害給付金の支給調整について、特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律第 16 条にて「老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは・・・」と支給の調整について定められており、同法施行令第 6 条 1 号、2 号他にて「国民年金法及び旧国民年金法の規定による年金たる給付」「厚生年金保険法及び旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付」と支給調整の対象となる給付について規定されているところです。 この度、特別障害給付金受給者に厚生年金基金加入歴があり、老齢厚生年金の他に厚生年金基金からも代行部分を含めた給付を受給されている事例があり、基金が支給する部分も支給調整の対象となるのか疑義が生じました。 上記の施行令上は、支給調整の対象となる給付として特に老齢厚生年金とは限定されていない。また、厚生年金基金から支給される老齢年金給付についても厚生年金保険法の規定による年金たる給付であり、老齢厚生年金と厚生年金基金から支給される老齢年金給付どちらも支給調整の対象となると考えますがいかがでしょうか。ご教示願います。	厚生年金基金からの給付については、支給調整の対象とはなりません。 <解説> 特別障害給付金の支給の調整については、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 16 条に「特別障害給付金は、特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、政令で定めるところにより、その額の全部又は一部を支給しない（略）」と規定され、政令である特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（以下「施行令」という）第 6 条第 2 号に「厚生年金保険法及び旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付」と規定されています。 また、厚生年金保険法第 32 条第 1 号に「この法律による保険給付は、次のとおりとする。」として「老齢厚生年金」となっています。厚生年金保険法第 43 条第 1 項に「老齢厚生年金の額は（略）を乗じて得た額とする。」とされ、厚生年金保険法第 44 条の 2 には「被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する老齢厚生年金について（略）第 43 条第 1 項に規定する額は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であった期間に係る（略）額（略）を控除した額とする。」とされています。 したがって老齢厚生年金の額というのは、老齢厚生年金から厚生年金基金支給部分（代行部分）を除いたものということとなり、特別障害給付金の支給調整について厚生年金基金を含めないこととなります。 なお、厚生年金基金の給付について厚生年金保険法第 130 条に「基金は第 106 条の目的を達成するため、加入員又は加入員であった者の老齢に關し、年金たる給付の支給を行うものとする。」とあり、文言が施行令第 6 条第 2 号「厚生年金保険法及び旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付」とは相違していますので申し添えます。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	その他	1	脱退手当金申立事案の年金事務所段階での記録回復の可否について	平成 21 年 12 月 25 日 庁 保 険 発 第 1225001 号 平成 21 年 12 月 25 日 社会保険庁運営部年金保険課事務連絡	脱退手当金に係る第三者委員会への申立事案において、平成 21 年通知の脱退手当金に係る年金事務所段階での記録回復基準 1(1)アでの旧姓表示の解釈に疑義が生じたのでご教示ください。 平成 21 年通知において、「申立人の婚姻等による改姓後 6 ヶ月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合」とありますが、事務連絡において「申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票・・・により確認を行う」とあるため、旧姓表示の確認については申立期間において改姓後の厚生年金被保険者期間がある場合に限り判断してよいでしょうか。 下記の申立事案があり疑義が生じたので照会します。 【脱退手当金支給期間】 昭和 38 年 10 月 26 日～昭和 41 年 5 月 21 日 支給日 昭和 41 年 12 月 27 日 【脱退手当金未支給期間】 昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 36 年 8 月 4 日 婚姻日 昭和 41 年 6 月 13 日 なお、平成 22 年通知基準には該当せず、平成 21 年通知基準における上記箇所以外の可否確認票の内容については、年金事務所段階での記録回復要件に該当します。	照会案件の脱退手当金に係る年金事務所段階での記録回復基準については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成 21 年 12 月 25 日 庁 保 険 発 第 1225001 号）にある「申立人の婚姻等による改姓後 6 ヶ月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合」が厚生年金保険被保険者資格喪失後の婚姻等による改姓の場合でも判断基準となるか否かです。 上記通知に係る事務処理の取扱いとして、申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号払出票により、申立人の記録が旧姓表示か否かを確認し、旧姓表示であれば当該基準に該当するものと判断するとあります。 以上のことから、婚姻等による戸籍氏名の改姓後に厚生年金保険の被保険者期間が存在することが前提であると思慮されます。よって資格喪失後の婚姻等については、該当要件の基準とはならないと判断することになります。
	その他	2	収監されていた障害基礎年金受給権者の出所後の対応について	国民年金法第 30 条の 4、第 36 条の 2	障害基礎年金（国民年金法第 30 条の 4）受給権者が収監されたため、年金支払の保留処理をしています。ご本人が出所した際の対応について照会します。 収監による行政処分による停止及び解除の日付を確定する必要がありますが、その為にはどのような書類を受給権者より提出してもらえばよいでしょうか。 支払必要な期間について、受給権者の所得確認をする必要がありますが、平成 22 年連名簿の時には、本人が収監されていることもあり、市役所から税申告が「未申告」との情報提供を受けています。その場合には、前述の収監期間を確認した書類より、その間は無収入とみなすことができるのでしょうか。	本件については、支給停止期間確定のため、刑確定日・入所日・出所日等に係る刑事施設長の証明書の提出を求めてください。 また、支給停止事由消滅後の年金の支払に係る期間の所得確認については、当該証明書及び市役所からの税申告が「未申告」との情報から、一律に無収入と判断することはできません。受給者に税申告の手続きをしていただくよう案内してください。
	その他	3	請求遅延に関する申立書の添付について（基本権の時効消滅について）	厚生年金保険法第 92 条 国民年金法第 102 条	年金請求書の受付日が、受給権発生日以後 5 年を経過している場合、時効に関する申立書、もしくは請求遅延に関する申立書を添付することになっていますが、受給権発生日後に年金が全額支給停止となる期間があり、全額支給停止となる期間を除くと受給権発生日から 5 年を経過していない場合も請求遅延に関する申立書の添付は必要でしょうか。	国民年金法第 102 条第 2 項及び厚生年金保険法第 92 条第 2 項の規定により、全額支給停止されている間は時効が進行しないため、全額支給停止されている間を除き、受給権発生日から 5 年を経過していない場合は、請求遅延に関する申立書の添付は不要です。 請求遅延に関する申立書を不要とする場合は、全額支給停止されているかを年金見込額照会等により確認してください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	その他	4	国税通則法第 42 条による年金の代位請求について	国税通則法第 42 条	老齢基礎年金未請求者で市税の滞納がある者について、国税通則法第 42 条により市役所の税務当局が老齢基礎年金の請求を代位行使することができるのでしょうか。また、代位行使できる場合には、本来請求か繰下げ請求かを選択することができるのでしょうか。	年金の受給権の一身専属性は、国民年金法第 24 条及び厚生年金保険法第 41 条に明確に示されています。 また、各条のただし書きは、「国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。」とされており、代位請求を行うことまでも認めているものではありません。
	その他	5	脱退手当金記録及び厚生年金基金記録代行返上の取扱について	厚生年金保険法昭和 60 年改正法附則第 75 条	<事例> 生年月日 昭和 25 年 4 月 5 日（女性） 厚生年金保険資格取得 昭和 41 年 4 月 1 日 厚生年金基金加入 昭和 43 年 5 月 1 日 厚生年金保険資格喪失 昭和 47 年 4 月 6 日 マイクロフィルムにて資格記録を確認すると、昭和 47 年 6 月 2 日の「脱退」という日付印が表示されており、脱退手当金支給済期間であったことが推測できます。しかし、現在のオンラインシステム上では、脱退手当金支給記録の表示がないため、年金支給可能期間になっています。次の資格記録が昭和 47 年 6 月 12 日取得のため、脱退手当金記録を取り消した経過は不明です。 次に、上記加入記録のうち、昭和 43 年 5 月 1 日より厚生年金基金に加入しており、以後資格喪失年月日まで継続して加入員の資格記録となっています。当該厚生年金基金は平成 14 年 9 月 1 日に解散しており、平成 15 年 12 月 1 日に代行返上認可となっています。企業年金連合会へ問い合わせたところ、加入員記録は存在していない旨の回答がありました。また、当時の当該厚生年金基金は、脱退手当金の手続きとともに基金の精算も同時に行われていたケースがほとんどであったとのことでした。 これを踏まえ、脱退手当金支給済期間であったと推測できる加入記録を、このまま年金支給してよいでしょうか。 また、年金支給するべきものと判断された場合、代行部分の支給に関する義務は企業年金基金連合会に移管されることとなりますが、精算済であることを踏まえたうえで、種別を 6 種の状態のままか、又は代行返上種別に訂正するべきかお伺いします。	本件については、脱退手当金支給記録取消に至った経過は不明であるものの、支給したとする事実を日本年金機構側で立証できない限り、当該期間を脱退手当金支給済期間とすることはできません。 したがって、種別は 6 種のまま手続きを進めてください。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	その他	6	郵便局窓口受取の未支給年金支払に係る時効の起算日について	国民年金法第 102 条 厚生年金保険法第 92 条 民法第 166 条 会計法第 30 条、第 31 条	平成 18 年 3 月 1 日死亡の受給権者に係る未支給支払（郵便局窓口受取）の時効起算日はいつからになりますか。なお、未支給請求書は平成 18 年 3 月 22 日に受付済です。 窓口装置上では、平成 18 年 2 月、3 月分の未支給支払日は平成 18 年 6 月 15 日であり、平成 19 年 7 月 11 日に期限経過（1 年）の表示となっています。 国民年金法第 102 条第 1 項では「その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは、時効によって、消滅する。」とあり、民法第 166 条第 1 項では、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあります。 上記の場合、国民年金法第 102 条にある「支給事由が生じた日から 5 年」とは未支給請求日についてであり、権利行使可能日は平成 18 年 6 月 15 日であるから、時効の起算日は平成 18 年 6 月 15 日と考えてよいでしょうか。 又は、未支給の送金通知が手元に届いたときから起算すべきでしょうか。その場合、手元に届いた日は未支給請求者の申立日としてよいでしょうか。もしくは、死亡日の平成 18 年 3 月 1 日からの起算になりますか。	本件は、未支給年金を請求し送金通知書をもって受け取るべきところ、支払日から 1 年経過したため、再び送金通知書の交付請求（償還請求）があり、その償還請求の時効の起算日について疑義が生じたものです。 年金法上における時効については、例えば国民年金法第 102 条において「年金給付を受ける権利…は、その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは、時効によって、消滅する。」と規定されていますが、未支給年金の権利については、既に請求を行っていることから発生しています。よって、償還請求の時効について、年金法上の時効の規定を適用することは妥当ではなく、償還請求の時効の起算日については、民法第 166 条第 1 項（消滅時効の進行）の規定を適用することになります。 民法第 166 条第 1 項によると「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあるため、仮に死亡日や送金通知書が手元に届いた日を時効の起算日とした場合、当該日において年金を受領する（権利を行使する）ことができません。よって償還請求の時効の起算日は「権利を行使することができる時」である、郵便局において払出しが可能な平成 18 年 6 月 15 日となります。
	その他	7	旧令共済組合期間のある方に厚生年金保険被保険者期間が判明した際の厚生年金保険第四種被保険者期間削除について	旧厚生年金保険法第 17 条 2 項 附則第 28 条の 2	旧令共済組合期間のある方に厚生年金保険被保険者期間（以下「厚生年金期間」という。）が判明しました。これによって厚生年金保険第四種被保険者期間（以下「第四種期間」という。）を削除する必要がありますでしょうか。 <事例> 大正 5 年 2 月 11 日生まれ、厚生年金期間が 235 月（うち第四種期間が 12 月）、旧令共済期間 39 月の方に、40 歳以前の厚生年金期間が 32 月あることが判明しました。 老齢厚生年金を新規裁定した当時は、厚生年金期間 168 月、第四種期間 12 月の計 180 月として、40 歳以降 180 月の納付要件で受給権を確保しています。 記録を追加したことによって旧令共済組合期間 39 月、厚生年金期間 194 月、第四種期間 7 月の計 240 月で期間満了するため、第四種期間の残りの 5 月を削除する必要があるでしょうか。	第四種期間の削除は不要です。 旧厚生年金保険法第 17 条第 2 号には「第 42 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき」とあり、「受給権を確保したとき」と規定されていません。 したがって、旧令共済組合期間を含めて受給権を確保できたことを理由に、第四種被保険者の資格を喪失させる必要はありません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	その他	8	不在者財産管理人による年金支給停止措置の可否について	国民年金法第 20 条の 2 厚生年金保険法第 38 条の 2 民法第 28 条、第 103 条	年金受給権者の不在者財産管理人に選任された者が、不在者の死亡・失踪宣告に先立ち、年金支給停止措置をとることは可能でしょうか。	民法第 25 条に定める不在者の財産管理人の権限は、民法第 103 条第 1 号及び 2 号に定める「保存行為」及び「権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為」とされています。 「申出による支給停止」を行うことは、本人自身の申出による行為が原則であり、また、本人の意思を確認する必要があるため、財産管理人が申出をすることは、認められません。ただし、民法第 28 条に規定する家庭裁判所の許可がある場合は除かれます。 なお、財産管理人からの申出により、一旦、年金の支払を保留する処理をすることは、財産の現状を維持する保存行為となるため、行うことは可能です。また、疑義照会【No. 2010-281】も参考としてください。
2017/3/23	その他	9	農林共済の第四種期間と厚生年金期間が重複した場合の取扱いについて	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 107 号）附則第 3 条第 1 項、農林共済廃止前の厚生年金保険法第 12 条第 1 項第 1 号ロ	<事例> 昭和 25 年 2 月生の男性 農林共済第四種期間 *昭和. 62. 2. 22～昭和. 63. 4. 1 厚生年金期間 *昭和. 62. 3. 23～平成. 9. 2. 21 以上の記録のように農林共済第四種期間と厚生年金期間が重複している場合の取扱いについてご教示願います。 農林共済第四種期間を記録補正し還付請求を行うのか、記録補正をせず農林共済第四種期間と厚生年金期間を合算して支給する取扱いをする場合は、どのように報酬月額と加入月数を取扱うのかをご教示願います。	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 107 号）附則第 3 条第 1 項において、昭和 61 年 4 月以降も農林共済の任意継続組合員の規定は、なお効力を有するとされ、次項において、任意継続組合員又は任意継続組合員であった期間は組合員又は組合員であった期間とみなし、昭和 60 年改正後の農林共済法の規定を適用することとされています。 一方、厚生年金保険の被保険者の適用除外となる者については、農林共済廃止前の厚年法第 12 条第 1 項第 1 号ロにおいて、単に「組合員」と規定しているが、同法附則第 4 条の 6 において厚年法にある「組合員」を「組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）」と読み替えるもののなかに、適用除外の規定は含まれていません。 また、農林共済法においても、任意継続組合員と他制度との重複を認めない特段の規定はありません。 よって、農林共済の任意継続組合員が厚生年金保険の被保険者となった場合は、重複期間が認められるため、記録を補正する必要はありません。 この場合、老齢厚生年金については、厚生年金保険同士の重複の場合の報酬合算の取扱いとせず、それぞれの報酬及び期間ともに計算の基礎としており、老齢基礎年金については、厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎としています。 なお、厚生年金保険法附則第 4 条の 6 の読替えにより、厚生年金保険の被保険者が農林共済の任意継続組合員となった場合は厚生年金保険の被保険者資格を喪失することに留意願います。